

もっと 知りたい 琴浦町



ことしの仕事

令和5年度（2023年度）

SDGs(エスディージーズ)

SDGsとは、持続可能な世界を実現するため、国連で全会一致で採択された国際目標のことです。「貧困の撲滅」や「クリーンなエネルギー」、「平和と公正」など、2030年までに達成を目指す17の目標が定められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの2つの特徴、考え方

SDGsの特徴、あるいはSDGsの考えを導入することで重要な点は2つあるといわれています。

1つ目は、「未来の目線から今を見る」ということです。SDGsの目標は、2030年のあるべき世界・社会の姿から定められており、将来を基準に現在を考えていくものです。

2つ目は、「様々な分野から総合的に課題を考える」ということです。SDGsは包括的に17の目標が定められておりますが、一つの目標を入り口にして、その他複数の目標と関連させながら考えていくものです。

社会の多くの課題は、相互に複雑に絡み合い関連し合っているため、それぞれの関連を把握し、総合的に考え、取り組んでいくことがより重要になっています。

SDGsの目標アイコンを表示

これまで、琴浦町の取り組んできたまちづくりとSDGsは、とても親和性が高いものと考えています。

また、今後のまちづくりの中で、上記のSDGsの特徴、考え方も上手に取り入れ取り組んでいきたいと考えております。本書の中においても、関連する事業に上記の目標アイコンをいれて表示しています。

発行にあたり



町の仕事は、多くの町民のみなさまのご理解とご協力によって進めていきたいと考え、昨年度に引き続き、「もっと知りたい琴浦町ことしの仕事 令和5年度（2023年度）」を作成しました。

今年度の予算編成にあたりましては、SDGs（持続可能な開発目標）の精神を活かし、「①人を大切に」、「②魅力ある環境」、「③輝く産業経済」を柱に、次世代に責任を持てる持続可能なまちづくりに挑戦していきます。

あわせて、「ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言」を表明し、脱炭素社会に向けてごみの減量やクリーンエネルギーの導入を推進します。

予算総額を121億5,031万円とし、前年比15.4%の増額となっています。ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事など、大型事業もあり過去最大の予算規模となりました。

本冊子は一般的な予算書や予算説明書などとは異なり、町民のみなさまに身近なこととして感じてもらえるように分かりやすい表現に努め、「まちの仕事」と「貴重な税金の使途」を担当部署ごとにまとめました。

「部落自治振興事業一覧」では、各自治会でご活用いただける各種補助金制度を紹介しています。今年度より、「小型除雪機購入補助金」「町道支障木伐採支援事業補助金」を新設し、追加しました。より一層のご活用をいただければと思います。

資料編では、将来の人口見込みのほか、今後の財政収支の見込みについても掲載しています。

本冊子をお読みいただき、町政運営のあり方や皆さまに納めていただいている税金の使われ方について、関心をもって、ご家庭や地域、職場で話題としてください。ご意見ご質問などありましたら、各担当におたずねください。

令和5年5月

琴浦町長 福本 まり子

今日ひとつのナゾにたどり着いた

中学生探偵

ぼくは惑星コトウラに住む

虫歯になったから歯医者さんへ行ったんだ

そしてその時ぼくは気づいた

ぼくの前と同じ医療費がいつもだったこと

530円!

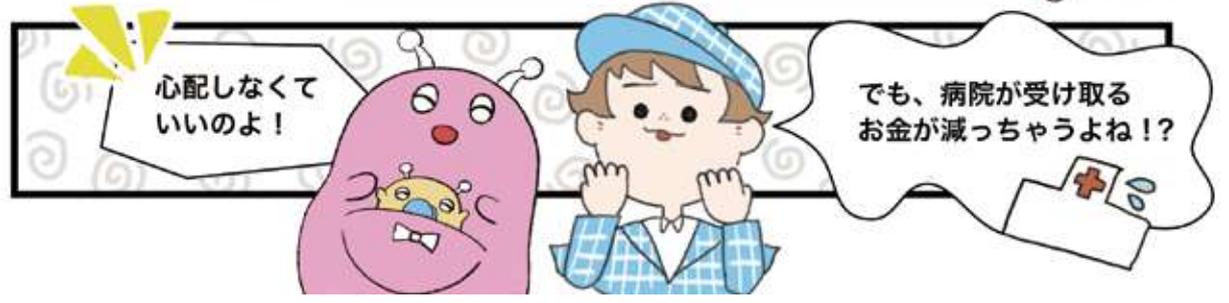
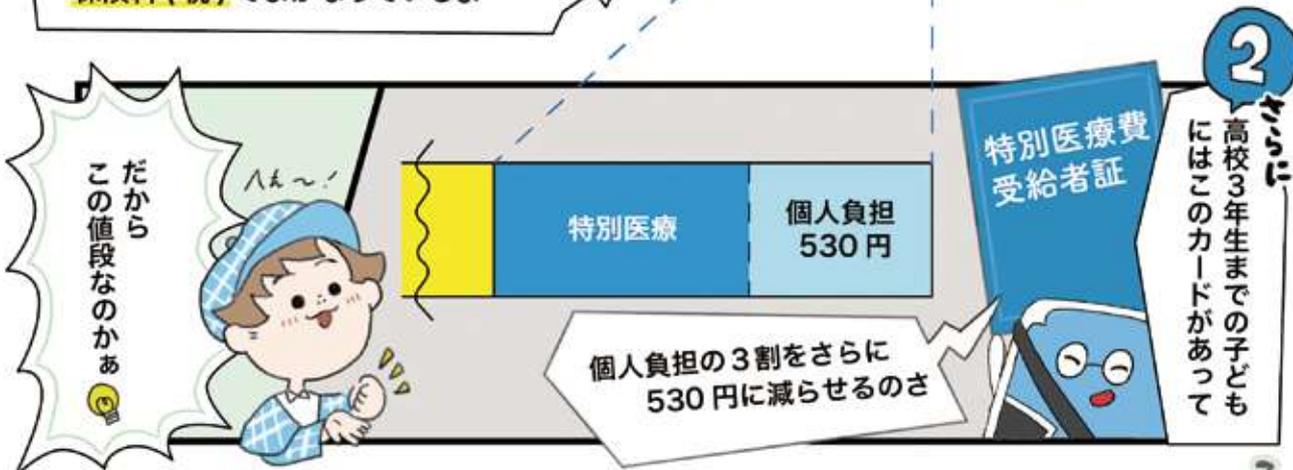
私たちが教えてあげるよ

病気やケガで病院へ行くと医療費 支払うわよね 金額はこんな感じなの

子ども(高校3年生まで)

薬局	入院/一日	通院/一日
無料	1,200円	530円 (病院ごと)

惑星コトウラ星人とは
惑星コトウラに生息し「小さいくせにぜんぶある惑星コトウラ」を「カルチャー」「クリエイティブ」「グルメ」「ネイチャー」「ライフ」の5つの分類に分けて発信する星人なのだ!



鳥取県独自の制度

鳥取県 琴浦町 個人負担
特別医療

特別医療費負担分を
県と町が半分ずつ
病院へ支払っているの

ま! 健康じゃあないや
一歳はあじや
へえ~
それは安心だ!

税金
税金
みんなが
納める

県や町が病院へ
支払っているお金は
どこから入ってくる
お金なの?

税金だよ
消費税
も

例えば・・・
買い物した時に
商品代と一緒に
支払っている

税込価格
110円

他にも

住んでいる
県や町に
給料に応じて
納めている
住民税
などなど

約 **50** 種類

とういえば
とうだね

高齢者の
健康サポートとして
トレーニング教室

通学のための
スクールバス
勉強する環境を整える
タブレット

感染予防のための
インフルエンザ
予防接種の費用

集められた税金は
こどもの医療費以外にも
暮らしのために
役立てられているよ

まだまだあるよ



税金の使い道(予算)

		町民一人あたり
子育て・医療・福祉	205,606 円	27.5%
地域づくり・広報・施設管理	188,170 円	25.2%
借金の返済	86,095 円	11.5%
農業・林業・水産業	67,970 円	9.1%
道路・住宅	65,040 円	8.7%
教育・生涯学習・スポーツ	63,393 円	8.5%
ごみ・健康づくり	33,103 円	4.4%
消防・防災	21,040 円	2.8%
商工業・観光	9,388 円	1.3%
その他	7,309 円	1.0%
合計	747,114 円	



もっと調べてきた
なってきた

もっと



さらに詳しく
見ていこう▶▶▶

絵 | 琴浦町地域おこし協力隊 前田桃子

琴浦まちづくりビジョン —第3次琴浦町総

将来像

10年後の
目指す姿

ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦

理念

まちづくりの
基本となる
考え方

共生のまち

お互いの違いを認め合い、
自分も相手も大切にできる

自然と食のまち

美しい自然と豊かな食が
新たな魅力をつくる

政策・施策・
重点項目に
ついては、
5年を目途に
見直し

重点 項目 ○R8 目標値

ふるさとへの愛着を深める、 地域に根ざした体験と学びの展開

- 今後も住み続けたい人の割合 60.0%以上
- この地域で子育てをしていきたい人の割合 75.0%以上
- 地域を考える児童生徒の割合
小6：60.0% 中3：40.0%

次世代につなげる産業と 「食」が広げる新たな魅力づくり

- 農林水産業の新規就業者 30人（5年累計）
- 主要品目の販売高 50億円
（梨、ブロッコリー、ミニトマト、白ネギ、
スイカ、繁殖和牛、酪農、グランサーモン）
- 観光入込客数 90万人

(1) 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり

- ①住宅の確保と移住定住の推進／②関係人口の拡大とつながりの強化／③町民主役の
- ⑥子どもを産み育てやすい環境づくり／⑦持続可能で利用したい地域交通の構築／⑧

(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化の

- ①子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進／②子どもたちが安心
- ④グローバルな社会で活躍できる人材の育成／⑤大人に対する学びの環境づくり／⑥

(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり

- ①誰一人取り残さない地域内での福祉の充実／②誰でも参加できる居場所づくり・生
- ④持続可能な医療・保健・介護事業の推進／⑤ニュースポーツによる健康づくりの推

(4) 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまち

- ①農畜水産物の生産振興と一次産業の担い手育成／②スマート農業の推進／③農地・
- ⑤起業、創業に対する支援の充実／⑥企業のデジタル化と多様な働き方・雇用対策の
- ⑨グルメ×アウトドアによるコトウラニューツーリズムの推進

(5) 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり

- ①自助・共助・公助による災害に強いまちづくり／②空き家の適正管理の指導と除却
- ④ごみの減量化とリサイクルの推進／⑤公共施設の集約・複合化による質の高い町民

(6) 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり

- ①町民に伝わる情報発信と情報共有／②町民参画・協働の仕組みづくり／③企業等と
- ⑥近隣自治体との行政サービス共同化の推進

上段：政策

理念、将来像
を実現する
ための方向性

下段：施策

各政策の
具体的な
取り組み

合計画—〔概要〕

計画期間：2022(R4)～2031(R13)年度



小さなくせに
ぜんぶある。
惑星コトウラ

私たちのまちは、日本海と大山に囲まれ、美しい自然と多彩な食にあふれています。この恵まれた環境こそ絆を大切に作る心豊かなひとを育む土壌と養分であり、次の世代へとしっかりと繋ぎ、さらに活かしていくべきものです。ここに暮らす一人ひとりの個性や生き方が尊重され、生きがいを持って自分自身の思いを叶えることができる、そんな「輝くひと」たちが育ち、集い、根付くまちを目指します。

進化するまち

さらなるチャレンジで
未来の暮らしを創造する

誇れるまち

このまちを大切に思い、
住み続けたいと思える

町民アンケート、無作為抽出の町民会議〔ことうら未来会議〕、東伯・赤碓中学校の生徒との話し合いの結果を基に琴浦町の目指す将来のビジョンを決定

若者の定住・Uターンへの足掛かりとなる「住まい」と「しごと」の環境整備

- 人口社会増減 △400人以下（5年累計）
- Uターン者の人数 910人（5年累計）
- 町内企業への新規就職者数 1,135人（5年累計）

情報発信と対話で築く、みんなが関わる協働のまちづくり

- 広報に対する住民満足度 3.0以上（5段階評価）
- 地区公民館と一体化した新たな地域運営組織 9地区

特に課題として取り組む項目
各政策・施策の要素を複合する指針として設定

移住定住、関係人口、地域づくり、共生、出会い、妊娠・出産、子育て、交通

地域づくり／④支え合いと共生のまちづくり／⑤パートナーと出会い、幸せを共感できるまちづくり／駅舎の活用と駅前の魅力化

まちづくり

教育、生涯学習、文化・芸術

して遊び、学べる環境づくり／③ICTを活用した個別最適な学びの提供／歴史文化資源の活用と継承／⑦文化・芸術活動の振興

健康、介護、福祉、社会参加

きがいづくり／③地域で取り組む町民一人ひとりの健康づくりと介護予防／進／⑥誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備

づくり

農林水産業、商工業、経済、観光

農業用施設の保全活動の推進／④地産地消の促進により地域の中で経済がまわる仕組みづくり／推進／⑦琴浦製品のブランド化と販路拡大／⑧道の駅を核とした周遊促進と観光消費の拡大／

防災・防犯、空き家対策、再生可能エネルギー、ごみ、公共施設、インフラ

の支援／③再生可能エネルギーの利活用による脱炭素社会への転換／サービスの提供／⑥公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理

情報発信、協働・参画、行財政改革

の連携の推進／④行政サービスのデジタル化／⑤地域に根付く職員の育成／

もっと知りたい ことしの琴浦町

1 人を大切に

誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり

誰一人取り残さない

健診項目の拡充

**聴覚検査及び
補聴器補助事業**
190万円 新規

難聴の早期治療に繋げるため、集団健診に聴覚検査を追加します。あわせて、軽度な難聴者を対象に補聴器の購入について助成します。

ピロリ菌検査及び除菌事業
58万円 新規

将来の胃がんの発生や家庭内感染を予防するため、中学2年生を対象にピロリ菌検査と、感染者を対象に除菌治療を行います。

妊婦のパートナー歯科健診
5万円 拡充

妊婦歯科健診と併せてパートナー歯科健診の実施により、保護者の予防歯科に対する認識を高め、乳幼児の口腔内の衛生状況の改善に繋がります。

ひとり親家庭の自立支援

**養育費にかかる公正証書等
費用助成**
10万円 新規

養育費の取り決めの債務名義化を促進するため、公正証書等の作成費用を助成します。

妊娠期からの相談支援

母子健康管理システムの導入
3,003万円 新規

システムを導入し、保護者の利便性の向上を図るとともに、職員の業務効率化による時間の削減により相談業務や保護者支援を充実します。

介護予防

介護予防教室「げんきもん」
396万円 拡充

65歳以上の方を対象に運動機能の向上、認知機能の維持を目的とし、教室数を拡充して実施します。

人と人とのつながり

まちづくりセンターモデル事業

モデル事業交付金
429万円 新規

住民参画による賑わいづくりや地域の課題解決など、活動の幅を広げた新たな地域活動を推進していくため、まちづくりセンター化に向けた地域の形を検討します。

自治会の除雪機導入支援

小型除雪機購入補助金
200万円 新規

自治会が自主的に除雪活動をするために、小型除雪機の購入や、トラクターに設置する除雪パーツの購入等の経費の一部を助成します。

自治会の公園整備支援

自治振興交付金
100万円 新規

自治会が所有する広場に子ども用遊具の設置等を行う経費の一部を特別交付金として助成します。

子育て支援

若者・子育て世帯の移住定住

暮らそうコトウラ！新築奨励金
2,670万円 新規

若者・子育て世帯を対象とした新築奨励金を新設し、移住者の増加と定住を促進します。

給食費保護者負担の軽減

物価高騰分の公費負担
705万円 新規

物価高騰により、学校給食費の単価を見直しますが、保護者負担分は据え置きし、増額分を町で負担します。

児童の健全育成

放課後児童クラブの運営委託
4,500万円 新規

利用ニーズに対応した児童クラブの運営体制と児童の育成支援の充実を図るため、民間に運営を委託します。

主要事業編



2 魅力ある環境

安心・安全な暮らしを守り持続可能なまちづくり

壊さない環境

ごみの減量化とリサイクル

分別回収実証実験
346万円 新規

ごみの減量とリサイクル率の向上を目指し、プラスチック（硬質プラスチック含む）と生ごみの分別回収実施に向けて、実証実験を行います。

活かす施設

こども園・地区公民館の建設

ふなのえこども園・
成美地区公民館の建設
9億8,282万円 継続

令和6年9月の供用開始に向けて、新築工事を行います。森林環境譲与税を活用し、木製の園児用机等を設置します。

地域の拠点整備

旧以西小学校改修事業
410万円 新規

まちづくりセンター化に向けた地域の拠点として旧以西小学校の改修を行うための実施設計を行います。

災害に強い環境

豪雨災害対策

防災減災浸水被害対策事業
9,848万円 新規

今後の浸水被害防止のため、田越・笠見地区、公文地区、三保・鋤地区において、流域調査や、改修工事を行います。

避難所の環境整備

非常電源装置の設置
409万円 拡充

避難所において、停電発生時に必要な電源を確保するために非常電源装置を設置します。

消防団設備の充実

消防ポンプ車整備
3,067万円 新規

第6分団の消防ポンプ車は、導入から20年を経過していることから、消防ポンプ車を更新します。

3 輝く産業経済

産業が生まれ出す地域経済好循環のまちづくり

産業経済の立て直しと琴浦ブランド化の推進

果樹（梨）振興対策

新甘泉等特別対策事業
4,800万円 拡充

高価格で安定している「新甘泉」「王秋」「二十世紀」の栽培面積拡大とあわせて、早期成園化、省力化、高品質化に取り組む農家を支援します。

水産業振興対策

赤碕港水産物の高付加価値化と道の駅ポート赤碕魅力向上
810万円 新規

赤碕町漁協直売センターに一夜干し製造ができる冷風乾燥機を導入し、加工品の開発等特産品づくりの取り組みを行うとともに、道の駅再生人として活躍されているアドバイザーを招へいし、道の駅ポート赤碕の集客力アップを目指します。

DXの推進

町税・使用料の納付

コンビニ収納
キャッシュレス決済収納
333万円 拡充

コンビニで支払いができる使用料等の科目を増やすほか、役場窓口における各種証明書発行手数料や公共施設の使用料について、スマホアプリによるキャッシュレス決済での支払いを可能とし、利便性を向上します。

目 次

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
	SDGsについて				
	発行にあたり				1
	まんが編				2
	琴浦まちづくりビジョン—第3次琴浦町総合計画—〔概要〕				6
	主要事業編				8
	目次				10
01	議会事務局				
	01	議会費	議員報酬等	議員報酬等	16
			議会だより（議会広報）	議会だより（議会広報）	16
			議会改革	議会改革	16
	02	監査事務	定期監査・決算審査・随時監査	定期監査・決算審査・随時監査	16
02	総務課				
	01	職員の給与	役場職員の給与	役場職員の給与	17
	02	町長交際費	町長交際費	町長交際費	17
	03	職員育成	職員研修	職員研修	17
	04	財政管理費	財務諸表作成	財務諸表作成	17
			ふるさと未来夢寄附金（ふるさと納税）	ふるさと未来夢寄附金（ふるさと納税）	18
			ふるさと未来夢応援補助金	ふるさと未来夢応援補助金	18
			普通財産の活用	普通財産の活用	18
			行財政改革	行財政改革	19
	05	電算管理	AI-OCRシステム導入	AI-OCRシステム導入	19
			DX推進外部人材活用	DX推進外部人材活用	19
			公共施設予約システム稼働	公共施設予約システム稼働	19
	06	施設管理	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	20
			赤碕ふれあい広場リニューアル事業	赤碕ふれあい広場リニューアル事業	20
			浦安地区公民館移転事業	浦安地区公民館移転事業	20
			東伯総合公園等の運営検討	東伯総合公園等の運営検討	20
			公共施設の劣化状況調査	公共施設の劣化状況調査	21
	07	行政事務	情報公開・個人情報保護	情報公開・個人情報保護	21
	08	選挙管理委員会の運営	県知事・県議会議員選挙	県知事・県議会議員選挙	21
	09	交通安全対策	交通安全対策事業	交通安全対策事業	21
	10	自治・地域振興	部落自治振興費補助	部落自治振興費補助	22
			コミュニティ助成事業補助金	コミュニティ助成事業補助金	22
			二十歳のつどい	二十歳のつどい	22
			定期借地権設定事業	定期借地権設定事業	22
	11	消防・防災	地域防災力向上事業	地域防災力向上事業	23
			広域消防運営と消防施設整備	広域消防運営と消防施設整備	23
			町消防団事務、災害対策経費等	町消防団事務、災害対策経費等	23
03	町民生活課				
	01	地域とつながる明るい行政サービス	戸籍・住民票に関する事務経費	戸籍・住民票に関する事務経費	24
			マイナンバーカード関連事業	マイナンバーカード関連事業	24
	02	SDGsの推進	じん芥処理（ごみの収集運搬等）	じん芥処理（ごみの収集運搬等）	24
			エコライフサイクル確立事業	エコライフサイクル確立事業	25
			生ごみ・プラごみ分別回収実証実験	生ごみ・プラごみ分別回収実証実験	25

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
				環境保全	25
				公共水域環境保全事業	25
				不法投棄廃棄物処理事業	26
				再生可能エネルギー推進事業	26
				動物愛護	26
		03	生活環境の保全・向上	斎場管理	26
04	企画政策課				
		01	行政情報の発信	情報発信（惑星コトウラ若手職員提案事業）	27
				光ケーブル、防災無線の管理	27
		02	国際交流	国際交流の推進	27
		03	政策形成	男女共同参画の推進	28
		04	持続可能な地域づくり	地域交通対策	28
				赤碓駅駅舎の活用検討	28
				地域おこし協力隊	29
				町内地域づくり団体等の支援	29
				まちづくりセンターの推進	29
		05	移住定住と関係人口の推進	移住定住促進事業	30
				関係人口創出事業	30
05	商工観光課				
		01	商工業の振興	BUYコトウラ運動（地元製品のPR）	31
				事業承継・引継ぎの啓発	31
				中小企業イメージアップ推進事業	31
				首都圏「食」プロモーション事業	32
				国道9号商工街路灯撤去工事設計業務	32
				琴浦町未来人材奨学金返還支援事業	32
		02	観光の振興	琴浦町観光協会事業費補助金	33
				一向平キャンプ場森林体験・交流センター屋根修繕工事	33
				船上山万本桜公園桜まつり	33
				白鳳祭運営補助金	34
				琴浦グルメめぐるウォーク事業実施補助金	34
				地域おこし協力隊（アウトドア起業家）	34
06	税務課				
		01	賦課徴収業務	課税や納税に関する事務経費	35
		02	国土地籍調査事業	地籍調査事業	35
07	農林水産課				
		01	農業振興対策	スマート農業推進事業	36
				肥料価格高騰対策事業	36
				がんばる農家プラン事業	36
				農業再生協議会事業	36
				環境保全型農業直接支払事業	37
				鳥獣被害対策事業	37
				醸造用ぶどう生産拡大事業補助金	37
				鳥取梨生産振興事業	37
				がんばる地域プラン事業	38

目 次

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
		02	農業担い手対策	農業後継者育成対策事業	38
				農業研修事業	38
				農地中間管理事業	39
				退職者就農条件整備事業	39
		03	畜産振興対策	和牛振興計画推進事業	39
		04	基盤整備促進対策	田越・笠見地区浸水対策事業	40
				ダム等土地改良施設維持管理事業	40
				日本型直接支払交付金事業	41
				ため池防災減災対策推進事業	41
				農地中間管理整備事業	41
				しっかり守る農林基盤整備事業	41
		05	林業振興対策	森林環境譲与税関連事業	42
				竹林整備事業	42
				竹粉碎機共同利用事業	42
				森林病虫害等防除事業	43
		06	水産振興対策	漁業研修事業	43
				漁業経営円滑化事業	43
				もうかる6次化・農商工連携支援事業	43
08	すこやか健康課				
		01	高齢福祉・医療保険	介護予防教室	44
				高齢者の総合相談事業	44
				認知症施策	45
				琴浦体操普及啓発事業	45
				介護予防サークル活動支援事業	45
				生活支援コーディネーター活動	46
				成年後見制度の利用促進	46
				在宅医療介護連携推進事業	46
				長寿祝い品	46
				特別医療	47
				心身障がい者医療費助成	47
				自立支援医療	47
				腎臓機能障がい者交通費助成	47
		02	健康推進	集団セット検診・レディース検診	48
				医療機関委託検診	49
				健康教室	50
				食育推進事業	50
				健康相談	51
				新型コロナウイルスワクチン接種	51
				高齢者インフルエンザ予防接種	52
				高齢者用肺炎球菌ワクチン接種	52
				風しん抗体価検査・風しん予防接種	53
				中学生におけるピロリ菌検査及び除菌事業	53
				補聴器購入費補助事業	53
				健康寿命延伸事業	54

所属 番号	所属等	施策 番号	施策	掲載事業	ページ
		03	国民健康保険特別会計	国民健康保険（保険給付費）	55
				国民健康保険（保健事業）	55
				国民健康保険（その他経費）	55
		04	後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療	55
				高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	56
		05	介護保険特別会計	介護保険認定事務	56
				介護保険給付	56
09	福祉あんしん課				
		01	社会福祉対策	生活困窮世帯等光熱費助成事業	57
				障がい者計画策定	57
				障がい福祉施策負担金、補助	57
				成年後見関係	57
				障がい者交通費助成・運転免許取得助成	58
				特別障害者等手当支給	58
				委託事業	58
				自立支援給付	59
				障がい児通所給付	59
				療養介護医療費事業	59
				地域生活支援給付	60
				戦没者追悼式の開催	60
				社会福祉協議会への補助金交付	60
				民生児童委員活動の機能強化	60
		02	児童福祉対策	児童扶養手当の支給	61
				ひとり親福祉事業	61
		03	生活保護	生活保護	61
				自立相談支援	61
10	子育て応援課				
		01	児童福祉対策	子育て支援サービス	62
				放課後児童クラブの運営	63
				乳幼児家庭保育支援給付	63
		02	保育所運営	こども園・保育園の運営	64
		03	母子保健	こどもの予防接種	65
				親子の健康と子育て支援（教室・相談）事業	66
		04	子育て世代包括支援	妊娠期から出産・子育て期にわたる総合相談・支援事業	68
				母子保健事業のDX推進(母子健康管理システムの導入)	68
11	建設住宅課				
		01	町道等対策	防災安全等道路改良事業	69
				防災減災浸水被害防止対策事業	69
				除雪対策事業	70
				道路維持管理事業（舗装修繕）	70
				河川維持管理事業	70
		02	都市計画整備	木造住宅耐震診断事業	71
				震災に強いまちづくり促進事業	71
		03	町営住宅等対策	町営住宅、コーポラスことうら管理	71

目 次

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
		04	空き家対策	空き家対策事業	72
12	上下水道課				
		01	分庁舎管理	分庁の総合窓口業務	73
		02	生活環境の保全・向上	合併処理浄化槽設置整備事業	73
		03	下水道	下水道施設の維持管理・更新事業	74
		04	上水道	水道施設の維持管理・更新事業	75
				水道安定供給事業	75
13	出納室				
		01	会計管理	出納業務	76
14	農業委員会事務局				
		01	農地利用の最適化の推進	農地流動化推進事業	76
				農業後継者の結婚支援	76
				農業委員会活動事業	76
15	教育総務課				
		01	教育行政の運営	少人数学級の実現	77
				フリースクール利用料助成	77
				英語教育の充実	77
				進学支援事業	78
				高校生通学費助成	78
				町内通学支援	78
				コミュニティ・スクール推進事業	78
				教育相談・支援体制の充実	79
				教職員の健康管理	79
		02	学校施設の維持・管理	小中学校の維持管理	79
				小中学校の教育活動支援	80
				児童・生徒の健康管理	80
		03	学校教育の振興	ICT活用教育の推進	80
				就学援助制度	80
				特別支援教育就学奨励制度	81
				中学校部活動支援	81
		04	安心安全な学校給食の提供、食育の充実	学校給食	81
16	社会教育課				
		01	生涯学習の充実	子ども会活動支援	82
				ことうら子どもパーク	82
				琴浦こども塾	82
				生涯学習センター管理	82
		02	公民館活動の促進	公民館活動	83
		03	地域文化の振興	斎尾廃寺跡保存活用事業	83
				河本家住宅公開活用支援	84
				文化芸術振興事業	84
				金平家住宅保存修理支援	85
		04	図書館活動の促進	第3次子ども読書活動推進計画策定事業	85
				図書館活動	85
				まちなか図書館事業	86

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
		05	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ少年団活動支援	86
				スポーツ協会活動支援	86
				プレーパークどんぐり	86
				郡・県・全国・世界大会参加推進	87
				シニアスポーツ・パラスポーツの推進	87
				体育施設管理	87
				トレーニングルーム運営	87
17	人権・同和教育課	01	啓発と教育の推進	人権擁護委員の活動支援	88
				対象別人権・同和教育研修支援事業	88
				人権フェスティバル（法務省委託事業）	88
				社会を明るくする運動	88
部落自治振興事業一覧 目次					89
	1	部落自治振興交付金			90
	2	コミュニティ助成事業補助金			91
	3	小型除雪機購入補助金			92
	4	自治会集会施設整備費補助金			92
	5	自治防災組織防災資機材整備事業補助金			93
	6	わが町支え愛マップ推進事業補助金			93
	7	個別避難計画作成事業補助金			94
	8	資源ごみ回収小屋等設置事業補助金			95
	9	資源ごみ回収報奨金			95
	10	飼い主のいない猫対策補助金			96
	11	海岸漂着物処理委託業務			96
	12	町営バス及び広域路線バス待合所設置費補助金			97
	13	土木施設愛護ボランティア制度			97
	14	街路灯新設事業補助金			98
	15	町道支障木伐採支援事業補助金			98
	16	原材料等支給制度			99
	17	竹粉碎機無料レンタル制度			100
資料編 目次					101
	1	2023年度（令和5年度）の町の予算はどうなっていますか？			102
	2	2023年度（令和5年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？			102
	3	町の収入の36.0%を占める「地方交付税」って？			104
	4	町の借金はどのくらいありますか？			104
	5	教育にはどのくらいのお金がかかっていますか？			105
	6	町の貯金（基金）と借金（町債）の推移は？			106
	7	町民の一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べると？			106
	8	町の財政は健全ですか？			107
	9	町の人口はこれからどうなりますか？			108
	10	今後の財政収支の見込みはどうなりますか？			109
役場への問合せ先一覧表					110

議員報酬等 7,322万円

(議会事務局)

16
平和と成長を
つづけるために

17
ひとつながりで
目標を達成しよう

○議会は、町民から選挙を通じて選出された議員で構成された公的機関で、議員定数は16人です。

○議決機関である議会は、町民の要望を町政に反映させるため、予算・条例などの議案を審議し決定します。

◇経費

議員報酬	4,487万円
議員期末手当	1,481万円
共济会等負担金	1,354万円

財 源

琴浦町の負担額 7,322万円

議会だより (議会広報) 183万円

(議会事務局)

16
平和と成長を
つづけるために

17
ひとつながりで
目標を達成しよう

○町民に町議会への理解を深めていただき、町政に対する関心を高めていただくため、議会だよりを年4回発行します。

○年間を通じて、議会報告会・意見交換会等を開催し、町民の声をお聞きます。内容等についても、議会だよりでお知らせします。

◇経費

印刷製本費	183万円
-------	-------

財 源

琴浦町の負担額 183万円

議会改革 691万円

(議会事務局)

16
平和と成長を
つづけるために

17
ひとつながりで
目標を達成しよう

○町民にわかりやすい開かれた議会を目指して、HP（ホームページ）等を活用し、より多くの情報発信に努めます。

○DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図り、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、ICT化を進めるとともに、ペーパーレス会議を実施するなど議会改革を進めていきます。

○本会議や委員会の開催、議員研修、議員の資質向上、会議録作成、本会議議事録検索システム等に必要な経費です。

◇経費

会議録作成委託料等	283万円
委員会視察研修等	408万円

財 源

琴浦町の負担額 691万円

定期監査・決算審査・随時監査 129万円

(監査委員事務局)

16
平和と成長を
つづけるために

17
ひとつながりで
目標を達成しよう

○琴浦町では2名の監査委員が、町の財政や事業をチェックします。

○定期監査 町の収入や支出、契約などの事務や工事などが適正に行われているか、毎年度定期的に監査します。

○決算審査 町の一年間の収入・支出が適正に行われたか監査します。

○随時監査 定期監査以外に、監査委員が必要と認めたときに監査します。

◇経費

監査委員報酬	102万円
研修会参加旅費等	20万円
協議会等負担金	7万円

財 源

琴浦町の負担額 129万円

役場職員の給与 21億4,770万円

(総務課 行政総務室)



町長、副町長、教育長の特別職のほか、役場職員の給料、各種手当（時間外勤務手当は除きます）と公務災害、共済保険料などの経費です。

区分	職員数
特別職	3人
一般会計	202人
企業会計など	17人
会計年度任用職員	239人
合計	461人

◇経費

特別職の給料など	3,368万円
特別職の共済費	489万円
職員の給料など	13億4,436万円
職員の共済費	2億3,330万円
会計年度任用職員の給料など	4億5,235万円
会計年度任用職員の共済費	7,912万円

町長交際費 95万円

(総務課 行政総務室)



町長交際費は、町長が行政の様々な取組を行うにあたり町を代表して外部との交渉などをするためにかかる経費です。その使途と金額は必要最低限に抑えるように努めています。

町ホームページでその内容を公開しています。

【支出の一例】

- 慶弔費
 - ・町内お悔やみ電報 等
- 会費
 - ・鳥取県人総会会費等
- 土産代
 - ・視察お土産
 - ・「鳥取県ファンの集い」琴浦町PR商品

◇経費

慶弔費	40万円
各種会費	26万円
土産代	13万円
その他（名刺作成等）	16万円

財源

琴浦町の負担額 95万円

職員研修 836万円

(総務課 行政総務室)



住民サービスの向上とこれからの時代に的確に対応できる職員を育成するため、職員研修を充実し、職員の資質向上を図ります。

◇主な活動

- ・地域活性化センターとの連携による3町職員研修
琴浦・北栄・湯梨浜の3町中堅職員などを対象に政策形成能力、協働力を主眼にした職員研修を実施します。
- ・職員派遣
県内外で実施される各種研修に職員を派遣します。

◇経費

職員研修費	391万円
研修委託料	155万円
研修経費負担金	290万円

財源

琴浦町の負担額	700万円
その他の収入	136万円

財務諸表作成 299万円

(総務課 財務監理室)



これまでの自治体の決算書（単式簿記）ではわからなかった情報を明らかにするため、民間企業の会計の考え方を取り入れた決算書（複式簿記）を作成するものです。

琴浦町では平成28年度決算より作成・分析を行っており、町の財政運営に役立てています。

従来の決算書（単式簿記）でわかること

- ・その年度の現金の動き



財務諸表（複式簿記）でわかること

- ・資産（町の財産）、負債（将来の負担額）の残高
- ・行政運営にかかるコスト …など

◇経費

財務諸表作成サポート委託料	113万円
財務諸表作成システム利用料	186万円

財源

琴浦町の負担額 299万円

ふるさと未来夢寄附金（ふるさと納税）

1億7,222万円

(総務課 財務監理室)



琴浦町の自然環境の保全、次世代育成の支援、高齢者福祉の増進及び地域活力の創出等を図るため、ふるさと納税による寄附金を募り、運用しています。

寄附者に対し、いただいた寄附がどのように活用されたか等の報告をすることでつながりを築き、琴浦ファンを創っていきます。

◇令和4年度活用事例

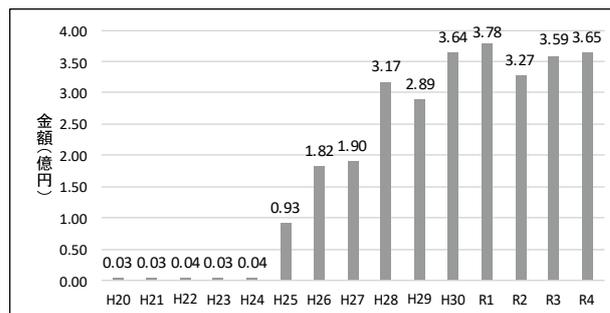
次世代育成の支援として、昨年度は小学校の古くなった遊具の新調などを行いました。



◇経費

返礼品（記念品）	9,450万円
会計年度任用職員（2名）	420万円
その他事務経費 （郵送料、ポータルサイト管理、クレジット決済手数料等）	7,352万円

◇寄附金額の推移



財 源

寄附金	1億7,220万円
琴浦町の負担額	2万円

ふるさと未来夢応援補助金 400万円

(総務課 財務監理室)



琴浦町内で新たに起業や事業などのプロジェクトを展開する希望者にふるさと納税クラウドファンディング制度を活用し、必要となる資金の調達を支援します。

琴浦町の活性化につながる起業家やNPO団体などを支援し、元気なまちづくりを行います。

※クラウドファンディングとは？

インターネットを通じて自分の夢や活動を発信することで、共感した人や応援したいと思ってくれる人を募り、資金を集めるものです。

◇経費

補助金	400万円
（寄附金から手数料等の募集にかかる経費を控除して交付）	

◇要件等

事業者は、町へ事業計画書などを提出し、町の審査を受けて、事業認定を受ける必要があります。事業者は、事業結果などを寄附者に報告等を行います。

財 源

寄附金	400万円
-----	-------

普通財産の活用

63万円

(総務課 財務監理室)



行政財産に該当しない施設及び土地（普通財産）について、有効活用をするためサウンディング調査による活用案を募集します。

※サウンディング調査とは？

行政が活用していない町の土地や建物について、その活用方法を民間事業者の皆さんから広く提案をいただき、対話を通してその活用方法を決定していく方法です。提案は、民間が活用する事業を含み、条件を調整して、売却や貸付けも行います。

◇サウンディング調査実施予定施設

旧逢束保育園、カウベルホール、旧古布庄小学校
旧赤碓勤労者体育館、旧以西保育園、さくらの里

◇経費

不動産鑑定委託料	63万円
※上記のほか	
令和4年度より繰越額（鑑定料）	218万円

財 源

琴浦町の負担額	63万円
---------	------

行財政改革

14万円

(総務課 財務監理室)



◇背景

現在、「人口が増える時代」から「人口が減少する時代」に変化しています。人口減少によりまちの収入は減少する傾向にあります。人口減少・少子高齢化により行政サービスは量的にも質的にも拡大しています。

◇目的

人口が減少しても質の高い行政サービスを続けるためには、まちの経営が健全であることが不可欠です。健全な経営とは収支バランスだけでなく、将来の世代に過度な負担（借金など）を残さないものでなければなりません。

行財政改革では、健全なまちの経営と質の高い行政サービスを続けるため、収入の確保や行政サービスをより効率的、効果的に行うしくみへ見直す取組を行っていきます。

◇経費

委員会開催経費（委員報酬等） 14万円

財源

琴浦町の負担 14万円

AI-OCRシステム導入

200万円

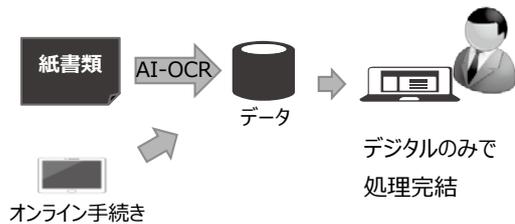
(総務課 DX推進室)



◇主な内容

行政手続きのオンライン化を進めているところですが、過渡期であり、紙による書類とオンラインによるデータが混在している状況です。このため、申請手続きを処理する際にも、アナログとデジタル双方の事務処理手順が求められることから、非効率となっています。

紙の書類をデータ化するAI-OCRシステムの導入を行い、事務処理をデジタルによる手法で統一・完結することで、事務効率化を図ります。



◇経費

AI-OCRシステム使用料 200万円

財源

琴浦町の負担額 200万円

DX推進外部人材活用

293万円

(総務課 DX推進室)



◇主な内容

社会全体で従来の仕組みを超えたデジタル活用の流れが進んでいます。デジタル分野で活躍する企業や副業人材が持つ高度な知識を活用しながら、町のデジタル化関連の事業を推進します。

◇令和5年度の取組

内閣府が進める『地方創生人材支援制度』に登録されている民間企業からデジタル専門人材の派遣を受入れます。デジタル専門人材は、目指す将来像を示すための計画策定へ関与するほか、事業実施する際に知見を活かしたアドバイスを行う役割を担います。



◇経費

DX推進アドバイザー委託料 293万円

財源

琴浦町の負担額 293万円

公共施設予約システム稼働 126万円

(総務課 DX推進室)



◇主な内容

行政手続きのオンライン化の一環として、令和4年度に公共施設予約システムの構築を行いました。

パソコンやスマートフォンから、予約が24時間行えるようになりました。

さらに、令和5年4月からは、利用料のキャッシュレス決済にも対応する予定で、施設利用がさらに便利になります。

◇経費

オンライン申請管理システム導入委託料 126万円

財源

琴浦町の負担額 126万円

ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業 9億8,282万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

老朽化したふなのえこども園と成美地区公民館について、新たな施設を複合施設として建設することにより、子育て支援をはじめとする地域に開かれた多機能な施設として整備します。



◇計画概要

- 計画地 琴浦町大字出上
- 建物規模 木造平屋建て
- 延床面積 1987.97m²

◇経費

設計・監理等委託料	2,613万円
建築本体工事費	8億60万円
外構工事費	1億3,004万円
備品等購入費	2,605万円

財源

県からの補助金	8,346万円
森林環境譲与税基金	400万円
琴浦町の負担額	2,206万円
町債（借金）	8億7,330万円

赤碕ふれあい広場リニューアル事業 29万円

(総務課 施設管理室)



赤碕ふれあい広場遊具施設のリニューアルを記念して、式典を行います。町内外から来賓を招くほか、町内こども園の園児も参加し、園児が中心となる式典を行います。



◇式典概要

日時 令和5年4月28日（金）
場所 赤碕ふれあい広場

◇経費

会場設営費	29万円
-------	------

財源

琴浦町の負担額	29万円
---------	------

浦安地区公民館移転事業 7,238万円

(総務課 施設管理室)



社会福祉協議会より贈与を受けた社会福祉センターを琴浦町複合交流施設として整備し、浦安地区公民館機能を移転させたため、耐用年数を超過した旧浦安地区公民館を除却します。



◇主な活動

令和5年度より、浦安地区公民館が琴浦町複合交流施設（旧社会福祉センター）へ移転したため、耐用年数を超過した旧浦安地区公民館を解体・撤去を行います。

旧浦安地区公民館の解体のための設計及び解体工事を行います。

◇経費

設計委託料	658万円
工事請負費	6,580万円

財源

町債（借金）	6,870万円
琴浦町の負担額	368万円

東伯総合公園等の運営検討 45万円

(総務課 施設管理室)



東伯総合公園及び赤碕総合運動公園の改修・運営等について、最適な事業手法の選択を行うとともに、事業実施に伴う諸条件を整理します。

事業の再検討を行うにあたり、様々な事業手法を熟知する「国土交通省PPPサポーター」の支援を依頼します。

※国土交通省PPPサポーターとは？

PPP事業において成果をあげてきた実務者を国土交通省がサポーターとして任命し、地方公共団体等に対し知見やノウハウの提供を行う制度。

◇経費

国土交通省PPPサポーター	
報償費	30万円
旅費	15万円

財源

琴浦町の負担額	45万円
---------	------

公共施設の劣化状況調査 134万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

今後も使い続ける公共施設は、施設の機能を維持させるとともに、施設の長寿命化を図る必要があります。

調査により施設の劣化状況を把握し、修繕・改修を早期かつ計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ります。

◇令和5年度調査予定施設

ことらこども園
八橋ふれあいセンター
白鳳館
琴浦町斎場
ポート赤碕物産館

◇経費

劣化状況調査委託料 134万円

財源

琴浦町の負担額 134万円

情報公開・個人情報保護 47万円

(総務課 行政総務室)



町政に対する町民の知る権利を保障し、町民参加による開かれた公正な町政を推進します。また、個人の尊厳と基本的人権の尊重のため、個人の権利利益の保護を図ります。

◇経費

情報公開等審査会委員報酬 2万円
有識者5名（行政相談委員・司法書士等）で構成される情報公開等審査会を開催（年2回予定）し、審議を行います。

個人情報保護審査会事務委託料 45万円
個人情報保護審査会の事務を鳥取県が設置する審査会へ委託します。開示請求に対する決定について当該決定処分を受けた者から異議があった場合、審査会で、決定が妥当かどうかの審査を行います。

財源

琴浦町の負担額 47万円

県知事・県議会議員選挙 817万円

(総務課 行政総務室)



◇目的

令和5年4月12日に県知事、4月29日に県議会議員が任期満了を迎えるため、令和5年4月9日に行われる選挙に向けて諸準備を行います。

◇主な内容

投・開票所に必要な資材や新型コロナウイルス感染対策の物品を購入して安全に選挙ができるよう努めます。

選挙を行うための立会人や事務従事者を選任して、期日前投票所の運営を行います。

◇経費

期日前投票所の管理者や立会人の報酬 105万円
期日前投票を行うための職員人件費 472万円
選挙用資材・新型コロナウイルス感染対策品 77万円
不在者投票者等への郵便代 5万円
投票用紙分類機等の点検代 41万円
ポスター掲示場設置ほか経費 117万円

財源

県の負担額 817万円

交通安全対策事業 650万円

(総務課 防災危機管理室)



交通安全指導員、各部落交通部長、交通安全協会などの関係機関と連携し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを行います。

◇主な内容

- ・年4回の交通安全運動期間を中心に、広報車での広報、街頭・商業施設等で事故防止の啓発活動を実施します。
- ・交通災害共済への加入促進を行い、交通事故被害者の支援を行います。
- ・運転免許自主返納者への支援のため、町営バス回数乗車券またはタクシー共通乗車券を交付します。

◇経費

交通安全指導員活動経費 518万円
運転免許自主返納支援 25万円
看板・旗立ポール設置 17万円
負担金 2万円
需用費（消耗品等） 88万円

財源

琴浦町の負担額 407万円
鳥取中部ふるさと広域連合からの交付金 243万円

部落自治振興費補助 2,557万円

(総務課 行政総務室)



◇目的

地域自治の振興を図るため、自治会活動に対し、補助金等を交付します。

◇主な内容

- 自治会に、地域自治の振興を図るため、交付金を交付します。
- 従前の敬老会の開催等と自主防災組織が行う防災訓練等に対する追加交付金に加え、今年度より、広場の整備と除雪活動に対する交付金も含めて交付します。
- 冬期に自治会で行う除雪活動に使用するための小型除雪機等の購入に対し補助金を交付します。
- 各地区区長会に、運営補助金を交付します。

◇経費

自治振興交付金	2,329万円
小型除雪機購入補助金	200万円
区長会補助金	28万円

財源

琴浦町の負担額	877万円
町債(借金)	1,680万円

コミュニティ助成事業補助金 580万円

(総務課 行政総務室・防災危機管理室)



宝くじの収益金を財源に、自治会や自主防災組織に対し、コミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成します。なお、事業は必ずしも採択されるものではなく、(一財)自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行います。

◇経費

補助金	580万円
-----	-------

財源

(一財)自治総合センター	580万円
--------------	-------

◇令和5年度実施事業

下市公民館 (220万円)	エアコン等整備
逢東自治公民館 (160万円)	エアコン整備
上三本杉自主防災会 (200万円)	小型消防ポンプ整備

◇令和4年度活用事例

立石区自治会 (120万円・除雪機等整備)	
東山区自治会 (210万円・エアコン等整備)	
山川部落 (110万円・エアコン整備)	
出上地区自主防災会 (200万円・小型消防ポンプ整備)	

二十歳のつどい 100万円

(総務課 行政総務室)



20歳の門出を祝い、故郷である琴浦町に誇りを感じられる機会として式典を開催することで、若者のふるさと愛を強めていきます。

なお、民法の一部を改正する法律により、成人年齢が令和4年4月1日より18歳に引き下げられましたが、18歳という年齢は進学や就職などの進路選択の時期と重なり、本人やご家族の負担が大きいかことや成人式の目的等を鑑み、従来通り20歳を対象にして開催します。

◇開催予定日

令和6年1月3日(水)

◇会場

まなびタウンとうはく

◇経費

記念品代(記念写真を贈ります)	82万円
消耗品費(スタンド花等)	5万円
通信運搬費(開催案内を送付します)	13万円

財源

琴浦町の負担額	100万円
---------	-------

定期借地権設定事業 1,804万円

(総務課 財務監理室)

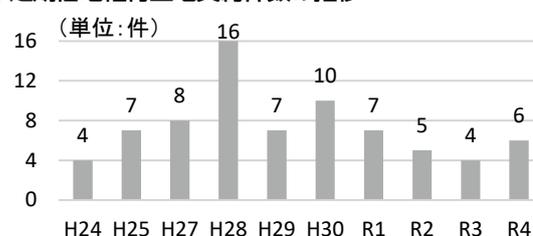


琴浦町への移住・定住促進を目的とし、槻下住宅団地及びきらりタウン赤碕の分譲地を町が購入し、移住・定住希望者へ土地の貸付(51年間)を行います。

◇申込資格

- 定期借地権設定契約に関して連帯保証人のある方
- 町との契約から3年以内に建築に着手できる方
- 町税等の滞納が無い方

◇定期借地権付土地契約件数の推移



◇経費

分譲地購入費用	1,804万円
---------	---------

財源

琴浦町の負担額	1,804万円
---------	---------

地域防災力向上事業

291万円

(総務課 防災危機管理室)



◇目的

地域住民に対して各種事業を展開し、自助・共助の取り組みを推進することで、防災意識の向上を図ります。

◇主な内容

- ・災害時、支援を必要とする人や支援ができる人、避難所などを記載した個別避難計画の作成やマップづくりを行う自治会等へ補助金を交付します。
- ・地域防災の中心となる自主防災組織等が行う資機材整備、消防ポンプ修繕に対し補助金を交付します。
- ・自主防災組織が行う防災訓練等に対し、交付金を交付します。【再掲：部落自治振興費補助 (p22)】

◇経費

資機材整備等への補助金	150万円
個別避難計画に取り組む地域への交付金	12万円
支え愛マップに取り組む地域への補助金	40万円
防災土養成研修に係る経費	18万円
web版防災マップに係る管理経費等	71万円

財 源

県からの補助金	60万円
琴浦町の負担額	231万円

広域消防運営と消防施設整備 2億7,042万円

(総務課 防災危機管理室)



住民の生命と財産を守る広域消防の運営等に必要となる費用を負担します。

また、防災行政無線やJアラート、消防用無線、消火栓など町内の消防・防災設備の維持管理をします。

◇経費

広域消防負担金	2億4,245万円
消防庁舎建設負担金	794万円
町防災行政無線修繕・維持管理	503万円
消防用無線維持管理	76万円
防火水槽（赤碕地内）の修繕	550万円
消火栓等の修繕・維持管理	655万円
県防災無線更新事業負担金	149万円
消防水利のデータ化委託料等	70万円

財 源

県からの補助金	67万円
琴浦町の負担額	2億6,425万円
町債（借金）	550万円

町消防団事務、災害対策経費等

7,134万円

(総務課 防災危機管理室)



町消防団を組織・運営し、火事や災害時に活動を行い、町民の生命・財産を守ります。

また、火災や災害の発生に備え、導入から20年以上経過した消防ポンプ自動車1台を更新します。

災害等の発生により開設する避難所等で使用するため、非常用電源（発電機）や非常用食料品、水、備蓄ラジオ、非常用トイレなどの資機材、備蓄品を整備します。

社会体育施設（東伯総合公園、赤碕総合運動公園）や公民館に設置しているAED（自動体外式除細動器）を、いつでも、誰でも使用ができるよう屋外に設置します。

◇経費

消防団員年額報酬、出勤報酬	1,579万円
消防ポンプ自動車の購入	3,067万円
消防団消耗品など	643万円
消防車等維持管理	462万円
避難所用非常用電源の購入（5台）	408万円
避難所用備蓄品の購入	266万円
災害時の対応などに必要な経費	250万円
県消防協会等への負担金	208万円
AED屋外用収納ボックス購入等	251万円

財 源

県からの交付金	18万円
その他の収入	1万円
琴浦町の負担額	3,655万円
町債（借金）	3,460万円



戸籍・住民票に関する事務経費 1,672万円

(町民生活課 総合窓口係)



戸籍・住民票・印鑑証明などの届け出、申請の受付や発行事務を行います。

◇経費

戸籍システム改修委託料	536万円
戸籍総合システム経費	1,114万円
証明発行業務（消耗品費等）	22万円



財 源

国からの補助金	31万円
各種証明手数料	878万円
琴浦町の負担額	763万円

マイナンバーカード関連事業 1,167万円

(町民生活課 総合窓口係)



マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付をはじめとする各種手続きの受付、マイナポイントや健康保険証利用、公金受取口座登録のサポートを行います。

また、マイナンバーカードを利用した全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で戸籍・住民票・印鑑証明等の証明書の取得ができるコンビニ交付サービスの運用管理を行います。

◇経費

コンビニ交付サービス利用料	1,076万円
マイナンバーカード管理費	11万円
マイナンバーカード交付事務費	80万円



財 源

国からの補助金	91万円
琴浦町の負担額	1,076万円

じん芥処理（ごみの収集運搬等）

2億2,377万円

(町民生活課 SDGs推進室)



家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、ビン、缶類、再生資源（紙・布類、牛乳パック、発泡スチロール・トレイ、ペットボトル）、小型家電の収集運搬を行います。

収集したごみはほうきりサイクルセンターで焼却し、クリーンランドほうきへ埋め立て処分したり、再資源化したりします。ごみの減量化を推進することは、ごみ処理費の縮減や、施設の延命化につながりますので、ご協力をお願いします。

◇経費

ごみの収集運搬及び処分等委託料	1億541万円
可燃・不燃ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、小型家電、再生資源の回収、ガラスビン、発泡スチロールの処分	
町指定ごみ袋作成料	710万円
大袋50万枚、小袋35万枚	
資源ごみ回収小屋設置補助金	50万円
集落のごみ回収小屋の設置・改修補助金	
鳥取中部ふるさと広域連合負担金	1億1,017万円
ごみ処理費、ごみ処理施設建設費	
その他経費（印刷製本費等）	59万円



設置された回収小屋

●令和3年度回収量

可燃ごみ	不燃ごみ	可燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	小型家電	ビン	カン	古紙牛乳パック	古着	ペットボトル	発泡スチロール・トレイ
2,813t	102t	88t	60t	8t	98t	37t	27t	42t	27t	6t

財 源

指定ごみ袋販売代金	1,825万円	資源ごみ売却代金	55万円
琴浦町の負担額	2億490万円	廃棄物許可申請手数料	7万円

エコライフサイクル確立事業 737万円

(町民生活課 SDGs推進室)



●ごみの分別の推進 (資源ごみ回収事業)

ごみを減量して、再資源化を促進するために、資源ごみの回収量に応じた報奨金を交付します。

◇経費 報奨金 258万円

●SDGs推進事業

ごみの分別・再資源化を推進するため、町内5箇所での軟質プラスチック回収を継続して実施します。

全世代を対象に、SDGsに関する講演会の開催やごみの減量・分別・リサイクルに関する学習会や講演会などを開催し、環境への意識を醸成し、環境に配慮したまちづくりを目指します。

◇経費

軟質プラスチックに係る消耗品費及び	
収集運搬処理委託費	460万円
費用弁償 (SDGs関連)	3万円
消耗品費 (SDGs関連)	6万円
講師謝金 (SDGs関連)	10万円

財源

琴浦町の負担額 737万円

生ごみ・プラごみ分別回収実証実験 346万円

(町民生活課 SDGs推進室)



生ごみとプラスチックごみの回収とリサイクルによるごみの減量化を目指すため、実証実験を行います。実験に参画していただく集落を募集し2ヶ月間実施します。

取組んでいただいた集落などから意見を集約し、それを基に実証実験の結果をまとめ次年度以降の検討を行います。

◇経費

○報償費	66万円		生ごみ回収用 バケツ (イメージ)
試験回収参加報奨金検討委員会委員報償費			
○消耗品費	90万円		
生ごみ試験回収用蓋付きバケツ等プラスチック試験回収用袋			
○借上料	110万円		
重量測定用電子計量器			
試験収集用車両			
○委託料	80万円		
生ごみ・プラスチック試験収集等委託料			

財源

琴浦町の負担額 346万円

環境保全 109万円

(町民生活課 SDGs推進室)



新たに工場や畜産施設などの開発を計画される際に、琴浦町内の生活環境の保全を図るため、琴浦町環境保全条例に基づき開発計画の基本的な事項について環境審議会でも審議し、開発と生活環境のバランスを取ります。

生活環境の現状を把握するため、町内の河川(16河川)や工場排水(1事業所)の水質検査を行います。

赤碕港周辺の沿岸の生態等の調査を行うとともに、環境保全啓発の取り組みを実施します。

町内で群生している特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの除去作業を行います。



群生する特定外来生物の
オオキンケイギク

◇経費

水質検査等委託料	70万円
環境審議会報酬、事務費など	11万円
オオキンケイギク除去作業委託料	28万円

財源

水質検査等負担金	12万円
琴浦町の負担額	97万円

公共水域環境保全事業 364万円

(町民生活課 SDGs推進室)



町内自治会やボランティア団体などへ海岸清掃の委託を行い、各団体に年数回の海岸清掃を実施していただくことで、海岸環境の保全を行います。

海岸漂着物の多くは、地域の道路や河川に捨てられたごみが海に流出したものです。地域でポイ捨てをしないこと、ごみを放置しないことが、海岸の環境保全にもつながりますので、ご協力をお願いします。

また、海岸の巡視などを行い、不審な漂着物の早期発見、撤去を行います。



◇経費

海岸漂着物処分料	62万円
海岸清掃委託料	300万円
その他事務費	2万円

財源

県からの委託料	300万円
琴浦町の負担額	64万円

不法投棄廃棄物処理事業 120万円

(町民生活課 SDGs推進室)



不法投棄の予防の取り組みと、不法投棄廃棄物の撤去を行い、地域や生活環境の保全及び向上を図ります。
道路脇や河川・水路へのごみのポイ捨て防止について、普及啓発を行います。



- 廃棄物不法投棄監視員によるパトロール
不法投棄物の早期発見のため、毎月2回、町内の巡視を行います。
- 不法投棄廃棄物の処理・不法投棄の防止
不法投棄廃棄物の早期処理による投棄拡大の防止と、看板等による不法投棄の防止に取り組みます。

◇経費
委託料 116万円
その他事務費（啓発看板等） 4万円

財源

県からの補助金 45万円
琴浦町の負担額 75万円

再生可能エネルギー推進事業 140万円

(町民生活課 SDGs推進室)



再生可能エネルギーの導入促進を図り、環境負荷の低減に努め、地球温暖化防止に貢献します。

また、クリーンエネルギーの活用による脱炭素社会の実現、地域経済の循環に関する研修・講演会を開催し、地域新電力の推進を図ります。

- 住宅用太陽光発電システム設置補助金 (3万円/kw 限度額12万円)
- 木質燃料ストーブ等補助金 (機器の価格の1/5以内 限度額15万円)
- 定置用蓄電池導入補助金 (3.5万円/kWh 限度額40万円)

◇経費 補助金 140万円



住宅に設置された太陽光パネル

財源

県からの補助金 70万円
琴浦町の負担額 70万円

動物愛護 150万円

(町民生活課 SDGs推進室)



生活環境を保全するため、愛玩動物の適正な飼育についての普及啓発を行います。犬の狂犬病を予防するため、犬の台帳への登録と予防接種を推進します。

飼い主のいない猫による被害対策として、不妊去勢手術への補助を行います。

◇経費
狂犬病予防接種通知など 17万円
動物病院への狂犬病予防注射済票等
交付事務委託料 11万円
飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金 100万円
地域猫モデル事業補助金 22万円

◇犬の登録数及び予防注射接種率

	R2	R3	R4
登録数	725	701	709
接種率	71.9%	73.6%	76.9%

財源

事務手数料 27万円
県からの補助金 61万円
琴浦町の負担額 62万円

斎場管理 1,032万円

(町民生活課 SDGs推進室)



斎場の管理運営を適切に行うことにより、利用者の福祉と利便性の向上を図ります。

◇斎場利用の見込み件数（単位：件）

琴浦町住民	250
中部圏域	26
他圏域	6
改葬等	5
合計	287

◇維持管理業務
施設・設備の適切な維持管理を行います。

◇経費
燃料費（灯油代等） 197万円
維持管理費 285万円
設備修繕工事 550万円

財源

使用料・負担金 474万円
町債（借金） 500万円
琴浦町の負担額 58万円

情報発信（惑星コトウラ若手職員提案事業）

854万円

(企画政策課 企画担当)



情報発信

803万円

「広報ことうら」及びホームページ、SNSで行政情報や町の魅力を発信します。

ホームページにおいては、閲覧しやすく情報を見つけやすいページ作成を行います。また、YouTubeへの動画投稿による音声付きでの行政情報の発信を行うことで、より分かりやすい広報を目指します。

町報印刷製本費	593万円
ホームページ管理費	34万円
LINE管理費	172万円
その他事務経費	4万円

◇YouTubeによる行政情報の発信



文字だけでは分かりづらい案内を、音声やイラスト等を使ってお知らせします。

探しやすいよう、内容ごとに動画を分類する再生リストを作成しています。

財源

琴浦町の負担額 803万円

惑星コトウラ若手職員提案事業

51万円

惑星コトウラを介して琴浦町の魅力を町内外にPRするため、若手職員によるプロジェクトチームを結成。若者目線での情報発信や、事業を通じて町への愛着や誇りの醸成を図ります。

◇経費

インスタグラムフォトコンテスト	5万円
衛星探索事業（県外イベント企画運営費）	29万円
ユニフォーム制作費	7万円
保全運営	10万円

財源

琴浦町の負担額 51万円



光ケーブル、防災無線の管理 5,631万円

(企画政策課 企画担当)



安定した通信環境を維持するため、町が設置している光ケーブル施設の保守や修繕を行います。

光ケーブル施設を利用して、防災行政無線機から町や自治会等の放送を行っています。また、鳥取中央有線放送株式会社（TCC）により、各家庭に番組配信やインターネットサービスを提供しています。

○TCCケーブルテレビ・インターネットの申込み

TCCまたは企画政策課

○防災行政無線機に関する問合せ

企画政策課



◇経費

設備保守委託料	3,808万円
通信・放送施設改修費	176万円
戸別受信機購入費	196万円
その他経費（借上料等）	1,451万円

財源

通信施設使用料	1,847万円
加入金・工事負担金等	618万円
琴浦町の負担額	3,166万円

国際交流の推進

11万円

(企画政策課 企画担当)



町内在住外国人の方が地域内で交流の場を確保し、安心して暮らせるようにするための国際交流の取り組みや、町民へ向け多文化共生を図る機会を創出する取り組みを、琴浦町国際交流協会が行うことに対して支援します。

○技能実習生を含む在住外国人と地域住民との交流イベント等

○交流を通じた在住外国人の困りごと等の吸い上げ

また、日韓に関する様々な学習や各種行事の開催、啓発活動などを行い、日韓交流を図ります。

◇経費

琴浦町国際交流協会補助金	10万円
その他	1万円

財源

琴浦町の負担額 11万円

男女共同参画の推進

17万円

(企画政策課 企画担当)



令和5年度から始まる第4次琴浦町男女共同参画プランに基づき、町における男女共同参画を推進します。

第4次琴浦町男女共同参画プラン

一性別にかかわらず誰もが
生き生きと暮らせる社会づくり

(基本テーマ)

- 1 男女共同参画を実現するための社会づくり
- 2 誰もが活躍できる環境づくり
- 3 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり

3つの基本テーマに、重点目標を6つ掲げ、施策の推進を図ります。



◇経費

町男女共同参画推進会議補助金	13万円
審議会委員に関わる事務経費	4万円

財源

琴浦町の負担額	17万円
---------	------

赤碓駅駅舎の活用

17万円

(企画政策課 企画担当)



JR赤碓駅の駅舎活用に向け、住民ワークショップで意見を基に令和6年度の事業化を目指して、活用方法を検討します。

[令和5年度の計画]

- ・駅舎の活用を希望する事業プラン、事業者の募集
- ・プランの選定
- ・JRとの駅舎の譲渡に向けた協議

[令和6年度以降]

- ・駅舎の改修
- ・事業者による活用プランの実施



◇経費

駅舎活用プラン審査会報酬など	17万円
----------------	------

財源

琴浦町の負担額	17万円
---------	------

地域交通対策

1億219万円

(企画政策課 企画担当)



バスやタクシーの利用者数は年々減少し続けており、ドライバー不足も深刻な課題となっていることから、従来の運行を継続することは困難な状況となっています。より効率で充実した運行を実現し、小中学生の通学や高齢者の通院などの日々の暮らしに必要な移動手段を残していくために、町営バスの運行を行います。

◇経費

町営バス運行委託料	9,182万円
広域路線バス運行補助金	750万円
交通空白地タクシー補助金	95万円
共助交通に関する補助金	25万円
その他の経費	167万円

財源

町営バス利用料	598万円
県からの補助金	2,789万円
琴浦町の負担額	6,832万円



見直しの概要

①運行時刻の変更

JRとの接続を考慮して、一部のダイヤを変更しました。

②運行ルートの変更

「上法万線」の17時以降の便について、乗車時間の短縮と利便性を向上させるため、平和バス停までを上法万線とし、野田・倉坂方面については「福永線」で乗車できるよう見直しました。

③タクシー助成対象者の拡充

町民の移動手段の確保、交通利便性の向上のため、助成対象地区及び世帯要件の見直しを行いました。

地域おこし協力隊

1,727万円

(企画政策課 企画担当)



「地域おこし協力隊」制度を活用し、都市部から転入した若者等の意欲や能力を活かして地域活性化を進め、移住定住による地域力の充実・強化を図ります。

※地域おこし協力隊とは？

都市部から転入した者を概ね1年以上3年以下の期間、地方自治体が委嘱。地域協力活動を行ってもらい、その地域への定住・定着を図る取組です。

◇主な活動内容

関係人口の創出を目的とし、若年層のJUターン促進、まちのファンづくりのために活動します。また、情報発信専門員として、町民にとっての日常や日々のライフワークなどに目を向け、地域の実情を取材して発信します。

◇経費 ※隊員3人分

報酬など	850万円
活動費（消耗品費、旅費など）	587万円
起業支援補助金	200万円
定住支援補助金	90万円

財 源

琴浦町の負担額	1,727万円
---------	---------

町内地域づくり団体等の支援 415万円

(企画政策課 企画担当、人口対策担当)



「琴浦まちづくりネットワーク」、「とっとり琴浦熱中小学校」の運営支援および地域活性化団体の活動支援を行い、自主的な地域活性化の取り組みを推進し、元気なまちを目指します。

○まちネットの運営支援

運営費の一部、まちネットまつりの経費を補助します。

○元気づくり応援事業費補助金

町内地域活性化団体の活動を補助金を交付して支援します。（スタートアップ型とステップアップ型の2種類）

○とっとり琴浦熱中小学校の運営支援

運営費の一部を補助します。

◇経費

一般財団法人地域活性化センター負担金	7万円
まちネット運営費補助金	155万円
元気づくり応援事業費補助金	60万円
熱中小学校運営費補助金	193万円

財 源

琴浦町の負担額	415万円
---------	-------

まちづくりセンターの推進

3,500万円

(企画政策課 企画担当)



少子高齢化や若者の流出など地域が抱える様々な課題を解決し、安心して暮らし続けるために、地区全体が連携し住民が主体となった地域の仕組みづくりが必要になっています。このような新たな仕組みづくりについて、地区公民館を中心に地域のひとと団体と町とが一緒に考え、まちづくりセンター化に向けた検討を行います。

また、地区公民館に公民館主事を兼務する集落支援員を2名配置し、公民館活動と地域活動の一体的な活動を推進します。

◇まちづくりセンター推進事業

50万円

地域課題解決に向けた講演会や検討会、住民説明会等を行い、まちづくりセンター化の推進を図ります。

◇まちづくりセンターモデル事業の実施

429万円

古布庄、安田、以西地区において、まちづくりセンター化に取り組む地域運営組織が地区公民館と旧保育園、旧小学校を拠点として行う生涯学習及び地域活動をサポートするため、活動費を交付します。

◇旧以西小学校改修（設計業務）

410万円

旧以西小学校を健康、福祉、防災、交通、移住、空き家など地域の課題を解決するための多世代交流拠点として改修します。

◇集落支援員の配置

2,183万円

古布庄、安田、以西地区において公民館主事を兼務する集落支援員を2名配置し、地区公民館活動と地域活動の一体的な推進を図ります。また、成美地区に集落支援員を1名配置し、地区公民館と連携して地域課題の把握や意識づくりを行います。

◇地域活動拠点施設の管理（旧古布庄保育園、旧安田保育園、旧以西小学校）

428万円

財 源

町債（借金）	400万円
その他収入	94万円
琴浦町の負担額	3,006万円

移住定住促進事業

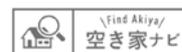
3,979万円

(企画政策課 人口対策担当)



移住の際に必要な住居の確保と空き家の活用を「空き家ナビ」の運営・情報提供により支援します。また、移住者に対する奨励金、補助金や移住定住アドバイザー、サポーターによる移住定住促進と地域活性化を図ります。

◇**空き家ナビ（空き家情報の登録・提供制度）** 6万円
 空き家の情報を登録。ホームページ等で物件情報を公開し、利活用を推進します。
 2023.3月現在 募集中22件 登録数延べ163件（うち売買等成約121件）



◇**暮らそうコトウラ！新築奨励金** 2,670万円
 町内に新築を購入し、居住する者に支給（最大200万円）
 ①若者・子育て世帯の場合【②と併用可】
 ●補助内容 県内者：上限50万円 県外者：上限100万円
 ②きらりタウン・槻下団地の場合【①と併用可】
 ●補助内容 県内者：きらり100万円、槻下30万円 県外者：きらり100万円、槻下60万円

◇**暮らそうコトウラ！空き家活用補助金** 840万円
 空き家ナビの物件を購入または賃貸する者に支給（最大100万円）
 ①空き家購入補助金（リフォーム利用可）
 ●補助内容 県内者：上限20万円、県外者：上限80万円
 ※賃貸物件のリフォーム一律上限40万円

②空き家家財道具撤去費補助金
 ●補助内容 家財道具等の撤去費用 補助率1/2 上限20万円

◇**コトウラ暮らしお試し住宅「琴浦さんち」** 59万円
 長期滞在しながら琴浦での生活が体験できます。

◇**移住定住アドバイザー、移住定住サポーターの設置** 229万円

◇**その他経費（その他支援金、印刷製本、移住相談会参加旅費など）** 175万円

財源

町債（借金）	2,000万円
県からの補助金	808万円
その他収入	20万円
琴浦町の負担額	1,151万円

関係人口創出事業

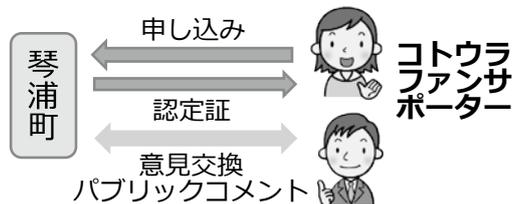
238万円

(企画政策課 人口対策担当)



観光以上、定住未滿。移住しなくても地域に関わる、応援する「関係人口」を増やす。琴浦町出身者やふるさと納税納税者、琴浦と関わりを持ちたい人等に町に興味を持ってもらい、琴浦町に関わる「関係人口」を増やします。

◇**ふるさと住民票** 49万円
 琴浦町に関心のある人を、（ふるさと住民）コトウラファンサポーターとして登録し、認定証を交付します。
 コトウラファンサポーターは、関係人口事業に参加したり、定期的な情報交換をし、まちづくりに参加できるようにします。



◇**都市部の若者とのマッチング** 92万円
 都市部の若者と町内事業所のマッチング支援：
 地方で短期労働したい若者と町内事業者をマッチングするサイトと連携し、来町する若者との関係を築きます。
 若者を受け入れる町内事業者の負担する経費を助成します。



◇**琴浦会** 97万円
 琴浦町出身者で構成する町人会。会員へは毎月、町報等を送付します。
 会員同士の交流会を、東日本地区・西日本地区それぞれで開催します。

財源

琴浦町の負担額	238万円
---------	-------

BUYコトウラ運動の推進（地元産品のPR）

51万円

(商工観光課 商工担当)



地域経済の活性化を図るため、町内店舗を利用することの大切さの普及・啓発を行います。
9月を「BUYコトウラ月間」と設定し、町内事業所と連携しながら、地元産品の購買促進に取り組みます。

◇企業広告枠でのPR

白バラ牛乳の広告枠を活用し、BUYコトウラ運動を推進する本町の取組を広くPRします。

◇町内スーパーとの連携

地元産品のPRを推進するため、町内のスーパーと連携し、BUYコトウラ運動の特設コーナーの設置、パネルやのぼりを掲示します。

◇BUYコトウラバスツアー

地元産品や事業所を知っていただき魅力を体感してもらうため、夏休み期間中に町内の食品加工事業所をバスでめぐるツアーを親子向けに実施します。

◇経費

委託料 26万円
広告料等 25万円



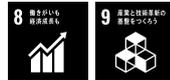
財源

琴浦町の負担額

51万円

事業承継・引継ぎの啓発 150万円

(商工観光課 商工担当)



後継者がいない等の理由で将来、廃業する可能性のある経営者から次の経営者や創業希望者への事業等の引継ぎを増やすことにより、町の産業の持続化とにぎわいづくりを図るため、啓発セミナーを開催します。

◇対象者

・町内で事業を行っている個人又は会社

◇時期

・令和5年8月～12月（予定）

◇セミナーの開催回数

・全3回

◇セミナーの内容（予定）

・事業の引継ぎに関する世の中の変化や動向
・実際に事業の引継ぎを経験した人の体験談
・事業の引継ぎに必要な準備や活用できる制度

◇経費

委託料 150万円

財源

琴浦町の負担額

150万円

中小企業イメージアップ推進事業 50万円

(商工観光課 商工担当)



町内中小企業のイメージアップや人材確保に繋がる取組を支援することにより、中小企業の振興を図ります。

◇対象者

・町内で事業を行っている個人又は会社
(補助金交付は、同一年度内1回限り)

◇対象経費

・ホームページ作成に係る経費
・PR動画作成に係る経費
・パンフレット、カタログ作成に係る経費
・会社のロゴ、デザイン作成に係る経費

◇補助金額

・対象経費の1/2
(上限10万円)



昨年度の活用事例 高野組HP

財源

琴浦町の負担額

50万円

首都圏「食」プロモーション事業

223万円

(商工観光課 商工担当)



町の産品を首都圏へ広くPRし、ふるさと納税やネット通販の拡大に繋げる取組を行います。
鳥取県のアンテナショップで、来客者に町の梨やお酒及び加工食品をふるまうイベントを開催し、実際に味わってもら
うことで町の「食」の魅力を発信します。
幅広い年代の方に来ていただくため、ミニコンサートなどを取り入れ、集客を図ります。

◇開催予定日
・令和5年9月9日(土)

◇会場
・とっとり・おかやま新橋館(アンテナショップ)
東京都港区新橋一丁目11番7号

◇内容
・琴浦産品のふるまい
・ミニコンサート
・特産品ガチャ等

◇経費
報償費 20万円
旅費 21万円
委託料 119万円
消耗品費等 63万円



とっとり・おかやま新橋館



琴浦産品のふるまい(会場イメージ)

財源

琴浦町の負担額

223万円

国道9号商工街路灯撤去工事設計業務 602万円

(商工観光課 商工担当)



東伯地区の国道9号沿いにある商工街路灯は、設置から38年が経過し、老朽化により倒壊の危険があります。
安全を確保するため、すべての商工街路灯を撤去するための設計を行います。

◇内容
・撤去にかかる詳細設計
照明灯撤去 47ヶ所
基礎撤去 43ヶ所

◇経費
委託料 602万円



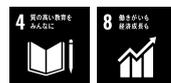
財源

琴浦町の負担額

602万円

琴浦町未来人材奨学金返還支援事業 346万円

(商工観光課 商工担当)



大学等で修学した者の県内就職または就業を促進するとともに、若者の琴浦町へのIJUターン及び定住を図り、地域で活躍する人材を確保することを目的に奨学金の返済を支援します。

◇支援内容
・無利子の場合：奨学金の1/2(限度額：3万円/月)
・有利子の場合：奨学金の1/4(限度額：1.5万円/月)

◇対象者の要件
・鳥取県未来人材育成奨学金
支援助成金の対象者として
・令和5年度から理容師・美容師、
歯科技工士が指定業種に追加されました。

◇経費
補助金 95万円
積立金 251万円



財源

琴浦町の負担額

346万円

白鳳祭運営補助金

600万円

(商工観光課 観光担当)



第30回の記念大会となる白鳳祭開催に向けて、白鳳祭実行委員会に対して運営支援を行います。祭をとおして世代・地域間を越えた交流の場の創出、にぎわいと活力づくりを目指します。特に、今回は安全対策を強化し、レーザーライト花火ショーをスケールアップします。

◇開催予定日
・令和5年8月6日(日)

- ◇主な内容
- ・レーザーライト花火ショー
 - ・たいまつ行列
 - ・芸能発表
 - ・白鳳太鼓
 - ・露店出店
 - ・ゲストコンサート



◇経費
補助金 600万円

財源

琴浦町の負担額

600万円

琴浦グルメめぐるウォーク事業実施補助金 165万円

(商工観光課 観光担当)



「グルメのまち琴浦」をPRするため、NPO法人が主催するイベントを支援します。

◇開催予定日
・令和5年10月7日(土)

- ◇コース
- ・スタート：鳴り石の浜
 - ・ゴール：東伯総合公園

- ◇内容(東伯総合公園)
- ・サウナ飯の出店
 - ・サウナ、モルックの体験



昨年のチラシ

◇経費
補助金 165万円

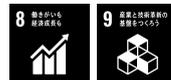
財源

琴浦町の負担額

165万円

地域おこし協力隊(アウトドア起業家) 108万円

(商工観光課 観光担当)



アウトドアツーリズムによる地方創生・観光活性化を図るため、地域おこし協力隊制度を活用し、アウトドア起業家を養成します。

- ◇内容
- ・アウトドア起業家養成
 - ・体験型観光商品造成・告知
 - ・観光ガイド、受付

- ◇任期終了後
- ・アウトドア起業家として活動

- ◇スケジュール
- ・4月：募集
 - ・6月：活動開始

◇経費
地域おこし協力隊活動経費 108万円



財源

琴浦町の負担額

108万円

課税や納税に関する事務経費

3,408万円

(税務課 賦課徴収業務)



町民税や固定資産税などを町へ納入いただく税金の課税と徴収に必要な経費です。

土地や家屋の調査評価業務、収入の申告や調査を行い、適正な賦課業務を行います。納税に対しては口座振替の推進や租税教育、納税相談を行います。

◇経費

・評価事務に関する経費	
固定資産税の賦課に伴う経費	17万円
家屋評価システム使用料等	84万円
土地評価システム保守委託料等	24万円
公図修正業務委託料	15万円
評価替えに係るシステム更新料	155万円
固定資産に関する負担金等	52万円
・課税事務に関する経費	
確定申告に伴う経費	22万円
町税等の賦課に伴う経費	670万円
町税償還金等	700万円
・徴収事務に関する経費	
滞納処分実施に伴う経費	113万円
租税教育推進に関する経費	1万円
中部ふるさと広域連合負担金	1,555万円



小学6年生を対象にした租税教室の様子



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

財源

琴浦町の負担額	3,408万円
---------	---------

地籍調査事業

1,913万円

(税務課 地籍調査係)



境界の調査、測量、面積の測定など地籍の調査を行い、その結果を地図及び簿冊にまとめ、法務局に登録します。地籍とは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積などの土地の情報、いわば「土地の戸籍」です。

◇地籍調査の効果

- (1) 土地の権利の明確化、境界紛争の防止
- (2) 登記費用、測量費用の節減
- (3) 地震、土砂崩れ、水害等により境界が不明になっても正しい境界が復元できます。
- (4) 正確な経営面積等の把握によって農林業経営を合理的に行えます。

◇現地調査、測量 (新規着手地区)

- (1) 現地で、土地所有者の立会いのもと、境界の確認などの調査
- (2) 確認した境界の測量

※調査区域 (予定)
佐崎周辺の山林

※立会いへのご協力をお願いします (調査区域内の土地所有者の皆様には案内文書を郵送)。



現地立会いの様子

◇調査結果をまとめた地図・簿冊の作成 (継続地区)

- (1) 前年度、現地調査し測量した結果をもとに、地図の作成、面積の測定
- (2) 作成した地図と、面積など調査結果の土地所有者による確認

※調査区域

佐崎・太一垣・国主周辺の山林 (R4年度現地調査実施区域)



地図、面積などの確認の様子

◇経費

地籍調査事業	1,377万円
地籍データ管理運営	536万円

財源

国土地籍調査事業補助金	1,032万円
琴浦町の負担額	881万円

スマート農業推進事業 2,625万円

(農林水産課 農林水産振興係)



高齢化等による担い手の減少が急速に進んでおり、持続可能な農業を実現するために、スマート農業技術の普及拡大を図ります。

◇経費
補助金 2,625万円

◇事業内容
町スマート農業推進協議会運営費補助金
ミニトマト栽培管理コンサルティングによる環境モニタリングの学習に取組み、生産部全体の収量アップを目指します。

スマート農業社会実装促進事業補助金
スマート農業の社会実装を促進するため、スマート農業機械の導入経費の支援を行います。

- ・農業用ドローン
- ・ロボット草刈機
- ・自動田植え機 など



財源

県からの補助金	1,570万円
琴浦町の負担額	405万円
町債（借金）	650万円

肥料価格高騰対策事業 1,791万円

(農林水産課 農林水産振興係)

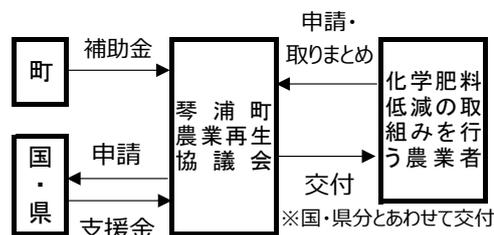


肥料価格の高騰に対する町内農業者の経営を支援するため、化学肥料使用量の低減に取り組む農業者に対し、肥料購入費用の一部を支援します。実施主体である琴浦町農業再生協議会に必要な経費を補助します。

◇経費
補助金 1,695万円
事務費（人件費） 96万円

◇対象者
琴浦町農業再生協議会

◇農業者への支援の流れ



財源

琴浦町の負担額	1,791万円
---------	---------

がんばる農家プラン事業 1,098万円

(農林水産課 農林水産振興係)



意欲ある農業者等が行う創意工夫を活かした取り組みについての計画の実現を支援することにより、元気な農業者等を育成し、地域農業の振興、活性化を図ります。

◇経費
補助金 1,098万円

◇対象者
認定農業者、農業を営む法人、任意組織（構成員10名以下）で、プラン（営農計画）の承認を受けた者

◇令和4年度活用事例
規模拡大支援として、収穫機や倉庫、セルフレザー積載車などの機械・施設を導入しました。



財源

県からの補助金	733万円
琴浦町の負担額	365万円

農業再生協議会事業 468万円

(農林水産課 農林水産振興係)



需給に応じたコメ生産を目指して、水稻の作付面積を調整します。また、経営所得安定対策事業を活用し、高収益作物の作付など水田のフル活用を目指します。

◇経費
補助金 468万円

◇対象者
琴浦町農業再生協議会

◇令和4年度活用事例
農業再生協議会が行うコメの生産数量の調整や経営所得安定対策事業の推進に要する事務費として活用しました。



財源

県からの補助金	468万円
---------	-------

環境保全型農業直接支払事業 146万円

(農林水産課 農林水産振興係)



自然環境の保全に効果の高い有機農業（化学肥料や化学合成農薬を使用しない取組）などに取り組む農業者団体に対して交付金を支払います。

琴浦町では東伯有機米生産部の取り組みに対し本事業の支援を行っています。

◇取組状況

有機農業 取組面積 水稻栽培 1,213a
交付単価 取組面積×12,000円/10a

◇経費

交付金 146万円

財源

県からの補助金 109万円
琴浦町の負担額 37万円

鳥獣被害対策事業 687万円

(農林水産課 農林水産振興係)



イノシシやシカ、カラスなどの農作物等に被害を与える野生鳥獣に対して、捕獲許可を出して個体数を減らす対策や、農作物を守るために電気柵などを設置し農地等への侵入を防ぐ対策を支援することで、被害を防ぎます。

◇主な事業

- 捕獲奨励金の交付（個体数を減らす対策）
- 侵入防止柵設置支援（侵入を防ぐ対策）

◇経費

個体数を減らす対策 518万円
侵入を防ぐ対策 109万円
その他の対策 60万円

財源

県からの補助金 430万円
琴浦町の負担額 257万円

醸造用ぶどう生産拡大事業補助金 998万円

(農林水産課 農林水産振興係)



ワイナリー事業と併せて町内における醸造用ぶどうの栽培を推進するため、農業法人に対してぶどう棚やかん水施設などぶどう園整備に係る経費を支援し、産地の拡大と活性化を図ります。

◇事業内容

- ・生産基盤対策
 - ①かん水設備 3,000千円×1/3
 - ②果樹棚 10,000千円×1/2
 - ③新植（苗木） 4,200千円×1/2
- ・生産促進奨励金
 - ④新植（苗木） 94千円/10a×200a



かん水設備・果樹棚整備

財源

県からの補助金 904万円
琴浦町の負担額 94万円

鳥取梨生産振興事業 9,251万円

(農林水産課 農林水産振興係)



「新甘泉」「王秋」など、高値で安定している品種の生産拡大、ジョイント栽培の推進と苗木の安定供給等の対策を実施し、梨産地の活性化を図ります。

梨の生産拡大のための基盤として、果樹棚の設置、気象災害対策としての網掛け施設、かん水施設等の整備費用について補助を行うことにより、栽培面積の拡大、販売促進につながります。

県内有数の梨産地である琴浦町の活性化のため、補助事業を推進しています。



財源

県からの補助金 8,884万円
琴浦町の負担額 367万円

がんばる地域プラン事業 733万円

(農林水産課 農林水産振興係)



令和3年度に策定した琴浦ブロックリー地域プランの実現に向けた取り組みに対して支援する。

○ブロックリー

堆肥・緑肥の導入

排水性や地力の低い条件不利地での排水性と保水性の両面を改善する効果のある堆肥の導入、土壌排水性向上、反収向上に効果が認められている緑肥作物の導入を支援します。

また、作業に必要な農機具等の操作の技術取得に係る費用について支援します。



財 源

県からの補助金	527万円
琴浦町の負担額	206万円

農業研修事業 905万円

(農林水産課 農林水産振興係)



琴浦町で就農を希望する者に農業研修を実施し、移住定住の促進及び新規就農者の確保を図ります。

◇農業研修

地域おこし協力隊制度を活用し、町内での就農を目指す者に対して研修を行います。新たにブロックリー生産者の募集を追加するほか、企業委託型の研修制度を設け、醸造用ブドウ生産者の育成を図ります。

◇研修生募集

県外での就農相談会、移住定住フェアに参加し研修生を募集します。

◇体験ツアー

町内での就農を具体的にイメージするための農業体験や現地相談会を開催します。

◇経費

報償費	112万円
使用料・賃借料	154万円
委託料	491万円
その他	148万円

財 源

その他(施設利用料)	142万円
琴浦町の負担額	763万円

農業後継者育成対策事業

2,723万円

(農林水産課 農林水産振興係)



新規就農者の就農初期における営農経費の負担軽減を図り、就農定着を支援します。

◇主な事業

◇経営開始資金・農業次世代人材投資資金(国)

経営開始直後の新規就農者に対して、経営確立を支援するため、最大150万円/年の資金を交付します。

対象者：認定新規就農者(経営開始時の年齢が50歳未満)

次世代人材投資資金 交付額：150万円/1～3年目 120万円/4～5年目(最長5年間)

経営開始資金 交付額：150万円/1～3年目

◇親元就農促進支援交付金(県)

親元就農を促進し、農業経営の継続的な発展を図ります。

対象者：経営主 認定農業者等、研修生 3親等以内の親族(研修開始時の年齢が55歳未満)

交付額：10万円/月(最長2年間)

◇就農条件整備事業(県)

就農後に必要な機械、機具及び施設の整備について支援を行います。

対象者：認定新規就農者

事業費：1,200万円以内/5年間

補助率：1/2

財 源

県からの補助金	2,309万円
琴浦町の負担額	414万円

農地中間管理事業

964万円

(農林水産課 農林水産振興係)



農業者の高齢化や後継者不足により、離農する人や耕作放棄地が増えています。一方、認定農業者や新規就農者などの担い手農家は経営規模の拡大や経営の安定化を図るために、良い農地を求めています。

そこで、農地中間管理事業を活用することにより、農地を担い手農家への集積することができます。これにより、地域全体の農地を有効利用できるとともに、担い手農家の生産効率の向上や農業経営の安定化が期待できます。

◇農地中間管理事業とは？

農地中間管理機構（以下、機構。）という公的な機関が農地の出し手（土地所有者）と受け手（耕作者）の間に仲介役として入る形で農地を貸借することです。機構を通すことで、出し手も安心して農地を貸し出すことができます。機構に農地が多く集まれば、受け手は区画の大小や自らの耕作地の近くなど、効率的な経営を目指した農地の確保を目指すことができます。

◇経費

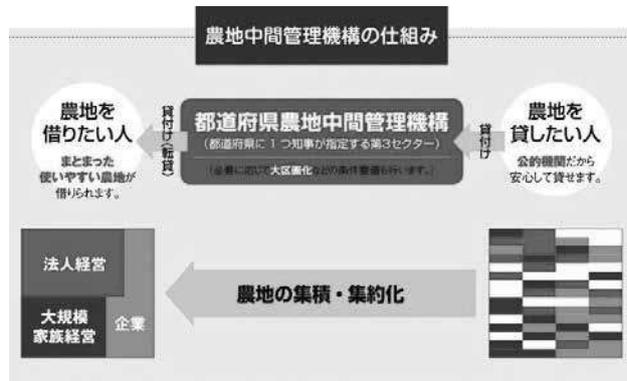
機構集積協力金（交付金）	460万円
機構中間保有地再生活用事業（補助金）	500万円
その他（事務費）	4万円

◇対象者

農地中間管理事業に取り組む地域 など

財源

県からの補助金	710万円
琴浦町の負担額	250万円
その他	4万円



退職者就農条件整備事業

90万円

(農林水産課 農林水産振興係)



担い手農家候補者になりうる定年退職者等に対して農業機械等の購入費の助成を行うことで、初期投資を軽減し、農業者として定着を図ります。また、後継者不在の空きハウスの改修費用を支援し、遊休農地の発生抑制と初期投資の軽減を図ります。

◇経費

補助金	90万円
-----	------

◇対象者等

定年帰農者等
農産物販売額を増額する（3年後の目標設定）事業計画であること。

◇事業内容

農業用機械（中古機械も対象）の導入経費
空き中古農業用ハウスの改修経費
補助率 1/3（補助上限300千円）

財源

琴浦町の負担額	90万円
---------	------

和牛振興計画推進事業

904万円

(農林水産課 農林水産振興係)



令和2年度に制定された「鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例」に基づく和牛振興計画を推進し、鳥取県有種雄牛の遺伝資源保護や和牛産業の振興に関する事業を実施し、町内和牛農家の経営安定を図ります。

琴浦町では、和牛農家に対し、繁殖雌牛の増頭に対する支援を行っています。

◇取組状況

令和5年度は10生産者に対し、購入費用を助成します。

◇経費

補助金	904万円
-----	-------

財源

県からの補助金	602万円
琴浦町の負担額	302万円

田越・笠見地区浸水対策事業

5,648万円

(農林水産課 農村整備係)



平成30年台風24号豪雨により田越、笠見地内を流れる水路がやばせこども園周辺で溢水し、周辺の農地、笠見集落内で浸水被害が生じました。水路等の調査・検討内容に基づいた実施計画ロードマップに沿って浸水対策を行います。

田越地内における洗川へ放流する新たな水路を設置するための測量設計業務及びやばせこども園上流部における浸水対策にかかる測量設計業務を行います。また、やばせこども園西側に流れる水路改修部の用地取得、L水路分岐部の改修工事を行います。

◇経費

委託料	2,996万円
工事請負費	2,450万円
土地購入費	202万円

今年度実施箇所はアンダーライン。()内は完了年度。



農林水産課

ダム等土地改良施設維持管理事業

1億2,727万円

(農林水産課 農村整備係)



土地改良施設の維持管理を行う東伯地区土地改良区連合、東伯町土地改良区及び赤碓町土地改良区を支援し、ダム、畑かん等の国営造成水利施設の操作委託、管理整備を行い適切な維持管理を行っています。

※土地改良施設とは？

土地改良施設とは、ダムや畑かんをはじめ、農業のための用水施設や排水施設、道路、その他農業をするにあたり有益な施設のことをいいます。

◇経費

委託料	4,431万円
負担金	2,097万円
補助金	6,123万円
役務費等	76万円

財源

県からの補助金	4,250万円
町債(借金)	1,570万円
発電所特会繰入金	653万円
北栄町負担金	724万円
土地改良区負担金	340万円
他目的使用料	1万円
琴浦町の負担額	5,189万円



除塵施設更新



頭首工電動機更新

日本型直接支払交付金事業 1億7,748万円

(農林水産課 農村整備係)



農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動を支援する制度です。

多面的機能支払交付金

活動組織へ交付金を交付することで地域の共同活動を支援し、地域資源を適切に保全するとともに、担い手農家への農地集積を後押しします。

中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件が不利な中山間地域において、農地荒廃を防いだ地域に交付金を交付します。

◇経費

交付金	1億7,728万円
需用費	20万円

財源

県からの補助金	1億3,298万円
琴浦町の負担額	4,450万円

ため池防災減災対策推進事業 330万円

(農林水産課 農村整備係)



松谷第3ため池は、堤体の耐震性能不足により地震時に崩壊の可能性があります。また、堤体からの漏水、余裕高の不足、洪水吐の断面不足により豪雨時に決壊の恐れがあります。そのため全面的な改修が必要であり、鳥取県が実施する改修工事に対し、琴浦町がその費用の一部を負担するものです。

◇松谷第3ため池緒元

かんがい受益 A=16.7ha
 被害想定区域面積 A=30ha
 総貯水量 V=120千m³
 提高 H=15m、提頂長 L=94m

◇負担割合

国55%、鳥取県34%、琴浦町11%

◇経費

負担金	330万円
-----	-------

財源

町債(借金)	290万円
琴浦町の負担額	40万円

農地中間管理整備事業 485万円

(農林水産課 農村整備係)



基盤整備が十分でない農地は借り受けが進まないため、基盤整備工事を行い、担い手への集積を加速化させます。

森藤、平和地区において鳥取県が施行するほ場整備事業に対し、琴浦町がその費用の一部を負担します。

森藤地区…換地業務

平和地区…ほ場整備工事・換地業務

◇整備計画区域

森藤、平和地区 区域面積 A=10.9ha

◇負担割合

国62.5%、県27.5%、琴浦町10%

◇経費

負担金	360万円
委託料	109万円
報償費、消耗品費	16万円

財源

県からの補助金	125万円
町債(借金)	320万円
琴浦町の負担額	40万円

しっかり守る農林基盤整備事業 547万円

(農林水産課 農村整備係)



ほ場整備から約30年が経過し、道路や水路が経年劣化により破損しています。破損している農林基盤の簡易な改修、修繕を施すことにより、農林業者の営農意欲の維持向上を図ります。

◇事業内容

- ・原材料(機械代)等助成
- ・工事及び補助金 5件

◇負担割合

水路：県50%、町35%、地元15%
 道路：県45%、町35%、地元20%

◇経費

原材料費	150万円
機械借上料	150万円
工事請負費・補助金	247万円

財源

県からの補助金	224万円
地元負担金	30万円
琴浦町の負担額	293万円

森林環境譲与税関連事業

2,222万円

(農林水産課 農林水産振興係)



土砂災害を防いだり、雨水を貯蓄しゆっくりと川に流すといった機能を持つ山林を適正に管理していくため、森林所有者に対し今後の管理についての意向調査を行うほか、意向調査の結果を踏まえ今後の管理に関する計画策定を行います。

スギやヒノキなどの人工林は、森林の密度を調整する「間伐」を行うことで、樹木の成長や根の発達が進められ、土砂流出防止、風雪害に強い森林が作られるなどの効果があります。間伐の実施及び間伐された木材の搬出や販売を促進するため、間伐及び間伐材搬出等を行う森林所有者等に対し、補助金を交付します。

◇取組状況

意向調査 (大杉)
集積計画作成 (野田、笹津、梅田、鋤、公文)
間伐促進



↑集積計画作成にともなう現地調査

◇経費

委託料 529万円
補助金 470万円
基金積み立て 1,223万円



↑間伐されていない森林



↑間伐された森林

財源

琴浦町の負担額	1,232万円
森林環境譲与税基金	990万円

竹林整備事業

103万円

(農林水産課 農林水産振興係)



放置され、管理されていない竹林を整備することで、竹林の拡大防止や景観形成をはかります。竹を伐採する経費の一部を助成し、適正に管理される竹林を整備します。

◇事業実施前



◇事業実施後



◇経費

補助金 103万円

財源

県からの補助金	103万円
---------	-------

竹粉砕機共同利用事業

5万円

(農林水産課 農林水産振興係)



北栄町と共同利用する竹の粉砕機を琴浦町の自治会へ無料で貸し出しします。琴浦町は貸出実績に基づき、北栄町へ負担金を支払います。

〈申請者〉

自治会 (個人での申請はできません)

〈使用料〉

無料
ただし、燃料費、運搬にかかる経費は自治会負担です。



竹の粉砕機を使用する自治会→

財源

琴浦町の負担額	5万円
---------	-----

森林病虫害等防除事業 1,374万円

(農林水産課 農林水産振興係)



琴浦町内の山林で発生している松くい虫による被害及びナラ枯れ被害を防止するため、薬剤の空中散布やナラ枯れ対策を実施します。

松くい虫防除は、尾張、光、太一垣、倉坂、福永地内で実施し、ナラ枯れ被害対策は、山川、野井倉地内でトラップの設置や被害木の処理を行います。

◇松くい虫散布の様子



ナラ枯れ対策
トラップ設置状況



◇経費：

防除等委託料	1,328万円
配布用チラシ購入代等	6万円
ナラ枯れ若返り対策補助金	40万円

財源

県からの補助金	845万円
琴浦町の負担額	529万円

漁業研修事業 737万円

(農林水産課 農林水産振興係)



漁業を始めたい、漁業関係の仕事に就きたいという新規漁業就業希望者に対し、漁業技術や経営方法等を習得するための研修費用を助成することで、漁業への就業促進を図ります。

◇経費

補助金	737万円
-----	-------

◇研修の種類

養殖漁業の技術習得のための研修

◇対象経費

指導経費、研修手当、研修用具費、通勤手当、定住準備費、赴任旅費

財源

県からの補助金	732万円
琴浦町の負担額	5万円

漁業経営円滑化事業 2,000万円

(農林水産課 農林水産振興係)



新規漁業就業者が漁業経営を開始する時又は漁業経営開始後3年を経過するまでの間に必要な漁船・機器・漁具を漁協が整備してリースする経費を支援し、経営基盤整備の負担を軽減することにより新規漁業就業者の円滑な確保を図ります。

◇事業内容

漁船、漁労用機器の助成

◇補助割合

県 50% 町 16% 漁協 34%

◇経費

補助金	2,000千円
-----	---------

財源

県からの補助金	1,500万円
琴浦町の負担額	500万円

もうかる6次化・農商工連携支援事業 310万円

(農林水産課 農林水産振興係)



農業振興対策を推進するため、農林漁業者と連携した(6次産業型)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取組みを支援します。

◇経費

補助金	310万円
-----	-------

◇対象者

赤碕町漁業協同組合

◇事業内容

ポート赤碕「赤碕町漁協直売センター」内の一角に食堂を開設し、リニューアルオープンします。

冷風乾燥機を導入し、赤碕港で水揚げされた水産物の一夜干しを製造・販売します。



財源

県からの補助金	207万円
琴浦町の負担額	103万円

介護予防教室

1,361万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



「はればれ」「いきがい」

健康で生き生きとした老後を過ごし、生きがいと社会参加を促進し、自立生活の助長を目的に、もの忘れ予防、レクレーション活動、転倒予防の運動を提供します。

◇経費

委託料 965万円

◇対象者

- ・65歳以上で要介護及び要支援に認定されていない方
- ・家に閉じこもりがちの方、もの忘れが多くなった方、転倒することが多くなった方



財 源

介護保険料 (1号被保険者)	222万円
介護保険料 (2号被保険者)	260万円
国の負担額	241万円
県の負担額	121万円
琴浦町の負担額	121万円

「げんきもん」

運動機能の強化を主目的として、専門職が中心となり、筋力トレーニング、ストレッチを実施。加えて知的活動を行い、認知機能の低下も予防する教室を開催します。

◇経費

委託料 396万円

◇対象者

- ・65歳以上で要介護及び要支援に認定されていない方
- ・軽度の運動機能低下があり生活に支障が出ている方



財 源

介護保険料 (1号被保険者)	92万円
介護保険料 (2号被保険者)	107万円
国の負担額	99万円
県の負担額	49万円
琴浦町の負担額	49万円

高齢者の総合相談事業

310万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



地域包括支援センターでは、高齢者の自立した生活を応援するためさまざまな相談を受けています。

◇センターの主な業務

- ・医療機関や福祉施設など関係機関と連絡調整をして、相談者に必要な制度の利用やサービスの紹介をします。
- ・民生委員や地域住民と連携し、高齢者の生活状況の把握や見守り支援を行います。
- ・身体の弱い高齢者や要支援認定者の介護予防プランの作成と介護サービス事業者などとの調整をします。
- ・認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族へ早期相談、対応に向けて、もの忘れ相談を開催します。

◇経費

予防プラン作成委託経費 310万円

◇地域包括支援センター人員体制

センター長 1名 保健師 2名 社会福祉士 1名
主任介護支援専門員 1名 理学療法士 1名
介護支援専門員 2名 看護師 1名
生活支援コーディネーター 1名



財 源

介護保険料 (1号被保険者)	71万円	県の負担額	51万円
介護保険料 (2号被保険者)	35万円	琴浦町の負担額	51万円
国の負担額	102万円		

認知症施策

32万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



認知症に対する正しい理解の普及啓発に努め、「共生」と「予防」の取り組みを進めます。認知症の早期発見・早期治療が出来る体制を推進し、認知症になることを遅らせたり、進行を緩やかにする予防行動について啓発していきます。認知症になっても、住み慣れた地域で支援を受けながら、自分らしく暮らせる町を目指します。

◇主な業務

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発
講演会や健康教室等での啓発や、認知症サポーター養成講座の開催を行います。
- 認知症高齢者等SOS見守りネットワーク
認知症による行方不明者を、できるだけ早く安全に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築します。
- 認知症の早期対応
認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応に向けた支援を行います。
- もの忘れ相談（年4回）
認知症の早期発見・治療につなげるため、専門医による相談の機会を設け、個別に相談に応じます。

◇経費

講演会講師 報償費 5万円 旅費 5万円 認知症専門医師 報償費 10万円
認知症地域支援推進員研修 4万円 その他事務費 8万円

財 源

介護保険料（1号被保険者）	7万円	国の負担額	12万円
介護保険料（2号被保険者）	1万円	県の負担額	6万円
		琴浦町の負担額	6万円

琴浦体操普及啓発事業

2万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



琴浦体操は、誰でも気軽に取り組める体操で、週1回1年間の体操実施で体力年齢を4.8歳向上させることができました。また、身体機能が向上すると認知機能も改善します。

運動機能と認知機能の低下を防ぐことを目的に、この体操を広く地域に普及します。

◇経費

需用費 2万円

◇令和5年度普及活動

- リーダーによる指導
 - ・サロン、介護予防サークル・地域体操教室などで実施。また、町内介護保険事業所や福祉施設でも実施。
- 町事業
 - ・健康教室
 - ・介護予防教室



財 源

介護保険料（1号被保険者）	0.5万円
介護保険料（2号被保険者）	0.5万円
国の負担額	0.5万円
県の負担額	0.2万円
琴浦町の負担額	0.3万円

介護予防サークル活動支援事業 304万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



日常生活に不安や困難を感じている65歳以上の高齢者と地域住民が共に地域での生きがい活動（サークル）に参加することにより、お互いの介護予防や支え合い活動を推進するとともに、高齢者の閉じこもりの解消と社会参加や仲間づくりを行います。

◇経費

委託料 300万円
通信運搬費 4万円

◇対象者

40歳以上の町民で構成し、かつ、65歳以上5人以上で要介護認定者等1人以上を含み、月4回以上活動するサークル



財 源

介護保険料（1号被保険者）	70万円
介護保険料（2号被保険者）	82万円
国の負担額	76万円
県の負担額	38万円
琴浦町の負担額	38万円

生活支援コーディネーター活動 280万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



介護が必要になっても住み慣れた地域・自宅で生活が継続できるよう、生活支援コーディネーターがパイプ役となり、地域の支え合い体制の見直しや新たな生活支援体制づくりを検討・協働していきます。

◇経費

生活支援コーディネーター報酬等 280万円

◇生活支援コーディネーターの活動

- ・地域資源の整理等、「琴浦そろいそろい手帳」の普及
- ・地域での意見交換の開催等
- ・ボランティアセンターと地域のニーズ（生活支援・介護予防サービス）とのマッチング
- ・住民主体の通いの場の活性化に向けた体制整備
- ・広報誌等での情報の発信
- ・地域を元気にする体制づくりを担う協議体の再構築

財 源

介護保険料（1号被保険者）	62万円
国の負担額	108万円
県の負担額	55万円
琴浦町の負担額	55万円

成年後見制度の利用促進 122万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



制度の普及啓発を行い、高齢者本人やその親族等からの相談や制度利用の支援を行います。また、経済的理由等で成年後見制度を利用できない高齢者を対象に制度利用の費用補助を行います。

◇経費

成年後見人等報酬補助 115万円
町長申立に関する経費 7万円
(申立手数料、登記手数料、診断書料、鑑定費用等)

財 源

介護保険料（1号被保険者）	27万円
国の負担額	47万円
県の負担額	24万円
琴浦町の負担額	24万円

在宅医療介護連携推進事業 10万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



医療と介護の円滑な連携を推進し、要介護状態となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、「しよいや！しよいや！鳥取県中部在宅医療・介護連携情報サイト」(HP)を更新・管理します。

◇経費

HPメンテナンス料 10万円

財 源

介護保険料（1号被保険者）	2万円
国の負担額	4万円
県の負担額	2万円
琴浦町の負担額	2万円

長寿祝い品 132万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



町内在住の高齢者の長寿をお祝いします。

令和5年度対象者

88歳：昭和10年4月1日～昭和11年3月31日生

100歳以上：大正13年3月31日以前に生まれた方

◇経費

記念品（88歳180人） 90万円
記念品（100歳以上50人） 25万円
その他事務費 17万円

財 源

琴浦町の負担額 132万円

特別医療 1億1,816万円

(すこやか健康課 保険係)



鳥取県独自の制度で障がいのある人、小児等に対して医療費助成を行っています。

県内の医療機関で受給資格証（青色）を提示すると、医療費の支払いが資格や所得等に応じた自己負担額までになります。

◇対象者

身体障がい者（1・2級）
 重度知的障がい者（A判定）
 精神障がい者（1級）
 小児（18歳の年度末まで）
 ひとり親家庭
 特定疾病

◇経費

特別医療費 1億1,516万円
 審査支払手数料等 300万円

財源

県の負担額	5,177万円
諸収入（高額療養費を充当）	1,457万円
琴浦町の負担額	2,972万円
町債（借金）	2,210万円

心身障がい者医療費助成 402万円

(すこやか健康課 保険係)



特別医療の対象とならない程度の障がいのある人に対して、医療費の自己負担の半額分を助成しています。

医療機関で医療費をいったん支払い、後日役場で申請することで差額を支給します。

◇対象者

身体障がい者（3・4級）
 重度知的障がい者（B判定）
 精神障がい者（2級）

◇経費

心身障がい者医療費 398万円
 郵便代 4万円

財源

琴浦町の負担額 402万円

自立支援医療 2,161万円

(すこやか健康課 保険係)



障がいの軽減・除去や機能回復を目的とした医療費について助成を行います。

◇対象者

更生医療：身体障害者手帳をお持ちの人
 育成医療：障がいのある児童

更生医療の例
 腎臓機能障がいの人→人工透析
 心臓機能障がいの人→ペースメーカー植込み

育成医療の例
 言語障がいの人→口蓋裂等に対する形成術

◇経費

医療給付費 2,150万円
 その他経費 11万円

財源

国の負担額	1,075万円
県の負担額	537万円
琴浦町の負担額	549万円

腎臓機能障がい者交通費助成 76万円

(すこやか健康課 保険係)



腎臓に障がいのある人が人工透析を受けるために通院した場合に、自宅からの距離に応じて交通費を助成します。

◇対象者

人工透析のため通院している人

◇経費

交通費助成 75万円
 郵便代 1万円

財源

琴浦町の負担額 76万円

集団セット検診・レディース検診

1,835万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の早期発見・早期治療のため、各種がん検診と肝炎ウイルス検査、基本健診等が一度に全て受けられる集団セット検診と、乳がん検診及び子宮がん検診のみをセットにしたレディース検診を実施します。

就労している方でも受診しやすいよう、休日集団セット検診を年2回実施します。

あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、1年に1回は必ず各種検診を受けましょう。

※年齢対象者全員へ、受診券などの必要書類を配付します。検診日程等確認のうえ、受診希望日の前日までにすこやか健康課へ予約をお願いします。

※検診月により予約開始日が異なります。

検診月	予約開始日
7月	6月5日(月)～
8月、9月	7月24日(月)～
10月、11月、12月	9月21日(木)～

◇検診日程

区分	内容	月	検診日	会場
集団セット 検診(平日)	①国保特定健診(40～74歳) ②後期高齢者健診(75歳以上) ③基本健診(19～39歳) ④胃がん検診(30歳以上) ⑤大腸がん検診(30歳以上) ⑥子宮がん検診(20歳以上) ⑦乳がん検診(40歳以上) ⑧肺がん検診(40歳以上) ⑨結核検診(65歳以上) ⑩前立腺がん検診(50歳以上) ⑪肝炎ウイルス検診(40～69歳)	7月	3日(月)、4日(火) 5日(水) ※3日とも午前	分庁舎(赤碕1140-1)
		8月	28日(月) 29日(火) 午前	
		9月	8日(金) 午前 19日(火)、20日(水)	本庁舎 保健センター (徳万591-2)
		10月	10日(火) 午前 27日(金) 30日(月) 午前	
		11月	8日(水)	
		12月	5日(火)	
		集団セット 検診(休日)	平日集団セット検診と同様	9月
11月	19日(日)			本庁舎 保健センター
レディース 検診	①子宮がん検診(20歳以上) ②乳がん検診(40歳以上)	10月	10日(火) ※午後	
			30日(月) ※午後	

※40～74歳の特定健診対象者(国保・国保以外)が特定健診を受診される場合、今年度より聴力検査を追加実施します。

◇巡回肺がん・結核検診、大腸がん検診

町内巡回検診を実施します。【日程】10月16日(月)・19日(木)

◇大腸がん検診窓口受付(容器配付)

本庁舎すこやか健康課窓口で、随時受け付けます。

期間：6月1日(木)～12月28日(木) 8時30分～17時15分(土日・祝日は除く)

◇経費

委託料 1,708万円
諸経費 127万円

財源

県からの補助金 48万円
琴浦町の負担額 1,787万円

医療機関委託検診

2,193万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の早期発見・早期治療のため、医療機関で受けられる各種健診・がん検診を実施します。

※年齢対象者全員へ、受診券・検診案内を配付します。ご確認のうえ、早めに受診しましょう。

※あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、1年に1回は必ず各種検診を受けましょう。

◇検診実施期間

- ・国保特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診
令和5年5月1日(月)～令和6年2月29日(木)

◇医療機関に持参するもの

- ①国保特定健診の受診券(水色)
- ②後期高齢者健診受診券(桃色)
- ※被保険者証(①又は②の方)
- ③各種がん検診の受診券(緑色)
- ④自己負担金



琴浦町検診推進キャラクター
「ドクター55(ゴーゴー)」

◇注意事項

- ①受診する際は、希望の医療機関に事前に電話で予約してください。
 - ②希望する健診・がん検診の受診券を医療機関窓口へ提出してください。
 - ③検診実施期間を厳守してください。
- ※早めに受診するようにしましょう。
※受診券の再発行は「すこやか健康課」へお問合せください。(電話：0858-52-1705)

◇受診できる医療機関

検診区分	委託医療機関
国保特定健診 後期高齢者健診 胃がん検診(胃カメラ検査) 肺がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 乳がん検診 子宮がん検診	中部地域内の病院・医院 ※受診券と一緒に配布している検診案内をご確認ください

※今年度より乳がん検診及び子宮がん検診につきましては、西部地域内の病院・医院でも受診可能となりました。

検診実施期間(西部地域の病院・医院のみ)

令和5年7月1日(土)～令和6年1月31日(水)

◇経費

委託料 2,177万円
諸経費 16万円

財源

琴浦町の負担額

2,193万円

健康教室

49万円

(すこやか健康課 健康推進係)



がんや生活習慣病の疾病予防や、フレイル予防をテーマとした教室を開催し、みなさんの健康寿命の延伸を目指します。希望がありましたら、すこやか健康課までご連絡ください。(電話：52-1705)
健康不安の相談もでき、参加者同士の情報交換や交流の場にもなりますので、ぜひご参加ください。

◇部落・一般・高齢者健康教室

各団体等の要望と参加者の年齢層に応じて、健康教育・健康相談及び運動指導を行います。

◇事業所健康講座

事業所等の依頼により、町内事業所に勤務する方（町外住民を含む）を対象に健康教育を実施します。

◇糖尿病予防教室

糖尿病の予防や重症化予防を目的とした教室を行います。

◇まちの保健室

地域住民の主体的な健康づくりを支援するとともに、地域の健康課題の解決に向けた講演や健康チェックを行います。

◇経費

報償費（医師等） 42万円
諸経費 7万円

財源

県からの補助金	1万円
広域連合の受託事業収入	26万円
琴浦町の負担額	22万円



食育推進事業

62万円

(すこやか健康課 健康推進係)



食や健康に関する知識と食を選択する力を身につけ、よい食習慣を実践できるよう食生活改善推進員（食改）と連携し各種食育推進事業を行います。

◇生活習慣病予防のための料理教室

特に働き世代や健診有所見者等を対象に、生活習慣病の予防や重症化予防のための食生活改善を目的とした教室を開催します。また、希望者には個別の栄養相談を行い、個々の状況に応じた支援を行います。

◇食改による料理教室

部落やサークルなどの集まりを対象に、生活習慣病予防やフレイル予防を目的とした講話と料理講習会を開催します。

また、イベントや家庭訪問等により食生活改善のための啓発を行います。

希望がありましたら、すこやか健康課までご連絡ください。(電話：52-1705)

◇広報等による食育啓発

町報等に地元食材や地元産品を使ったレシピや食育啓発記事を掲載し、広く啓発を行います。

◇経費

報償費 2万円
需要費等 39万円
委託料（食改） 21万円

財源

参加者負担額	1万円
琴浦町の負担額	61万円



トマトの糖味と旨味で美味しく頂く いかのトマトソース煮

トマトソースの作りかたがポイントです。塩こしょうは必ずお好みで調整してください。

材料	分量
いか	大め2尾
トマト	1個
パター	35g
トマトピューレ	1カップ
塩	小さじ1/4
こしょう	少々
パセリ	少々

作り方

- いかは足と内臓をとっておろし、塩は軽く振り、おろしをゆきし水分をきる。いかにくは塩ゆでし、パセリはみじん切りにする。
- 鍋にバターとにんにくを入れ、香りが立つたらいかを加えて炒める。トマトピューレを加え、煮立ったら塩こしょうで味を調える。
- 最後にパセリを飾ります。

※月報「健康生活月報」です。高中等学校の3年生用「つけない・守らない・あやさない」(健康管理)・やっつける(食生活改善)に載せさせていただきます。

監修：琴浦町食生活改善推進員連絡協議会

健康相談

2万円

(すこやか健康課 健康推進係)



心身の健康不安に対し、保健師・栄養士が個別に相談に応じます。個人に見合った必要な助言を行い、町民の健康に対する不安の軽減や健康管理、健康増進を図ります。

健康診断受診後の結果相談（解説を含む）も対応しています。

◇健康相談（電話・面談相談とも随時受付）

心身の健康についての相談をいつでも受け付けています。
相談の内容によって、血圧測定、体重・体脂肪測定、尿検査も行います。
本人の相談ではなく、ご家族や友人のご健康についての相談も承ります。
個人情報厳守しますので、気軽にご相談ください。



※こころの相談や栄養相談で、面談での相談を希望される場合は、事前にお電話をお願いします。

面談の場合は、相談場所と時間をしっかり確保するため、事前予約制としています。

◇経費

消耗品費ほか 2万円

財源

琴浦町の負担額

2万円

新型コロナウイルスワクチン接種

2,409万円

(すこやか健康課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室)



新型コロナウイルス感染症のまん延を予防し、重症者や感染者を減らすことを目的としています。

◇対象者

生後6ヵ月以上の町民
接種の準備が整い次第、接種券や接種に係る案内を対象者に送付します。

◇接種を受けるための手続き

- (1) 町から「接種券」「予診票」「接種のお知らせ」が送付されます。
- (2) ご自身が接種が受けられる場所をご確認ください。
- (3) 電話やインターネット、LINEで予約をしてください。
- (4) ワクチン接種を受ける際には、接種券と予診票、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）をご持参してください。

◇自己負担金

無料

◇接種を受ける際の同意

接種を受けることは強制ではありません。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただいています。

◇接種状況（令和5年4月22日現在）

1回目接種終了者数	13,687人	4回目接種終了者数	8,082人
2回目接種終了者数	13,610人	5回目接種終了者数	5,053人
3回目接種終了者数	11,383人		

◇経費

委託料 1,940万円
事務費等 469万円

財源

国からの補助金

2,409万円

高齢者インフルエンザ予防接種

763万円

(すこやか健康課 健康推進係)



対象者には、9月末頃に接種券を配付します。接種期限がありますので、早めに接種を受けましょう。

◇対象者

- ①65歳以上の方（昭和33年12月31日以前に生まれた方）
※65歳未満の方は、誕生日が来て65歳になられてから受けてください。
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する方

◇接種期間

令和5年10月1日から令和6年2月29日まで
※なるべく12月末までに接種してください。

◇接種回数

1回

◇助成額

1,860円

◇自己負担額

2,300円

◇接種の受け方

- ①委託医療機関へ予約する（一覧表を接種券と共に配付します。）
- ②記入した予診票と接種券を医療機関へ持参してください。
- ③自己負担金を医療機関へ支払います。

◇経費

委託料 744万円
扶助費 8万円
消耗品費 11万円

財源

琴浦町の負担額

763万円

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種

152万円

(すこやか健康課 健康推進係)



重症化しやすい肺炎を予防するワクチンです。
今年度の対象者に接種券を配付しています。接種期限がありますので、早めに接種を受けましょう。

◇対象者

- ①令和6年3月31日までに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する方
- ※過去に、肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外となります。

◇接種期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◇助成額

4,900円

◇接種の受け方

- ①委託医療機関へ予約する（一覧表を配付しています。）
- ②記入した予診票と接種券を医療機関へ持参してください。
- ③自己負担金を医療機関へ支払います。

◇自己負担金

3,000円

◇経費

委託料 147万円
扶助費 5万円

財源

琴浦町の負担額

152万円

風しん抗体価検査・風しん予防接種

449万円

(すこやか健康課 健康推進係)



◇成人の風しん予防接種

【定期予防接種】※令和6年度まで延長されました。

風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われていますが、公的な接種を受ける機会がなかった方を対象に、令和6年度まで風しんの定期接種を実施します。(個人による負担はありません。)

対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

接種の受け方

対象者の方は、クーポン券を利用して、まず抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

【任意予防接種】

生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るために、妊婦の風しん感染を防ぐことを目的として、風しんワクチン接種費用の助成を行います。

- 対象者
- ①妊娠を希望される抗体価の低い女性
 - ②①の配偶者等の同居者のうち抗体価の低い者
 - ③妊婦の配偶者(内縁含む)
 - ④妊婦の同居者

※定期予防接種の対象者は助成対象外です。

助成額 接種費用の3分の2 ※100円未満切り捨て (上限額8,000円)

◇経費

委託料	413万円
助成金	12万円
諸経費	24万円

財 源

琴浦町の負担額	321万円
国からの補助金	122万円
県からの補助金	6万円

中学生におけるピロリ菌検査及び除菌事業 58万円

(すこやか健康課 健康推進係)



有効な薬の量が服用でき、ピロリ菌による胃の炎症が起こる前の中学生を対象にピロリ菌感染の有無を検査し、感染者に対して除菌治療を行う事によって、将来の胃がん発生、家庭内感染の予防を行います。

◇対象者

町内中学2年生(希望者)

◇経費

需用費	1万円
役務費	2万円
委託料	55万円

財 源

琴浦町の負担額	58万円
---------	------

補聴器購入費補助事業

60万円

(すこやか健康課 健康推進係)



加齢性難聴は、誰にでも起こりうる可能性があり、早期に受診し必要な方が補聴器を使用することで、自分らしく生き生きとした生活をおくるための一助として、補聴器購入費の一部を補助します。

◇対象者

以下の①～③の全てに該当する方

- ①町内に住所がある、40歳以上の方
- ②聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方
- ③両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満の方、または40デシベル未満でも医師が補聴器の必要性を認めた方

◇助成内容

補聴器本体の購入費用の半額を3万円を上限として助成します。

◇経費

負担金、補助及び交付金 60万円

財 源

琴浦町の負担額	60万円
---------	------

健康寿命延伸事業

31万円

(すこやか健康課 健康推進係)



町民の健康寿命の延伸を図るため、データの分析等に基づく課題解決型の事業展開を実施するため、鳥取大学医学部教授等と意見交換を行いながら進めます。また、事業所による従業員に対する若いうちからの健康づくりの支援を行います。

◇健康寿命延伸アドバイザー

鳥取大学医学部の教授を交え、各事業を効果的に施策展開していけるよう、意見交換を行いながら事業に取り組みます。

◇健康経営支援モデル事業補助事業

従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法である「健康経営」を町が支援し町内事業所などに取り組んでもらうことにより、若いうちからの健康状態の維持・改善や疾病予防をはかることで、町民の健康寿命延伸を目指します。

また、日本健康会議が認定する健康経営優良法人の認定に向けた支援を行い、町内事業所の企業イメージ・ブランド力の向上を目指します。

・事業の流れ

- ①事業所の厚生担当者、事業所が加入する医療保険者、町の保健師などで構成するプロジェクトチームを組織します。
- ②プロジェクトチームで事業所における健康に関する課題を見つけ、解決に向けて行うことや取り組みのゴールを決めます。
- ③実際に取り組みを実践し、その結果をプロジェクトチームで評価します。

・費用の助成

町では、この取り組みによりかかる費用の全額を助成します。

【区分と助成額】

大規模事業所（主に従業員数301人以上の事業所） 25万円

中小規模事業所（主に従業員300人以下の事業所） 20万円

※対象となる事業所の区分（従業員数）は、業態によって異なります。

◇琴浦そろいそろい手帳普及啓発事業

いつまでも住み慣れたまちで幸せに生活するため一人一人が大切にしているものやこれから大切にしていこうとするものを共有するためのツールである「琴浦そろいそろい手帳」を広く普及するため、さまざまな機会を通して町民に配布します。



◇経費

補助金 20万円

報償費 11万円

財源

琴浦町の負担額

31万円

国民健康保険（保険給付費） 14億5,747万円

（すこやか健康課 保険係）



国民健康保険の被保険者が医療を受けたとき、法令に定められた保険給付を行います。

◇R05年度平均被保険者数（見込）：3,735人

◇経費

療養給付費	12億4,543万円
療養費	605万円
高額療養費	1億9,691万円
出産育児一時金	350万円
葬祭費	58万円
審査支払手数料	419万円
その他の給付	81万円

財 源

県の負担額	14億5,299万円
国保税等	215万円
琴浦町の負担額	233万円

国民健康保険（保健事業） 2,342万円

（すこやか健康課 保険係）



被保険者の健康保持と医療費適正化を目的に、保健事業を行っています。

事業名	内容
特定健診 特定保健指導	生活習慣病の予防を目的に、健康診査や保健指導を行います。
人間ドック助成	人間ドックの受診費用を一部助成します。
糖尿病性腎症 重症化予防	糖尿病の重症化を防ぐための保健指導を行います。
その他事業	医療費通知やジェネリック医薬品差額通知を送付します。

◇経費

特定健診等の費用	1,707万円
人間ドックの費用	307万円
その他の事業の費用	328万円

財 源

県の負担額	1,095万円
国保税等	1,247万円

国民健康保険（その他経費） 5億3,360万円

（すこやか健康課 保険係）



国民健康保険に係る職員人件費や事務費は一般会計からの繰入（町の税金等）で賄われています。

平成30年度から国民健康保険の運営が市町村単位から県単位となったことにもない、市町村は県が決定した納付金を県へ納付します。この納付金等を財源として県は市町村が医療費を支払うために必要な金額を交付金として全額市町村に交付します。

◇経費

国民健康保険事業費納付金	5億830万円
職員人件費・事務費	2,207万円
その他の経費	323万円

財 源

国の負担額	1,859万円
県の負担額	7,131万円
国保税等	3億7,767万円
琴浦町の負担額	6,603万円

後期高齢者医療 5億5,793万円

（すこやか健康課 保険係）



75歳以上の人が入る後期高齢者医療は県内の市町村で構成する広域連合によって運営されています。

市町村は各種窓口手続きや保険料の徴収、健診事業を行うほか、広域連合の運営（医療費の支払等）のための費用を負担しています。

◇経費

広域連合への負担金・納付金 （医療費の約8%分等）	2億9,357万円
（保険料等）	2億5,517万円
健診等の費用	713万円
事務費等	206万円

※後期高齢者の医療費は広域連合が支払っているため、町の予算には現れません。

財 源

後期高齢者医療保険料	1億8,329万円
県の負担額	5,390万円
広域連合の負担額	636万円
琴浦町の負担額	3億1,438万円

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

980万円

(すこやか健康課)



健診、医療、介護に関するデータから後期高齢者の健康状態を把握し、各種保健事業を実施します。医療専門職がデータに基づき事業を行い、高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるよう支援します。



◇取り組みの内容

事業全体

- ・健診データ等から、個人、集団ごとの健康リスクを把握し、下記の保健事業を実施
- ・必要に応じ、医療機関等と連携
- ・年度末に実施結果を分析し、来年度事業に反映

保健事業

- ・個別的支援
健診データ等から判明した健康リスクについて、訪問により保健指導や支援を行います。
- ・集団支援（サークルなどの通いの場において実施）
フレイルや健康に関するチェックを行い、必要に応じてサービスの紹介を行います。
フレイル予防や生活習慣病予防に関する啓発や健康相談を行います。



◇経費

職員人件費	930万円
報償金等	50万円

財 源

広域連合の受託事業収入	980万円
-------------	-------

介護保険認定事務

851万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



介護保険サービスを利用するための申請・更新等を受け付け、要介護認定、保険証・負担割合証などの交付を行います。

◇令和5年度対象者数（見込み）

被保険者	6,253人（65歳以上高齢者）
要介護認定者	1,063人

◇経費

介護認定審査会	409万円
認定調査等	442万円

財 源

琴浦町の負担額	851万円
---------	-------

介護保険給付

20億5,079万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



40歳以上の方が被保険者となって納める保険料と国県町の負担金を財源とし、介護や支援が必要となった時に介護サービスが利用できるよう保険給付を行います。

◇令和5年度一月あたり延べ利用者数（見込）

居宅サービス	1,872人
地域密着型サービス	112人
施設サービス	200人

◇経費

居宅サービス費	9億8,584万円
地域密着型サービス費	3億3,870万円
施設サービス費	6億3,150万円
高額介護サービス費	4,610万円
特定入所者介護費	4,610万円
審査支払手数料	255万円

財 源

介護保険料（1号被保険者）	4億1,724万円
介護保険料（2号被保険者）	5億5,371万円
国の負担額	5億3,324万円
県の負担額	2億9,025万円
琴浦町の負担額	2億5,635万円

生活困窮世帯等光熱費助成事業 2,910万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



最近の物価高騰を受けて、生活に深刻な影響を受ける生活困窮世帯等に対し光熱費を助成し、生活支援を行います。

電気料金上昇分（3か月分）として、1世帯当たり17千円支給します。

支給対象世帯	
・住民税非課税世帯	1,400世帯
・児童扶養手当受給世帯	160世帯
・特別児童扶養手当受給世帯	40世帯
・生活保護受給世帯	100世帯
合 計	1,700世帯

◇経費

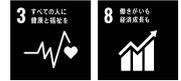
扶助費	2,890万円
事務費（郵便代他）	20万円

財 源

県の負担額	1,445万円
琴浦町の負担額	1,465万円

障がい者計画策定 10万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



第3期障がい者計画（9年間）、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（3年間）を策定し、令和6年度以降の障がい者施策及び障がい者サービスの適正な運用を行うための必要な事項を定めます。

◇経費

委員報酬	10万円
------	------

財 源

琴浦町の負担額	10万円
---------	------

障がい福祉施策負担金、補助 659万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため各種団体及び事業所へ補助金を交付します。

◇経費

町身体障がい者福祉協会補助金	13万円
町手をつなぐ育成会補助金	9万円
郡身体障がい者福祉協会負担金	6万円
障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金負担金	5万円
障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金	84万円
重度障がい児者支援事業補助金	46万円
強度行動障がい者入居等支援事業補助金	288万円
要医療障がい児者受入事業所看護師等配置事業給付費	156万円
障がい者相談員委託料	5万円
手話通訳者派遣事業	9万円
障がい者インフルエンザ予防接種給付費	38万円

財 源

県の負担額	287万円
琴浦町の負担額	372万円

成年後見関係 129万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



中部圏域1市4町共同委託で成年後見制度に関する利用相談及び相談対象者への情報提供、成年後見手続き支援に関する業務を委託します。また、成年後見人の申立費用及び報酬を助成します。

◇経費

成年後見センター委託事業	79万円
成年後見利用支援事業（報酬）	43万円
成年後見利用支援事業（申立費用）	7万円

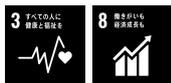
財 源

国の負担額	14万円
県の負担額	13万円
琴浦町の負担	102万円

09 福祉あんしん課

障がい者交通費助成・運転免許取得助成 110万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



交通費の負担軽減のため、重度障がいのある人（身体手帳1・2級、精神手帳1級、療育手帳A）を対象にタクシー料金助成券を交付します。また、就労訓練等のために事業所に通所する人に対し、交通費の一部を助成します。

社会参加を目的として、下肢・体幹機能に障がいのある人が自動車改造を行う場合及び障がい者手帳等所持者が運転免許を取得された場合に助成を行います。

◇経費

重度障がい者タクシー料金助成	38万円
作業所等通所障がい者交通費助成	32万円
自動車改造助成・運転免許取得助成	40万円

財 源

琴浦町の負担額	110万円
---------	-------

特別障害者等手当支給 1,166万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とされる在宅の人に手当を支給します。

◇経費

特別障害者手当	1,075万円
障害児福祉手当	91万円

財 源

国の負担額	874万円
琴浦町の負担額	292万円

委託事業

588万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



中部1市4町が合同で業務を委託し、様々なサービスを行います。

事業名	内容	経費
中部圏域障がい者地域生活支援センター事業	相談支援業務・研修の実施	165万円
中部圏域障がい者自立支援協議会運営事業	中部圏域障がい者地域自立支援協議会の運営	98万円
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人への手話通訳者等派遣事業	228万円
聴覚障がい者生活支援事業	コミュニケーションを保障しながら活動の場を提供	7万円
手話奉仕員養成研修	手話奉仕員の養成研修の実施	63万円
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者向け意思疎通支援者の派遣等の負担金	9万円
障がい児相談支援事業	児童相談支援業務の体制強化（4町委託）	18万円
合 計		588万円

財 源

国の負担額	160万円
県の負担額	147万円
琴浦町の負担額	281万円

自立支援給付

5億5,683万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加の増進のため、障がい福祉サービスの支給及び補装具の給付を行います。

◇経費

- ・補装具給付事業（車椅子、歩行器、補聴器等） 319万円
- ・自立支援給付事業（主なもの） 5億5,364万円

	サービス	金額
訪問系	居宅介護	726万円
	重度訪問介護	5,075万円
	同行援護	432万円
日中活動系	療養介護	3,614万円
	生活介護	1億5,792万円
居住系	施設入所支援	5,141万円
	共同生活援助	6,749万円
就労系	就労継続支援A型	1,750万円
	就労継続支援B型	1億2,528万円
	計画相談支援	833万円
	その他	2,724万円
	合計	5億5,364万円

財源

国の負担額	159万円
県の負担額	80万円
琴浦町の負担額	80万円

財源

国の負担額	2億7,682万円
県の負担額	1億3,841万円
琴浦町の負担額	1億3,841万円

障がい児通所給付

2,732万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



児童が心身ともに健やかに育成できるよう、集団生活への適応訓練、理学療法・機能訓練、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

◇経費

サービス	金額
児童発達支援	274万円
医療型児童発達支援	12万円
放課後等デイサービス	2,012万円
保育所等訪問支援	14万円
サービス利用計画	420万円
合計	2,732万円

財源

国の負担額	1,366万円
県の負担額	683万円
琴浦町の負担額	683万円

療養介護医療費事業

1,032万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいの軽減、除去や機能回復を受ける医療の費用を負担することで対象者の経済的負担を軽減します。

◇経費

サービス	金額
療養介護給付費	1,032万円
合計	1,032万円

財源

国の負担額	516万円
県の負担額	258万円
琴浦町の負担額	258万円

地域生活支援給付 1,307万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、用具（ストマ用装具、痰吸引器等）の給付、日中の活動の場等の居場所の提供、外出の際の移動の支援を行います。

◇経費

日常生活用具の給付	457万円
日中一時支援	747万円
移動支援	103万円

財 源

国の負担額	356万円
県の負担額	327万円
琴浦町の負担額	103万円

戦没者追悼式の開催 14万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し、平和を祈念するため戦没者追悼式を開催します。

◇開催時期

令和5年10月（予定）

◇経費

式典経費	14万円
------	------

財 源

琴浦町の負担額	14万円
---------	------

社会福祉協議会への補助金交付 1,493万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



地域福祉の向上を目的に地域福祉推進の中心的担い手である町社会福祉協議会に対し、地域福祉活動の補助金を交付します。

令和5年度は、次の事業を新規で行います。

- ・ 学生服等リサイクル事業
不要となった学生服・学用品を集めて、低所得世帯へ提供する。
- ・ 地域での福祉体験講座
高齢者疑似体験を通して、近所で助け合える地域づくりを推進する。

◇経費

・ 地域福祉活動への補助金	1,493万円
---------------	---------

財 源

琴浦町の負担額	1,493万円
---------	---------

民生児童委員活動の機能強化 358万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



民生児童委員の活動環境を整備し、委員活動の円滑化を目的に民生委員活動費の支給、民生児童委員協議会への補助金交付を行います。

◇経費

民生児童委員活動費	268万円
民生児童委員協議会補助金	60万円
民生児童委員推薦会委員報償費	2万円
鳥取県社会福祉協議会負担金	5万円
中部民生児童委員協議会負担金	23万円

財 源

県の負担額	1万円
琴浦町の負担額	357万円

児童扶養手当の支給 7,481万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与することを目的として手当を支給します。

◇対象者

18歳までの児童を養育するひとり親家庭の父または母(離婚、死亡、障がい、生死不明、DV保護など)

◇支給回数

年6回(1・3・5・7・9・11月に2ヵ月分)

◇経費

手当 7,475万円
事務費 6万円



財 源

国の負担額	2,485万円
琴浦町の負担額	4,996万円

ひとり親福祉事業 437万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



母子家庭および父子家庭の自立に向けた生活支援、就労支援、経済的支援を行います。

◇経費

母子生活支援施設及び助産施設措置 239万円

DV被害者等を母子生活支援施設に、経済的理由により入院助産を受けることができない者を助産施設にそれぞれ入所させ、その生活を支援します。

高等職業訓練促進給付金 168万円

自立支援教育訓練給付金 20万円

ひとり親家庭の父または母が、資格を取得するために養成機関で修業または雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、給付金を支給します。

養育費にかかる公正証書等作成促進事業助成金 10万円

養育費の取決めの継続的な履行確保を図るため、ひとり親家庭の父または母に対し公正証書作成等にかかる費用を助成します。

財 源

国の負担額	265万円
県の負担額	60万円
琴浦町の負担額	112万円

生活保護 1億6,521万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



生活に困窮するすべての人に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行います。最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、適正な保護実施に必要な体制を整備します。

◇経費

1 生活保護総務費	720万円
嘱託医報酬	48万円
公用車管理費	36万円
診療・介護報酬審査支払手数料	27万円
レセプト管理システム利用料	37万円
医療扶助オンライン資格確認導入環境整備費	555万円
その他	17万円
2 生活扶助費	1億5,801万円

生活保護には8つの扶助があり、世帯の実情に合わせて必要な扶助を行います。

財 源

国の負担額	1億2,276万円
県の負担額	211万円
琴浦町の負担額	3,984万円
返還金	50万円

自立相談支援 1,216万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



生活困窮者やひきこもりの相談支援、その他様々な困り事がある人を対象とし、自立の促進を図ります。社会福祉協議会等にも相談窓口を設置し、誰でも気軽に相談できるように相談支援体制を整備します。また、ハローワークと連携しながら就労に向けて支援します。

生活困窮者の生活基盤を確保するため、住居確保給付金を支給し、新たな就業や自立に向けて支援します。

生活福祉資金の特例貸付けを受けて返済が必要な世帯に対して、社会福祉協議会と連携して生活再建に向けた相談支援を行います。

◇経費

会計年度任用職員報酬等	582万円
研修費	19万円
公用車管理費	36万円
委託費	497万円
扶助費	40万円
その他	42万円

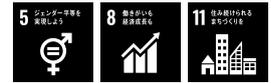
財 源

国の負担額	909万円
県の負担額	71万円
琴浦町の負担額	236万円

子育て支援サービス

2,561万円

(子育て応援課 こども未来係)



地域における子育ての拠点づくりや保護者のニーズに応えた保育を充実し、子育て中の保護者を支援します。

◇子育て支援センター

子育て中の保護者を応援するための施設として、町内に2箇所の子育て支援センターを開設しています。

子育て支援センターは、未就園のお子さんと保護者が、気軽に安心して利用できる地域の子育て支援の場です。

職員が子育てに関する心配ごとの相談に応じたり、子どもをのびのびと遊ばせながら、子育て中の保護者同士で情報交換ができるなど、いろいろな楽しみ方ができます。

【利用条件】 未就園の子どもとその保護者

【実施場所】 ひまわり (みどり保育園) 月曜日～金曜日 9:30～11:30、13:30～15:15

※多世代交流施設で実施

アトリエ・ラボ (赤碓こども園) 月曜日～土曜日 9:00～15:00

◇一時保育

保護者の仕事、病気、育児疲れ、急用の際に未就園のお子さんを一時的にお預かりします。

【実施場所】 やばせこども園 (生後6か月～) 月曜日～土曜日 7:15～18:45

みどり保育園 (生後2か月～) 月曜日～土曜日 7:30～18:30

◇休日保育

町内に住所があり、こども園・保育園に在園している1歳6か月以上の児童で、日曜、祝日に仕事等の都合でご家庭での保育が困難な場合に、お子さんをお預かりします。

【実施場所】 しらとりこども園 【実施日時】 日曜日、祝日 7:30～18:30

◇休日保育室開放事業 (ぼかぼかオープンデー)

休日保育室と園庭を月1回程度、一般に開放し、休日の親子の遊び場を提供します。

【実施場所】 しらとりこども園 【実施日時】 毎月第2日曜日 (8月のみ第1日曜日) 9:30～11:30

◇病児保育

在園中および小学校3年生までの児童で、仕事等の都合で保護者が看護できないお子さんを受け入れします。

【実施場所】 厚生病院内 病児保育室「きらきら園」 【実施日時】 月曜日～金曜日 8:00～18:00

◇病後児保育

町内のこども園・保育園に在園している児童で、仕事等の都合で保護者が看護できない病後の回復期のお子さんを受け入れします。

【実施場所】 みどり保育園 【実施日時】 月曜日～土曜日 7:00～19:00

◇ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人とその援助をしていただける方を結ぶ会員組織です。お子さんのこども園、児童クラブ等への送迎や一時預かりで利用することができます。

【対象児】 生後8週から小学校6年生まで 【受付窓口】 子育て世代包括支援センター「すくすく」

◇経費

私立保育園運営費等補助金 2,025万円

休日保育運営費等 285万円

病児保育委託料 30万円

ファミリー・サポート・センター事業 221万円

財 源

国からの補助金 785万円

県からの補助金 785万円

その他収入 31万円

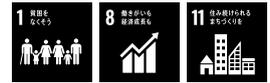
琴浦町の負担額 960万円



放課後児童クラブの運営

5,734万円

(子育て応援課 こども未来係)



町内の小学校に通う主に低学年の児童で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

琴浦町では公立4クラブ、私立1クラブの計5つの放課後児童クラブを開設しています。

令和5年度から、公立4クラブは民間企業に運営を委託し実施します。

◇定員

- 浦安放課後児童クラブ (浦安小) …70人
- 八橋放課後児童クラブ (八橋小) …60人
- 聖郷放課後児童クラブ (聖郷小) …40人
- 船上放課後児童クラブ (船上小) …40人
- しおかぜクラブ (私立) (赤碓小) …40人



◇開設日時

- 開設時間 【平日】…下校時 (通常は14時) から18時30分
- 【土曜日・長期休暇等】…7時30分から18時30分 (公立のみ)
- 休業日 日曜日・祝日、8月13日から16日 (公立のみ)、
年未年始 (公立…12月29日～1月3日、私立…12月30日～1月3日)、災害等事情のあるとき

◇経費

公立放課後児童クラブ運営費	4,500万円
施設維持管理費等	617万円
除雪業務委託料 (3箇所)	25万円
放課後児童健全育成補助金	592万円

財源

国からの補助金	1,696万円
県からの補助金	1,716万円
利用料等	473万円
多世代交流施設利用料	27万円
琴浦町の負担額	1,822万円

乳幼児家庭保育支援給付

1,080万円

(子育て応援課 こども未来係)



乳幼児を日中家庭で子育てする保護者等に、給付金を支給し、経済的支援と乳幼児との愛着形成を助長し乳幼児の健全な育成を図ることを目的とします。

◇対象者

町内に在住している生後6か月を超え満2歳に満たない乳幼児で、保育が必要な認定を受けていない乳幼児を養育する保護者。

また、保護者が育児休業給付金を受給しておらず、同居家族に町税等の滞納がない者。

◇給付金額

1箇月につき乳幼児1人当たり30,000円。

◇経費

給付金 1,080万円

財源

県からの補助金	210万円
琴浦町の負担額	870万円

こども園・保育園の運営

5億2,496万円

(子育て応援課 こども未来係)



保育が必要な子どもを預かり、心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。
また、3歳以上の保育を必要としない子どもで、教育を希望する場合には、教育標準時間でのサービスを提供します。

◇定員

町立園	しらとりこども園…140人	やばせこども園 …120人	こがねこども園…90人
	ことうらこども園… 60人	ふなのえこども園… 90人	
町内私立園	みどり保育園 … 90人	赤碓こども園 …100人	

◇経費

町立こども園管理費	751万円
ICTシステム保守・運用業務委託料	498万円
給食調理等業務委託費	3,115万円
芝管理委託料	205万円
こども園等研修費	44万円
私立保育委託費	1億752万円
私立こども園施設型給付費	1億3,817万円

町立こども園運営費

【しらとりこども園】

会計年度任用職員等賃金	4,337万円
その他経費	2,026万円

【やばせこども園】

会計年度任用職員等賃金	2,899万円
その他経費	1,776万円

【こがねこども園】

会計年度任用職員等賃金	2,135万円
その他経費	1,381万円

【ことうらこども園】

会計年度任用職員等賃金	2,302万円
その他経費	1,093万円

【ふなのえこども園】

会計年度任用職員等賃金	2,604万円
その他経費	1,394万円

私立こども園・保育園補助金

延長保育事業	137万円
乳児保育事業	364万円
障がい児保育事業	236万円
低年齢児受入保育士等特別配置事業	372万円

保育体制強化事業	240万円
園送迎バス安全装置設置事業	18万円



財源

国からの補助金	1億1,696万円
県からの補助金	7,799万円
利用料等	7,739万円
琴浦町の負担額	2億5,262万円

こどもの予防接種

3,869万円

(子育て応援課 子育て世代包括支援センター)



子どもが病気にかかったり、重症化して合併症や後遺症で苦しむことがないように、委託医療機関で予防接種を実施します。また、予防接種で防ぐことができる病気から子どもたちを救うため、各種予防接種の啓発を行います。

◇定期予防接種について

法律に基づいて実施する予防接種で、決められた期間内は無料で受けられます。琴浦町では、対象年齢または推奨年齢に当たったときに、無料で予防接種を受けることができる接種券をお渡しします。なお、決められた期間を過ぎると有料になりますのでご注意ください。

◇任意予防接種について

予防接種法に位置づけられていない予防接種ですが、病気の重症化や合併症を防ぐため、接種費用の一部を助成します。

	予防接種名	予防する病気	対象年齢等		助成額	
定期 接種	ヒブ (Hib)	細菌性髄膜炎	2か月～5歳未満		無料	
	小児肺炎球菌	肺炎・細菌性髄膜炎	2か月～5歳未満			
	四種混合	百日せき、ジフテリア、破傷風、小児まひ	2か月～7歳6か月未満			
	B C G	結核	1歳未満			
	B型肝炎	B型肝炎	1歳未満			
	二種混合	ジフテリア、破傷風	11～13歳未満			
	麻しん・風しん	麻しん (はしか) 風しん (三日はしか)	1期	1～2歳未満		
			2期	年長児 (就学前1年)		
	水痘	水ぼうそう	1～3歳未満			
	日本脳炎	日本脳炎	6か月～7歳6か月未満 9～13歳未満 上記のほか特例により接種が可能な場合があります。			
子宮頸がん (HPV)	子宮頸がん	12歳になる年度～ 16歳になる年度の女子 上記のほか特例により接種が可能な場合があります。				
ロタウイルス (※)	ロタウイルスによる 感染性胃腸炎	生後6週～24週 (1価ワクチン/2回接種)				
		生後6週～32週 (5価ワクチン/3回接種)				
任意 接種	おたふくかぜ	おたふくかぜ	1歳～就学前 (1回まで)		3,000円(助成券)	
	季節性インフルエンザ	インフルエンザ	6か月～中学3年 (季節毎2回まで)		1,500円(助成券)	

◇経費

定期予防接種 3,493万円
任意予防接種 365万円
その他 11万円

財源

県からの補助金 52万円
町債 (借金) 200万円
琴浦町の負担額 3,617万円

親子の健康と子育て支援（教室・相談）事業

1,898万円

(子育て応援課 子育て世代包括支援センター)



妊娠中のお母さんの体調や胎児の成長、就学前の乳幼児の健康状態や発達の確認を行うため、各種健診や費用助成を実施します。また、お子さんのすこやかな成長と保護者のみなさんがたのしんで育児に取り組んでいただくため、各種教室や相談日を設けるなどの子育て支援を行います。

◇母子健康手帳の発行

妊娠届により、母子健康手帳を交付します。

◇妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に受診券（14回分）を交付します。医療機関で妊娠中に必要な診察・血液検査・血圧測定・検尿などを無料で受けることができます。

◇妊婦・パートナー歯科健診

母子健康手帳交付時に受診票を交付します。歯科医療機関で歯科健診を無料で受けることができます。

◇新生児聴覚検査費の助成

新生児の聴覚異常を早期に発見し、お子さんや保護者の方へ早期に支援を行うため、新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成を行います。

◇産後健康診査

全ての産婦の方に、産後2週目と4週目に行う産後健康診査の受診票を交付し、健診により支援が必要な方を早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

◇医療機関委託乳児健診

3～4か月児、9～10か月児を対象に受診票を交付し、医療機関で診察・身体計測などを行います。

◇乳児健診

小児科医師による診察（発達・発育）、保健指導、栄養指導などを行います。また、小さいときから本に親しみ親子の絆を深めていただくため、町図書館から絵本のプレゼントが行われます。

◇1歳6か月児健診、3歳児健診

小児科医師による診察（発達・発育）、歯科健診、保健指導、栄養指導などを行います。また、臨床心理士による子育て相談等を実施し、保護者の育児支援を行います。

◇5歳児健診

一次健診では対象者全員にアンケートを実施し、必要な方に二次健診をご案内します。二次健診では、医師による診察（発達面）、臨床心理士による子育て相談、就学に向けての相談、育児相談を行います。

◇離乳食講習会

乳児のいる保護者を対象に、離乳食の基本を学べる講習会を年6回実施します。

◇乳児相談

11か月頃の乳児のいる保護者を対象に、お子さんの成長確認や育児相談を毎月実施します。

◇2歳児子育て相談

2歳児のいる保護者を対象に、イヤイヤ期である2歳児の子育て相談、ブラッシング指導を年6回実施します。

◇歯みがき教室

2歳6か月児のいる保護者を対象に、歯科衛生士による講話や歯垢の染め出し・ブラッシング指導などの教室を年4回実施します。

◇遊びの教室

お子さんの成長に合わせた遊び方や関わり方などを保護者の方と一緒に考え、実践できる教室を年11回実施します。

◇食育教室

就学前のお子さんのいる保護者を対象に朝ごはん摂食率向上のための食育講習会を年4回程度実施します。

◇朝ごはん運動

保育園・こども園の園児を対象に三色のエプロンを使って、『バランスのよい朝ごはん摂取』の啓発を実施します。

◇こどもクッキング

保育園・こども園の5歳児を対象にごはんと味噌汁のクッキングを実施します。「見て、聞いて、嗅いで、さわって、味わって」の五感で感じるクッキングです。

◇不妊治療費の助成

保険適用とならない不妊治療や、保険適用の上限回数を超える治療費について、県の助成に上乗せして助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

【対象者】

- ・琴浦町に夫婦の両方、またはどちらかの住所があり、1年以上継続して居住している方
- ・鳥取県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けている方

区 分		助成金額
保険診療と併用される先進医療		1回につき、上限5万円
自費診療	受精まで行った治療	1回につき、上限10万円
	受精を行っていない治療	1回につき、上限5万円
保険適用の上限を超える治療		上記、自費診療の助成金額に準ずる

◇不育症治療費の助成

不育検査・治療費を一部助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担を図ります。

【助成額】

不育症の検査・治療に要した経費（医療保険適応外の金額）の1/2の額。
1年度につき上限10万円

◇経費

各種健診事業	1,483万円
各種相談・訪問事業	29万円
歯科保健事業	101万円
不妊治療費の助成等	200万円
不育症治療費の助成	20万円
食育推進事業	28万円
新生児聴覚検査費の助成	23万円
その他	14万円



— 財 源 —

国からの補助金	5万円
県からの補助金	16万円
琴浦町の負担額	1,876万円
諸収入	1万円

妊娠期から出産・子育て期にわたる総合相談・支援事業

1,311万円

(子育て応援課 子育て世代包括支援センター)



妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センターで保健師や栄養士等が妊娠・出産・子育てについての相談支援を行います。

◇相談・訪問事業

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、一貫して身近で相談に応じ、必要な支援情報の提供や様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。

◇産前・産後支援事業

プレママ・プレパパ交流会を開催し、妊婦やそのパートナーが集まり、情報交換や交流できる場を設け、産前からの育児の仲間づくりをサポートします。

産後は、家事援助等が必要な方へのヘルパー派遣や、体調不良等を抱える産婦およびその乳児が医療機関等に泊まったり、助産師が家庭訪問しケアを提供する産後ケア事業等により産後のサポートを行います。



◇各種子育て支援事業

・子育て世帯訪問支援事業【新規事業】

家事支援が必要な家庭に対し、ヘルパーを派遣して家事支援を行います。

・子育て世帯への経済的支援

チャイルドシート等の購入費助成やシートの無料譲渡会、出産・子育て応援ギフトの支給（妊娠届出後・出生届出後の赤ちゃん訪問後）を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

・ペアレントトレーニング教室の実施

保護者が子どもとの関わり方を学べる子育て練習講座を開催し、保護者の育児負担感の軽減と親子がより良いコミュニケーションが図れるよう支援していきます。

◇経費

相談・訪問事業	16万円
産前・産後支援事業	207万円
子育て支援事業	1,088万円

財源

国からの補助金	749万円
県からの補助金	226万円
琴浦町の負担額	336万円

母子保健事業のDX推進（母子健康管理システムの導入）

3,003万円

(子育て応援課 子育て世代包括支援センター)



母子健康管理システムを導入し、母子保健事業のDX化を推進することで、保護者の利便性向上を図り、また、職員の業務効率化によって得られた時間は、相談業務や保護者支援の充実につなげます。



◇経費

システム導入業務委託料	2,883万円
システム使用料	120万円

財源

国からの補助金	1,501万円
琴浦町の負担額	1,502万円

防災安全等道路改良事業

2億7,867万円

(建設住宅課 地域整備室)



通学路合同点検や地元要望により危険度のある通学路を整備し、歩行者の安全を確保します。
 豪雨などによる災害に備える対策を検討し、水路改修等を実施します。
 定期点検により早期措置段階と診断された橋梁等インフラ施設の計画的な修繕に取り組みます。

◆町道駅前八幡線
 (改良工事実施)

歩道のバリアフリー化工事を実施

◆町道笠見一号線
 (詳細測量設計実施)

浸水対策のため詳細設計を実施

◆ゴリン橋

(架替工事JR委託、仮設ヤード整備
 工事実施)

老朽化した橋梁の架替工事を実施



◇経費

測量設計等業務委託	1億1,130万円
道路改良等工事	1億5,800万円
用地賃借費	40万円
その他	897万円

財源

国からの交付金	1億5,705万円
県からの支出金	381万円
町債(借金)	1億350万円
琴浦町の負担額	1,431万円

防災減災浸水被害防止対策事業

4,200万円

(建設住宅課 地域整備室)



豪雨等により被害のあった地区について、今後の浸水被害防止対策のため、流域調査、測量設計業務、工事を行います。
 今年度は、三保、釣地区の流域調査、公文地区については前年度に実施した調査検討結果をもとに詳細設計業務を実施
 します。

◆三保、釣地区
 (流域等調査業務実施)



◆公文地区
 (測量設計業務実施)



◇経費

調査業務委託	1,150万円
測量設計業務委託	3,050万円

財源

町債(借金)	3,050万円
琴浦町の負担額	1,150万円

除雪対策事業

5,682万円

(建設住宅課 地域整備室)



町内の主要な道路について除雪を行い、積雪時における交通を確保します。
老朽化した町保有除雪車の計画的な更新を行っています。今年度は赤碓地区を作業している除雪ドーザを更新します。
持続可能な除雪体制確保のため、除雪機械の運転手となる担い手を育成するための費用の一部について補助金を交付します。



委託業者による除雪作業



除雪ドーザの更新

◇経費

除雪業務委託料	742万円
除雪作業車借上料	1,300万円
補助金	56万円
除雪車購入	3,000万円
除雪車維持経費	584万円

財源

国からの交付金	2,000万円
県からの支出金	128万円
町債（借金）	1,000万円
琴浦町の負担額	2,554万円

道路維持管理事業（舗装修繕） 1,900万円

(建設住宅課 地域整備室)



老朽化した町道の舗装修繕を行います。
本町では、令和5年度から5ヶ年の舗装個別施設計画を策定しており、今年度は町内4路線の修繕を予定しています。

R4年度施工 町道笠見二号線



施工前



施工後

◇経費

公共施設等適正化推進事業	1,900万円
町道一向線、八橋団地1号線、平和開拓四号線、森藤伊勢野線舗装修繕工事	

財源

町債（借金）	1,700万円
琴浦町の負担額	200万円

河川維持管理事業 220万円

(建設住宅課 地域整備室)



水害を未然に防ぐため、河川、水路の改修、維持管理を行います。

今年度は、河口が閉塞し、堆積した土砂が水の流れを阻害している準用河川兵川の河床掘削を行います。



河口が閉塞している準用河川兵川

◇経費

河床掘削工事	150万円
河川維持修繕	70万円

財源

町債（借金）	150万円
琴浦町の負担額	70万円

木造住宅耐震診断事業

13万円

(建設住宅課 住宅係)



琴浦町にある古い木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

《補助となる住宅等の要件》

- ・木造の一戸建ての住宅または併用住宅（店舗等の部分が延べ床面積の2分の1未満であるもの）
- ・平成12年5月31日以前に建築された住宅であること
- ・延べ床面積が220平方メートル未満で、階数が2以下のもの
- ・木造在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法で建築されたもの
- ・現に居住の用に供しているもの

◇経費

耐震診断委託料 13万円

財 源

国からの交付金	7万円
県からの支出金	3万円
琴浦町の負担額	3万円

震災に強いまちづくり促進事業 219万円

(建設住宅課 住宅係)



地震による住宅等の倒壊の被害から生命・財産を守るため、耐震化を進めることが重要です。町では、次のとおり、住宅の耐震改修・改修設計等の費用の一部を補助します。

《補助となる住宅等の要件》

- ・平成12年5月31日以前に建築された住宅であること
- ・耐震診断（一般診断法等）の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ・耐震改修にあつては、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたもの

◇経費

耐震設計補助金	24万円
耐震改修補助金	100万円
ブロック塀撤去、改修補助金	95万円

財 源

国からの交付金	109万円
県からの支出金	55万円
琴浦町の負担額	55万円

町営住宅、コーポラスことうら管理

1億893万円

(建設住宅課 住宅係)



住宅に困っている比較的収入の少ない世帯等に対し、安価な家賃で住宅を貸与することにより、生活基盤の安定を図ることを目的としています。

住宅を適切かつ長期的に維持管理していくため、町営住宅とコーポラスことうらを適切に修繕・管理します。

今年度は、令和4年3月の強風被害と経年劣化によって破損した一里松団地と浦安団地集会所の屋根修繕、地下の空洞化による地盤沈下が判明した成美団地の解体に向けた設計委託を行います。

◇経費

修繕料	2,290万円
光熱水費	184万円
火災保険料	180万円
設計監理委託料	994万円
工事費	6,034万円
駐車場借上	108万円
コーポラス基金積立金	726万円
その他	377万円



一里松団地



コーポラスことうら

財 源

国からの交付金	3,414万円	琴浦町の負担額	200万円
県からの支出金	80万円	家賃収入	3,793万円
町債（借金）	3,400万円	その他	6万円

空家対策事業

3,667万円

(建設住宅課 住宅係)



昨年度実施の空家等実態調査の結果を基に、空家の所有者又は相続人、管理人に対して空家の適正管理の啓発や補助金制度の周知をします。

空家の除却を補助金で支援します。

空家が非常に危険な状態であれば、町が代執行により除却する場合があります。

- ◎町内の空家の件数
約728件（うち危険空家36件）

《空家除却費用補助》

○危険空家の除却
除却費の4/5（上限120万円）を補助します。

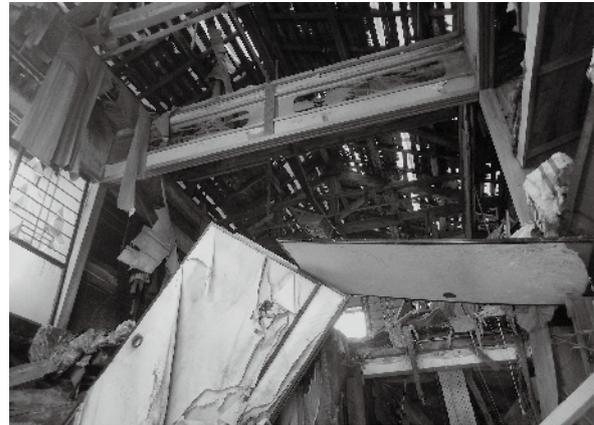
○危険になる前の空家の除却
除却費の4/5（上限15万円）を補助します。
※築30年以上で、1年以上空家



〈危険空家〉

《略式代執行》

所有者が死亡し、相続人も死亡又は相続放棄されており、管理する者がいない危険空家です。前面道路が通学路であり、また、隣家への倒壊の可能性がありますので、国と県の交付金、町費を財源に町が解体します。



《略式代執行する危険空家（八橋）》

※外観では、危険性が無いように見えますが、屋根が抜け落ちて、柱が傾いており、倒壊の危険性があります。

《行政代執行》

1件予定しています。

◇経費

空家等対策審議会委員報酬	14万円
所有者不存在物件緊急修繕料	80万円
空家等除却費用補助金	990万円
危険空家除却工事	2,565万円
その他	18万円

財源

国からの交付金	1,154万円
県からの支出金	469万円
町債（借金）	200万円
琴浦町の負担額	1,844万円

分庁の総合窓口業務 5,283万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



住民サービスを円滑に行うために分庁舎の出納業務や税務・戸籍・保険・福祉などの総合窓口サービスを行います。

また、赤碓地域コミュニティーセンターの運営管理を行います。

◇経費

施設の維持・保守管理費、修繕料など	2,005万円
3F空調改修工事	1,100万円
非常用発電機	2,178万円

財源

赤碓地域コミュニティーセンター使用料	35万円
町債（借金）	3,360万円
琴浦町の負担額	1,888万円

合併処理浄化槽設置整備事業 251万円

(上下水道課 下水道係)



公共用水域の水質改善のため、琴浦町では下水道、農業集落排水、浄化槽の整備に取り組んでいます。

下水道、農業集落排水の整備区域外に住まれている方が、合併浄化槽を整備される場合に補助金を交付します。

◇経費

浄化槽設置補助金	251万円
----------	-------

◇補助金額（上限額）

5人槽（1基当り）	68万460円
7人槽（1基当り）	83万160円
10人槽（1基当り）	116万760円
宅内配管工事	30万円
便槽撤去費	12万円

浄化槽が十分に効果を発揮するためには、法定検査、保守点検、清掃が必要です。浄化槽の使用に当たっては、適正な管理をお願いします。

財源

国からの補助金	60万円
県からの補助金	84万円
琴浦町の負担額	107万円

下水道施設の維持管理・更新事業

3億7,752万円

(上下水道課 下水道係)



家庭及び事業所等からの汚水処理を行うため、2か所の浄化センター、9か所の終末処理場や管路施設等の維持管理、老朽化した施設の更新等を行います。
また、公共下水道に農業集落排水を統合するための事業計画変更も行います。

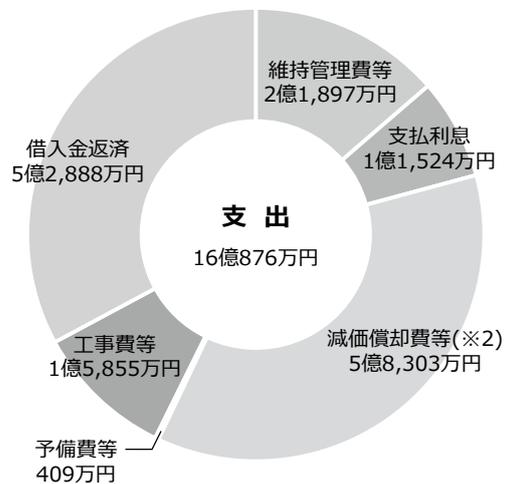
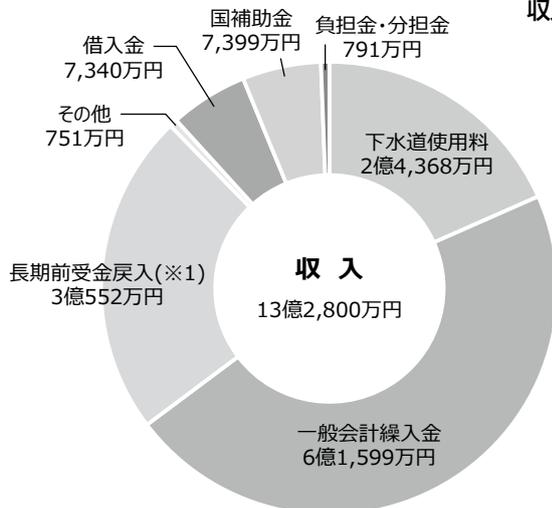
◇経費

・施設の維持管理費	1億4,096万円
・人件費他各種経費	7,801万円
・東伯浄化センター機械電気設備更新	1億2,000万円
・その他工事請負費等	3,855万円

財源

下水道使用料	1億6,914万円
農業集落排水使用料	4,224万円
受益者負担金等	540万円
国からの交付金	7,399万円
琴浦町の負担額	8,675万円
(うち企業債(借金))	7,340万円)

収入と支出の内訳



※収支の不足額は、減価償却費など実際にはお金の支出がない費用の計上によって生じた資金と、前年度末までに生じた利益で補てんします。

「長期前受金戻入(※1)」とは、管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、その資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて収益化するものです。
ただし、あくまでも帳簿上の処理であるため、実際の現金収入はありません。

「減価償却費(※2)」とは、管路や設備等の資産の取得に要した経費を、資産価値の減少に応じて、その耐用年数(使用期間)全体に割り振り、その目減り分を経費として計上するものです。
ただし、あくまでも帳簿上の処理であるため、実際の現金支出はありません。

【東伯浄化センター】 達東



【赤碓浄化センター】 笹津



水道施設の維持管理・更新事業

3億3,871万円

(上下水道課 上水道係)



町民のみなさんに安心・安全な水を安定的に供給するため、水質検査や水道施設の維持管理・更新を行います。

◇水道施設の整備

- ・老朽化した上水道配水管の布設替工事を行います。(予定地域：上野、松谷、山川木地、杉地、八反田)
- ・布設替工事後の舗装復旧を行います。(予定地域：竹内、西山)
- ・老朽化した竹内・金屋配水池の更新・耐震化を行うための実施設計を行います。(実施設計場所：竹内)

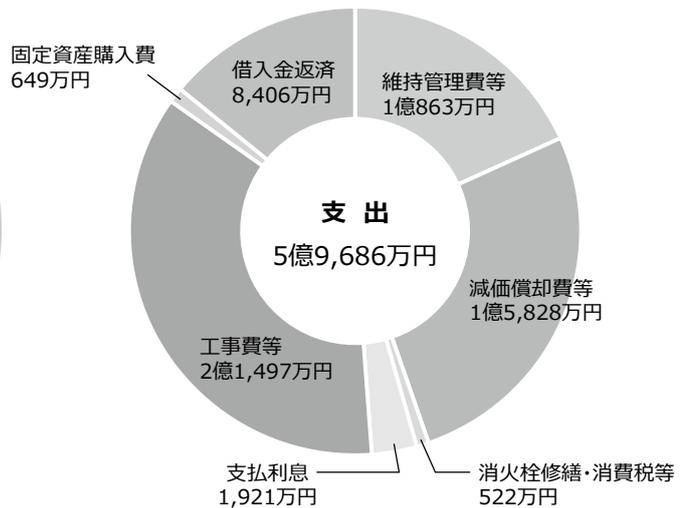
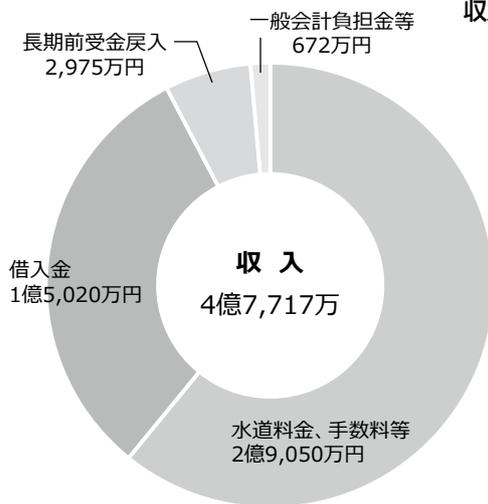
◇経費

- ・水質検査 439万円
- ・水道施設の維持管理費 5,317万円
- ・人件費他各種経費 5,567万円
- ・消火栓の修繕 402万円
- ・水道施設の設計・工事費など 2億1,497万円
- ・機械・装置、土地の購入費 649万円

財源

- 水道料金・手数料収入など 1億1,053万円
- 琴浦町（一般会計）の負担額 672万円
- 水道事業会計の負担額 2億2,146万円
- （うち企業債（借金） 1億5,020万円）

収入と支出の内訳



※収支の不足額は、減価償却費など実際にはお金の支出がない費用の計上によって生じた資金と、前年度末までに生じた利益で補てんします。

水道安定供給事業

1,256万円

(上下水道課 上水道係)



町内にある用水組合（専用水道6地域、飲料水供給施設4地域）が保有する水道施設について、修繕が必要になった場合に補助金を交付します。

また、用水組合に対して町水道への編入の意向を確認し、簡易水道事業への移行の準備を行います。

◇経費

- 補助金 200万円
- 簡易水道事業経営認可設計業務 836万円
- 水道事業会計への繰出金 220万円

財源

- 琴浦町の負担額 1,256万円

出納業務 696万円

(出納室) 

○出納室は、町の歳入歳出の出納に関する事務及び決算に関する事務を行います。

○コンビニ収納にかかる取扱い科目の追加及びキャッシュレス決済収納の拡充を行い、利用者の利便性を図ります。

○令和5年度より、毎月の定例支払いを3回（6日・16日・26日 土日祝祭日の場合は、翌平常日）に変更します。

◇経費

消耗品費	12万円
印刷製本費	132万円
手数料	346万円
委託料	171万円
使用料等	35万円

財源

琴浦町の負担額 696万円

農地流動化推進事業 450万円

(農業委員会事務局)  

町内の農地を流動化させることで、農地の保全や効率的な利用を推進し、持続可能な地域農業の確立をめざします。

この事業では、町内の認定農業者が3年以上の農地の賃借契約を行ったとき、以下の金額を助成します。

事業実施期間：令和6年度まで

◇助成金の単価

利用権設定（新規）		
3年以上5年未満	4,000円/10a	
5年以上	8,000円/10a	
農地中間管理事業（新規）		
3年以上一律	8,000円/10a	
更新		
5年以上一律	2,000円/10a	

◇経費

農地流動化推進事業補助金	450万円
--------------	-------

財源

琴浦町の負担額 450万円

農業後継者の結婚支援 40万円

(農業委員会事務局)  

農業後継者の結婚を支援する「琴浦町農家担い手結婚対策委員会」の活動に対し、補助を行います。

委員会では、町内外から参加者を募り、独身の農業後継者等との交流会の開催などを企画します。

◇経費

婚活イベント開催事業補助金	40万円
---------------	------

財源

琴浦町の負担額 40万円

農業委員会活動事業 1,956万円

(農業委員会事務局)  

農業委員会は、農業委員13人と農地利用最適化推進委員12人で組織された農業者の公的代表機関です。

農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、遊休農地や耕作放棄地の活用促進対策、農地の賃貸借などの利用調整の業務を行います。

◇経費

委員報酬	1,769万円
旅費	95万円
負担金	25万円
その他経費	67万円

財源

県からの交付額（事務交付金）	875万円
琴浦町の負担額	1,081万円

少人数学級の実現

400万円

(教育総務課 指導係)



国が示す学級編成標準を上回る下記の配置基準により、少人数の学級編成を行います。

このことにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、学校生活や人間関係の円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図ります。

◇経費

負担金 200万円×2クラス 400万円

◇配置基準

		少人数学級	国基準
小学校	1年	30人	35人
	2年	30人	35人
	3年	30人	35人
	4年	30人	35人
	5年	35人	40人
	6年	35人	40人
中学校	1年	33人	40人
	2年生	35人	40人
	3年生	35人	40人

【個別最適な学びと協働的な学び】



国基準見直し

小学校学級編成標準を、40人から35人に引き下げ令和7年度にかけて段階的に実施

財源

町債（借金） 400万円

フリースクール利用料助成 72万円

(教育総務課 総務係)



不登校状態にある小中学生がフリースクールへの通学を希望しても家庭の経済的な事情から通学ができない場合に、その利用料などを助成することにより、通学を支援し、基礎学力の補充や情緒の安定、集団生活への適応を図ります。

◇経費

補助金 72万円

◇支援内容

授業料月額2万円を上限に補助

◇要件等

所得要件あり

財源

県からの補助 24万円
琴浦町の負担額 48万円

英語教育の充実

1,316万円

(教育総務課 指導係)



国際社会で通用する人材の育成に向け、児童生徒の国際意識や英語力の向上に取り組みます。

児童生徒が、外国語指導助手を通じて外国の言葉や文化に触れる機会を増やし、興味や関心を高めます。

中学生に対し、英語検定準2から4級の受験料の半額を補助します。

◇経費

ALT派遣委託料 568万円
中学校ALT報酬等 716万円
自治体国際化協会負担金他 18万円
英語検定料補助金 14万円

◇支援内容

語学指導外国青年（ALT）を配置
小学校1人、中学校2人
中学生英語検定料の半額を助成

財源

町債（借金） 560万円
琴浦町の負担額 756万円

進学支援事業

918万円

(教育総務課 総務係)



経済的理由により修学が困難な方に対して支援を行うことにより、修学の途を開き、将来、社会に貢献する人材の育成を図ります。

◇経費

進学奨励金	600万円
林原育成奨学資金貸付	318万円

◇支援内容

進学奨励金	
内容	返済不要の奨励金を給付
対象	一定の要件を満たす高校生 (保護者の住民税課税標準額が150万円未満)
金額	月額5,000円
林原育成奨学金	
内容	奨学金を無利子で貸付
対象	高校、各種学校、大学に就学する学生
金額	入学支度金 30万円
	就学支援金 高校生 12万円/年
	大学生等 72万円/年

財 源

琴浦町の負担額	918万円
---------	-------

高校生通学費助成

496万円

(教育総務課 総務係)



高校生を抱える世帯の経済的負担の軽減を図ること、町内の子どもたちが通学費を気にすることなく進路を選択できるよう支援します。

◇経費

補助金	496万円
-----	-------

◇援助内容

月額7千円を超える通学定期代（JR、路線バス）を助成します。
米子高校、米子工業高等専門学校への通学に関して、米子駅からのバス代を対象とするよう制度を拡充しました。

財 源

県からの補助	248万円
琴浦町の負担額	248万円

町内通学支援

1,356万円

(教育総務課 総務係)



町内の小学校への通学に係るスクールバスを運行します。

町営バスを通学に利用する中高生に助成を行います。
また、公共交通機関が無い地域に居住する児童生徒の通学支援を行います。

◇経費

高校生バス通学補助金	22万円
中学校バス通学補助金	167万円
大成地区通学援助費	10万円
小学校スクールバス運行	1,157万円

◇支援内容

中学生	全額助成（町営バス通学定期券）
高校生	8割助成（町営バス通学定期券）
小学生	スクールバスの利用料無料

財 源

県からの補助	11万円
琴浦町の負担額	1,345万円

コミュニティ・スクール推進事業

135万円

(教育総務課 指導係)



学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって、地域とともにある学校づくりを進めるため、各学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの導入を進めます。

学校運営協議会委員を対象とした研修会や各校の取り組み状況を共有するなどの支援を行います。

◇経費

・学校運営協議会 委員報酬	54万円
・コミュニティ・スクール研修会	3万円
・学校支援ボランティア活動 活動費、研修会参加費等	78万円

財 源

琴浦町の負担額	93万円
県からの補助金	42万円

教育相談・支援体制の充実

3,823万円

(教育総務課 指導係)



児童生徒が抱える問題が多様化する中、一人ひとりに対してきめ細やかな対応を行い、学びを継続させるための相談体制や学習支援体制を整えます。

また、小学校入学前から継続して切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

・スクールソーシャルワーカー

町行政や関係機関と連携し、児童生徒への包括的な支援体制の充実を図るため、教育分野に加えて、社会福祉等の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを配置します。

・日本語学習支援員

外国人や外国にルーツのある児童生徒に対して、日本語や日本の文化等に関する学習サポートなど、それぞれにあった支援を行うため、支援員を配置します。

・教育相談員

生徒や保護者の悩み相談への対応や、学校教育活動の支援などを行うため、教育相談員を中学校に配置します。

◇町内小中学校への主な人員配置

3,823万円

教育相談員
 スクールソーシャルワーカー
 学習支援員
 日本語学習支援員
 特別支援教育コーディネーター

財 源

琴浦町の負担額	2,995万円
国・県からの補助金	828万円

教職員の健康管理

176万円

(教育総務課 総務係)



町内小中学校に勤務する教職員の安全と健康を確保し、健康の保持・増進を図ることを目的に、教職員の健康管理を行います。

◇経費

・手数料 176万円

◇主な検査内容

・定期健康診断
 診察、血液検査、血圧測定、視力・聴力検査
 心電図検査、胸部X線検査 など
 ・胃がん検診 (40歳以上)

財 源

琴浦町の負担額	176万円
---------	-------

小中学校の維持管理

2億174万円

(教育総務課 総務係)



小学校5校、中学校2校の安心安全な施設管理に努め、児童生徒が集中して学習できる環境を整備します。

◇経費

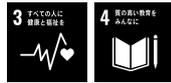
・事務補助職員報酬等	2,136万円
・工事・修繕等	9,595万円
・保守点検等	863万円
・備品購入費	361万円
・光熱水費	3,489万円
・その他学校管理費	3,730万円

財 源

町債 (借金)	7,100万円
保護者負担金	59万円
琴浦町の負担額	1億3,015万円

小中学校の教育活動支援 2,973万円

(教育総務課 総務係)



児童生徒の体験活動や学習活動などに必要な経費を負担することで、充実した学びを支援します。

◇経費

・中学生研修派遣	354万円
・農業体験学習	47万円
・大会、校外学習等バス借上げ料	359万円
・学力検査手数料等	409万円
・教材備品等	277万円
・消耗品費等	848万円
・学習者用インターネット回線利用料	55万円
・図書購入費	624万円

財源

琴浦町の負担額 2,973万円

児童・生徒の健康管理 449万円

(教育総務課 総務係)



学校における児童生徒の健康の保持・増進を図り、学校教育を円滑に実施し、児童生徒が学校生活を安心して過ごすことを目的に児童生徒の健康管理を行います。

◇経費

・学校医等 報酬	278万円
・健康診断手数料	117万円
・その他経費	54万円

◇主な内容

- ・児童生徒定期健康診断
内科検診、歯科検診、眼科健診等
- ・児童生徒尿・心電図検査
- ・就学時健康診断

財源

琴浦町の負担額 449万円

ICT活用教育の推進 2,972万円

(教育総務課 総務係)



ICT環境の充実を図るとともに、教職員を対象とした研修会を実施するなど、指導力の向上に努めます。

◇経費

教職員ICT研修費	44万円
学習支援ソフト使用料等	284万円
PCリース料等	2,531万円
モバイルルーター利用料等	113万円

財源

琴浦町の負担額 2,972万円

就学援助制度 1,723万円

(教育総務課 総務係)



経済的な理由により就学が困難と認められる小中学生の保護者に対して学用品や給食費、一部の医療費などの援助を行います。

卒業アルバムや生徒会費等、対象経費を拡充しました。

◇経費

就学援助費	1,723万円
-------	---------

◇対象となる方

つぎの項目をはじめとする一定の要件に当てはまる方

- ・生活保護を受けている
- ・児童扶養手当を受けている
- ・税金や年金などの減免を受けている 等

◇援助の内容

- ・学用品・通学用品費
- ・学校給食費
- ・修学旅行費、校外活動費 等

財源

琴浦町の負担額 1,723万円

特別支援教育就学奨励制度 483万円

(教育総務課 総務係)



特別な教育的支援が必要な小中学生の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、学用品や給食費などを援助します。

◇経費

特別支援教育就学奨励費

・小学校	297万円
・中学校	186万円

◇援助内容

- ・学用品・通学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・校外活動費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費 等

財 源

国からの補助金	241万円
琴浦町の負担額	242万円

中学校部活動支援 174万円

(教育総務課 指導係)



中学校部活動の指導について、外部の指導者を活用することで教員の負担軽減と部活動の質の向上を目指します。

また、大会等への引率も可能となる部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減を進めます。

◇経費

部活動支援員報酬等	123万円
外部指導者報奨金	50万円
旅費、保険料	1万円

財 源

国、県からの補助金	84万円
琴浦町の負担額	90万円

学校給食

1億8,102万円

(学校給食センター)



児童生徒の心身の健全な発達のため、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供するとともに、学校給食を通じ、日常生活における食事について正しい理解と望ましい食習慣を養うなど、「食を通して生きる力を育む」ことを目的に、教育の一環として実施します。

また、ふるさと教育の一環として、『惑星コトウラ給食』を実施します。琴浦町の特産品をふんだんに使ったメニューを通して、児童生徒が地域のことを知り、興味と関心を持つきっかけとなることを目指します。

給食材料の高騰の影響により令和5年度より給食費の単価を小学校314円、中学校358円に変更します。

ただし、増額分は町の負担とし、保護者負担についてはこれまでと同額の小学校285円、中学校326円の据置きとします。

◇経費

給食用食材費	9,163万円
調理業務等委託料	4,939万円
給食配送委託料	1,278万円
光熱水費	1,801万円
下水道使用料等	122万円
修繕料	128万円
その他維持管理費	671万円



財 源

保護者等の負担金	8,302万円
琴浦町の負担額	9,800万円

子ども会活動支援

13万円

(社会教育課 生涯学習係)



- 子ども達による子ども会の育成啓発
子ども達による子ども会とは、親が主体となって子ども会活動の計画・運営を行うのではなく、子ども達が主役となって、計画・運営を行う子ども会です。子ども達が行事を主体的に考え、運営し、振り返ることは、成功、失敗、達成感を体験し、子ども達の自主性、社会性を育むことが期待できます。
- 子ども会をサポートするジュニアリーダーの育成
ジュニアリーダーとは、子ども会をサポートする中学生以上の子ども達です。子ども会のお兄さん、お姉さん役として、子ども達による子ども会のサポートを行います。

◇主な活動

子ども会リーダー研修会
ジュニアリーダーの自主企画活動

◇経費

講師謝金、スタッフ謝金 9万円
研修会・ジュニアリーダー活動消耗品 4万円

財 源

琴浦町の負担額 13万円

ことうら子どもパーク

65万円

(社会教育課 生涯学習係)



琴浦の子ども達に、ものづくり体験をとおして創造力・生きる力・科学や技術を学ぼうとする力を育みます。公民館と連携した事業も展開します。年間20教室開催予定です。



万華鏡作り



アイシングクッキー作り

◇経費

委託料 (子どもパーク運営委託) 65万円

財 源

県からの補助金 43万円
琴浦町の負担額 22万円

琴浦こども塾

41万円

(社会教育課 生涯学習係)



町内の小学4年生～中学1年生を対象に、毎月第1・3土曜日の午前中に琴浦こども塾を行います。論語を中心とした学びや体験を通して郷土愛を育みます。

◇主な活動

- ・ 論語に学ぶ
- ・ 琴浦で活動している人の話を聞く
- ・ ふるさとの自然や歴史を学ぶ
- ・ 茶道などの礼儀作法を体験する



◇経費

委託料 (こども塾運営委託) 41万円

財 源

県からの補助金 27万円
琴浦町の負担額 14万円

生涯学習センター管理

3,692万円

(社会教育課 生涯学習センター管理室)



町の生涯学習の拠点として生涯学習センターを適正管理し、多目的ホールなど館の持つ複合的学習機能を広く地域に提供し、町民の生涯学習活動を支援します。



◇経費

清掃や警備業務、消防・電気設備点検、エレベーター、空調設備保守点検等委託経費 1,320万円
消耗品・燃料費・光熱水費・修繕料 2,117万円
下水道使用・印刷機等借上料 119万円
備品購入費 54万円
その他維持管理経費 82万円

財 源

使用料 283万円
琴浦町の負担額 3,409万円

公民館活動

3,087万円

(社会教育課 生涯学習係)



町内9地区の地区公民館では、地区内部落や地域の団体等と連携した教育や学習、また地域に根ざした事業の展開を通じて、地域住民自らが実生活に即した文化的教養を高めあうような環境を醸成しつつ、住民の教養の向上、生活文化の振興等を図ります。

浦安地区公民館が、旧社会福祉センターへ移転しました。今後も地域ニーズをくみ取り、公民館活動を進めます。



赤碕地区卓球大会 (赤碕地区公民館)



移転後の浦安地区公民館 (旧社会福祉センター)

◇地区公民館のあり方

住民が主体となって地域活動を行う「地区振興協議会」と地区公民館の組織体制について引き続き検討します。古布庄・安田・以西地区は、まちづくりセンターのモデル地区として住民主体の活動に取り組みます。

また、地区振興協議会がない地区についても、地区公民館が地域の困り事や課題、地域の活性化について話し合える『地域の拠点』となるよう検討します。

◇経費

公民館運営費 3,087万円

財源

町債 (借金)	750万円
琴浦町の負担額	1,976万円
使用料	361万円

斎尾廃寺跡保存活用事業

1,572万円

(社会教育課 学芸文化係)



斎尾廃寺跡は、白鳳期（7世紀後半）に創建された古代寺院跡です。山陰地方では唯一の法隆寺式の伽藍配置を採用します。塔や金堂の基壇跡や礎石などが現存し、古代の地方寺院の様相をうかがい知ることができる重要な史跡です。

この主要伽藍の範囲は昭和27年に国の特別史跡に指定されていましたが、近年の発掘調査で主要伽藍周辺にも斎尾廃寺に関連する多くの遺構が確認されました。遺構のなかには斎尾廃寺を区画する溝もみつき、本来の斎尾廃寺の範囲も推定できるようになりました。この本来の斎尾廃寺の範囲も、斎尾廃寺跡の実態解明には欠かせない重要な遺跡です。町では斎尾廃寺跡を地域の宝として守り続けるため、史跡への追加指定や公有地化事業に取り組んでいます。併せて今後の史跡整備に向け、発掘調査や出土遺物の調査も進め、斎尾廃寺跡を核とした教育、観光、まちづくり、ひとづくりなど、地域の魅力発信や活性化に繋げる活用を目指していきます。

◇令和5年度の取り組み

- ・ 史跡現況の確認と今後の史跡整備に向けた情報収集のため、発掘調査を実施します。
- ・ 斎尾廃寺跡で採集され、未調査で保管されている出土遺物の整理作業を実施します。
- ・ 町外の博物館が所蔵している斎尾廃寺跡出土遺物の調査を行います。
- ・ 史跡指定地の公有地化に取り組めます。



斎尾廃寺跡

◇経費

発掘調査費用費	263万円
出土遺物整理費	73万円
県外所蔵遺物調査費	59万円
史跡指定地購入費	1,177万円

財源

国からの補助金	989万円
県からの補助金	136万円
琴浦町の負担額	447万円

河本家住宅公開活用支援

50万円

(社会教育課 学芸文化係)



「河本家住宅」は琴浦町で唯一の重要文化財建造物です。平成30年度から令和3年度まで経年劣化により損傷した主屋、離れ、米蔵、土蔵、新蔵、大工小屋、門及び納屋、塀などの大規模修理事業を実施しました。また、河本家住宅では地域の方を中心に「河本家保存会」が組織され、積極的な公開活用を行っており、大工小屋を講座室に、納屋を保存会事務所に活用するための整備事業も併せて実施しました。町では保存会活動が幅広く、継続的になり、地域の文化財活用がより盛んになるよう支援をします。

河本家住宅は、棟札により貞亨5（1688）年に建築されたことがわかる主屋をはじめ、江戸中期から明治までの建物により構成されます。主屋は江戸中期の山陰地方における農家の住宅形式をよく伝える大型民家で、建築年代が明らかな民家では山陰地方最古です（平成22年12月24日重要文化財指定）。



◇令和5年度支援事業

・河本家保存会による公開や活用事業の支援を行います。

◇経費

補助金

50万円

財源

琴浦町の負担額

50万円

文化芸術振興事業

290万円

(社会教育課 学芸文化係)



文化芸術の振興を図り、幅広い世代の人々がつながり、生き生きと、地域での生活を楽しむ環境づくりを推進します。

◇舞台芸術にかかる文化芸術振興事業

下記取組によるコンサートやワークショップを通して、舞台芸術にかかる観覧、体験機会の提供を行います。

- ・県内出身の芸術家を学校や公民館等に派遣します。
- ・県内出身の音楽家を招致したコンサートを開催します。
- ・補助金（アートスタート活動支援事業補助金、文化芸術振興補助金、響け！カウベル合唱団活動補助金）

◇公益財団法人鳥取県文化振興財団の連携の仕組みを構築

より良い町の文化芸術振興を図るため、公益財団法人鳥取県文化振興財団と連携できる仕組み作りを進めます。

◇作品展示にかかる文化芸術振興事業

文化祭では、町内で文化・芸術活動をする個人やサークルの作品展示や参加型の文化体験教室などを行います。

町民の方に鑑賞していただくとともに、文化活動者同士または見学者と文化活動者との交流の場を提供します。

◇経費

芸術家派遣、コンサート出演料等	49万円
各種補助金	93万円
文化祭用展示パネル設置・撤去委託料等	148万円

財源

県からの補助金	20万円
琴浦町の負担額	270万円



金平家住宅保存修理支援 100万円

(社会教育課 学芸文化係)



金平家住宅は、平成30年に国の登録有形文化財（建造物）になった町内に残る数少ない文化財建造物の1つです。棟札により明治18（1885）年に建築されたことがわかっており、寄棟造りの茅葺き屋根に載る箱棟や内部の間取りは、伯耆地方平野部の伝統的な農家建築の形式をよく残しています。

現在、地域の方を中心に「NPO法人琴浦立子谷プロジェクト」が組織され、民宿事業や体験事業など金平家住宅を地域の資産として活用する取組みを進めていますが、令和3年7月豪雨により茅葺き屋根が破損したため、茅葺き屋根の保存修理工事を支援します。

◇経費

補助金 100万円



財源

琴浦町の負担額

100万円

第3次子ども読書活動推進計画策定事業 3万円

(社会教育課 図書館)



子どもの読書活動は、言葉をはじめとした知識を学び、思考力や表現力を身につけ、情緒や感性を育む上で欠くことのできないものです。第2次計画策定から5年経過し、改めて現状と課題を見直し、令和6年度からの第3次計画を策定します。

◇スケジュール（予定）

6月～3月 策定委員会（年3回）
7月 アンケート調査
11月～12月 パブリックコメント募集
4月 新計画策定

◇策定委員メンバー

こども園・小学校・中学校 各代表
小学校・中学校司書教諭代表、
読書活動実践者 等 合計10名以内

◇経費

委員報償費

3万円

財源

琴浦町の負担額

3万円

図書館活動

2,011万円

(社会教育課 図書館)



琴浦町図書館（本館・分館）では図書資料の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、町民の憩いの場づくり、課題解決や生涯学習の場を提供します。また、レファレンス（調べ物のお手伝い）やビジネス支援などを行うことで、町民のくらしと仕事の支援に努めます。

こども園・小・中学校・公民館などと連携をとり読書活動の推進を図るほか、図書の展示、ブックスタート、音読会、おはなし会をはじめとする各種イベントを行い、本に親しむ機会を提供します。

●開館時間

	琴浦町図書館 本館	赤碕分館
火曜日～木曜日・土曜日	9：30～18：00	9：30～18：00
金曜日	9：30～19：30	9：30～18：00
日曜日、祝日（月曜日除く）	9：30～17：00	9：30～17：00

●閉館日

毎週月曜日、第4水曜日（資料整理日）、年末年始、特別整理期間

◇経費

図書購入費 570万円
図書館システム、ICタグシステム保守委託料 408万円
図書館システム端末機借上料（学校図書館込み） 608万円
各種イベント費用 17万円
消耗品、その他維持管理経費 344万円

木のおもちゃメンテナンス費用 33万円
ブックスタート用図書 31万円

財源

琴浦町の負担額

2,011万円

まちなか図書館事業

10万円

(社会教育課 図書館)



遠隔地の公民館など、町内の人が集まる場所に本箱を置き、地域の要望に応じて、司書が選んだ本を提供します。その場で本を読んだり、貸出し・返却ができます。本を通じて、交流や学びの機会を創出します。また、地域で取り組んでいる活動や課題解決に役立つ情報を提供します。

◇設置場所

- ・古布庄森の楽園
- ・安田地区公民館
- ・成美地区公民館
- ・以西地区（旧以西小学校）



◇利用方法

貸出し、返却時に用紙に必要事項を記入。読みたい本のリクエスト可能

◇経費

図書購入費 10万円

財源

琴浦町の負担額 10万円

スポーツ少年団活動支援

110万円

(社会教育課 社会体育係)



全15団（団員326人）で活動し、スポーツを通して青少年の体力づくりと健全育成を図ります。指導体制の支援として、指導者資格登録制度の費用を助成します。

◇主な活動

結団式、親子講演会、指導者研修会
各団の事業（練習・大会・奉仕活動など）



結団式



指導者研修会

◇経費

補助金 107万円
その他事務費 3万円

財源

琴浦町の負担額 110万円

スポーツ協会活動支援

358万円

(社会教育課 社会体育係)



スポーツ協会事業に対して事業運営費や活動費を補助し、町民がスポーツに親しみ、健康づくりができる場の提供をします。

全国大会などで優秀な成績を収めた方を表彰して功績を讃え、今後の活力につなげます。

◇スポーツ協会の主な活動

- 各種スポーツ大会開催 18大会
- 各種スポーツ教室開催 9教室
- スポーツ協会表彰式開催
- 審判講習会・各種研修会参加

◇経費

補助金 358万円



財源

琴浦町の負担額 358万円

プレーパークどんぐり

22万円

(社会教育課 社会体育係)



東伯総合公園の自然環境を活用し、高齢者の知恵を活かし、子どもが主役のプレーパークどんぐりを開催。高齢者の活動活性化と子どものふるさと愛を育みます。

◇令和5年度の活動予定

子どもが自然の中で自主的に遊びを考え、プレーリーダーや高齢者ボランティアとのコミュニケーションを図りながら外遊びを楽しみます。
開催日 毎月1回 2時間程度（基本は第4日曜日）
内容 自由遊び、木登り、鬼ごっこ、凧あげ、そり遊び、工作、自然体験など季節に合わせた色々な活動

◇経費

報償費、消耗品等 22万円



財源

県からの補助金 15万円
琴浦町の負担額 7万円

郡・県・全国・世界大会参加推進 51万円

(社会教育課 社会体育係)



各種大会等へ参加する選手・団体に対し、経費の一部を助成し、技力の向上及び健康づくりに努めます。

◇郡民スポーツ・レクリエーション祭

日程 6/11 (陸上)、7/8、9、15、16
会場 湯梨浜町主会場
17競技実施

◇県民スポーツ・レクリエーション祭

夏季 8月
秋季 10月
冬季 2月

◇経費

報償金 (世界大会) 3万円
負担金 (郡体育協会) 48万円



財 源

琴浦町の負担額

51万円

シニアスポーツ・パラスポーツの推進 52万円

(社会教育課 社会体育係)



〈ねんりんピック鳥取大会準備〉

令和6年に開催される「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」のソフトボール競技の開催に向けて、実行委員会を立ち上げ準備を進めます。

◇主な準備内容

実行委員会設立 (5~6月)、競技実施要綱等の作成
2023えひめ大会視察

〈パラスポーツの推進〉

パラリンピックの種目でもある「ボッチャ」競技を普及し、障がい者と健常者が一緒に楽しめるパラスポーツを推進します。

◇主な普及活動

・スポーツ推進委員等による普及活動 (えんじょいスポーツ、学校や公民館などに出向いて出張指導)



ボッチャ体験会

◇経費

補助金、報償費 (ねんりんピック) 30万円
備品購入費 (ボッチャセット) 8万円
委員報酬 (ボッチャ指導) 14万円

財 源

琴浦町の負担額

52万円

体育施設管理 2,953万円

(社会教育課 社会体育係)



適正な施設管理を行い、利用者に安全に利用していただけるよう環境整備に努めます。

- ・東伯総合公園 (総合体育館、野球場、サッカー場、テニスコート、多目的広場)
- ・赤碕総合運動公園 (野球場、テニスコート、多目的広場)
- ・平岩記念会館
- ・農業者トレーニングセンター
- ・旧安田小学校体育館
- ・旧以西小学校体育館
- ・旧古布庄小学校体育館
- ・小学校5校、中学校2校 体育館 (夜間利用)
- ・聖郷運動広場
- ・古布庄運動広場
- ・船上山運動広場

◇経費

各施設の管理費 2,953万円

財 源

琴浦町の負担額 2,619万円
使用料・手数料等 334万円

トレーニングルーム運営 719万円

(社会教育課 社会体育係)



東伯総合公園を運動支援中核拠点とし、コンディショニングコーディネーター及び町民トレーナー等によるトレーニングルームの指導や体幹トレーニング教室を開催し運動習慣の定着につなげます。

◇令和5年度トレーニングルーム活動

コンディショニングコーディネーターによる体幹教室 (昼・夜)
町民トレーナーによるやさしいトレーニング教室
フィットネストレーナーによるトレーニング指導

◇経費

報償費等 (コーディネーター・町民トレーナー等) 655万円
委託料 (機器保守点検) 59万円
その他事務費等 5万円



財 源

町債 (借金) 550万円
使用料 84万円
琴浦町の負担額 85万円

人権擁護委員の活動支援 8万円

(人権・同和教育課)

人権擁護委員とは、法務大臣に委嘱され、様々な人権啓発活動を行う方です。琴浦町では7人の人権擁護委員が街頭啓発や各小学校への「人権の花」運動などの活動を行います。

また、町内の各公民館で人権相談を行います。赤碕地区は毎月第2金曜日、東伯地区は毎月第4金曜日にそれぞれ行います。

詳しくは町報お知らせ版をご覧ください。

◇経費

- ・人権の花運動 7万円
- ・消耗品費 1万円

財源

- 県からの委託費 7万円
- 琴浦町の負担額 1万円

対象別人権・同和教育研修支援事業 9万円

(人権・同和教育課)

町内の社会教育団体、企業等が、自らの企画により行う人権・同和教育研修会に係る講師謝金を助成します。

◇経費

謝金費用 9万円

◇注意事項

事業の利用を希望される場合は、開催の2週間前までに人権・同和教育課へお申し込みください。

対象費用は「講師謝金」のみです。消耗品など、その他の経費は対象となりません。

補助の限度額は1団体につき1万8千円までです。

講 師	町 内	町 外
大学教授等	12,000円	18,000円
一般学識経験者	8,000円	12,000円

財源

琴浦町の負担額 9万円

人権フェスティバル（法務省委託事業） 20万円

(人権・同和教育課)

人権についての住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め人権を尊重し、あらゆる差別のないまちづくりを推進するため、その時々地域課題に合わせて内容を検討し開催します。

【講演会】世界のひきこもり当事者と交流した経験と自らの体験から語るひきこもりへの理解促進とこれからのまちづくりを提案。

◇経費

- 講師謝金 10万円
- 講師交通費 7万円
- その他 3万円

◇開催

と き 令和5年7月23日（日）13：00～15：00

と ころ まなびタウンとうはく 4階 多目的ホール

内 容 講演会「生き延びる手段としてのひきこもり～8050問題からこれからのまちづくりを考える～」

講 師：ぼそっと池井多 VOSOT主宰

財源

- 県からの委託費 17万円
- 琴浦町の負担額 3万円

社会を明るくする運動 55万円

(人権・同和教育課)

この運動は、「犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない地域社会を築こう」という全国的な運動です。こうした活動を「更生保護活動」とも呼びます。

琴浦町では毎年7月を強調月間とし、保護司会、更生保護女性会といった更生保護活動を行う団体と一緒に、さまざまな啓発やボランティア活動を行います。

◇活動

- ・街頭啓発活動
- ・事業所訪問
- ・広報車による巡回
- ・あいさつ運動
- ・海岸清掃 など

◇経費

- 報償費 29万円
- 消耗品費（啓発活動用のぼり旗等） 2万円
- 負担金（保護司会・更生保護女性会） 24万円

財源

琴浦町の負担額 55万円

部落自治振興事業一覧

	ページ
総務課	
1 部落自治振興交付金	90
2 コミュニティ助成事業補助金	91
3 小型除雪機購入補助金	92
4 自治会集会施設整備費補助金	92
5 自主防災組織防災資機材整備事業補助金	93
6 わが町支え愛マップ推進事業補助金	93
7 個別避難計画作成事業補助金	94
町民生活課	
8 資源ごみ回収小屋等設置事業補助金	95
9 資源ごみ回収報奨金	95
10 飼い主のいない猫対策補助金	96
11 海岸漂着物処理業務委託事業	96
企画政策課	
12 町営バス及び広域路線バス待合所設置費補助金	97
建設住宅課	
13 土木施設愛護ボランティア制度	97
14 街路灯新設事業補助金	98
15 町道支障木伐採支援事業補助金	98
16 原材料等支給制度	99
農林水産課	
17 竹粉碎機無料レンタル制度	100

1. 部落自治振興交付金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-2111

2. 目的

部落の自治振興と広報配布などの町の事務に対する協力費用として、部落自治振興交付金を交付します。

3. 内容、要件等

○ 交付の対象とならない部落は次のとおりです。

- (1) 大区、連合自治会に該当する団体
- (2) 特別養護老人ホーム等の施設内の部落



○ 交付金は、次の経費に充ててください。

- (1) 部落の運営に関すること。
- (2) 広報等配布物の配布、回覧、掲示物の掲示等に関すること。
- (3) 各種調査の実施、地域住民の町に対する要望等の連絡調整に関すること。
- (4) 人材等の推薦、催事や説明会等の連絡調整に関すること。
- (5) 地域の環境衛生に関すること。
- (6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する事業に関すること。

○ 交付金の額は、下表の基準により自治活動振興分と行政事務委嘱分とで、それぞれ算出した額を合計して交付します。

区分	均等割額	世帯割額	備考
自治活動振興分	25,000円	700円	当年度4月1日時点住民基本台帳世帯数
行政事務委嘱分	22,000円	700円	当年度4月1日時点広報等配布世帯数

○ 次の基準を満たす部落は、上記の額に追加して交付を行います。

交付基準	追加交付金額
前年度に認可地縁団体を設立	10,000円
前年度に部落が合併した場合	50,000円
当年度に敬老事業を実施した場合	部落内の当年度4月1日時点の75歳以上の方、1人当たり1,000円
自主防災組織を結成しておりかつ当年度に防災訓練、研修会等を実施した場合（設備点検のみの場合は除く）	当年度の4月1日時点の世帯数が 50世帯以上の部落 20,000円 50世帯未満の部落 10,000円
当年度に広場整備（公園施設の新設、維持管理を容易にするための伐採、防草シートの設置、真砂土購入等）を実施した場合	広場整備に要した費用の1/2 上限500,000円
当年度に除雪活動を実施した場合 対象経費	実施額の2/3、上限75,000円 ①除雪用機械及び除雪用車輛の使用に関する経費 ②業者に除雪作業を依頼した場合の委託費 ③機械、車輛を操作した場合の謝礼、報酬

2. コミュニティ助成事業補助金

1. 担当、問合せ先

- (1) 一般コミュニティ助成事業…………… 総務課 行政総務室 【電話】 52-2111
- (2) コミュニティセンター助成事業…… 総務課 行政総務室 【電話】 52-2111
- (3) 地域防災組織育成助成事業…………… 総務課 防災危機管理室 【電話】 52-2111

2. 目的

自治会・自主防災組織へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

3. 内容、要件

事業区分	助成内容及び事業例	助成額
(1) 一般コミュニティ助成事業	<p>・ コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備</p> <p>例：祭り用備品（太鼓、御輿、山車、法被、提灯等）、公民館備品（調理用機器、冷暖房器具、机、イス、テレビ等）、イベント用テント、除雪機、草刈機、遊具、広場の整備、基礎工事を伴わない東屋等。ただし、駐車場、トイレ、電球のみの整備等は対象外。</p>	100万円以上 250万円以内
(2) コミュニティセンター助成事業	<p>・ 認可地縁団体が行う部落公民館の建設又は大規模修繕</p> <p>例：建築主体工事、電気・機械設備工事、建物登記費用、設計監理料。ただし、土地取得費、造成費、既存施設の解体費は対象外。</p>	総事業費の 5分の3以内 (上限1,500万円)
(3) 地域防災組織育成助成事業	<p>・ 自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備</p> <p>例：無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機、メガホン等防災資材の購入、基礎工事を伴わない簡易倉庫・収納庫</p>	30万円以上 200万円以内

- 過去10年以内に「(3) 地域防災組織育成助成事業」を除く同種事業について補助を受けている団体は、対象となりません。
- 補助金の額は、10万円単位となっており、10万円未満は切り捨てとします。
- 国の助成制度等を受ける場合は、対象となりません。
- 事業は必ずしも採択されるものではなく、一般財団法人自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行いますので、予めご了承下さい。



3. 小型除雪機購入補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-2111

2. 目的

冬期に住民の往来を確保するため、地域住民が自発的に行う町道等の除雪に使用する小型除雪機械の購入を支援します。

3. 内容、要件等

区分	品目	補助率	補助限度額
小型除雪機 購入補助金	小型除雪機の購入、農業用トラクターへの除雪用パーツの購入及び装着費（1自治会 1台/年度） ※農業用トラクターへの除雪用パーツ バケツ、スノーブロウ等	3/4	100万円

4. 自治会集会施設整備費補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-2111

2. 目的

公民館など集会施設（コミュニティ施設）の新築、改築、増築工事費用について、金融機関から借入れされた場合、経費の一部を補助金として交付して、負担軽減を図ります。

3. 内容、要件等

- 補助金の交付対象となる事業は、以下に該当し、町長が認めるものとなります。ただし、土地の取得費は除きます。
 - (1) 集会施設の新築、改築、改修
 - (2) 集会施設の増築
 - (3) 集会施設の購入
- 補助金の額は、上記の事業を実施するため、自治会が金融機関から借り入れた額の5%になります。

5. 自主防災組織防災資機材整備事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】 52-2111

2. 目的

自主防災組織等に対し、防災資機材の整備及び消防用可搬ポンプ修繕等に要する経費に対し補助金を交付することにより、地域の防災力を強化し、災害による被害の防止又は軽減を図ります。

3. 内容、要件等

1 自主防災組織防災資機材整備事業

自主防災組織が次表の品目購入に要する経費を交付対象とします。

区 分	品 目	補助率	補助限度額
消 火 用	消防用ホース、消火器その他消火用具及び付属品	1 / 2	50,000円
安全装備用	ヘルメット、防火衣その他安全装備用具		
救出救助用	ジャッキ、担架その他救出救助用具		
情報伝達用	メガホン、トランシーバーその他情報伝達用具		
活 動 用	腕章、活動服その他活動用具		

注) 自主防災組織防災資機材整備事業は、令和5年度から毎年度活用が可能です。

2 消防ポンプ修繕事業

自主防災組織や自治会が所有する消防用ポンプの修繕等に要する経費を補助対象とします。

区 分	補助率	補助限度額
消防用可搬ポンプの修繕、メンテナンス、部品交換等に要する経費	自主防災組織 2 / 3	自主防災組織 80,000円
	自主防災組織以外の団体 1 / 2	自主防災組織以外の団体 60,000円

6. わが町支え愛マップ推進事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】 52-2111

琴浦町社会福祉協議会 【電話】 52-3600

2. 目的

支え愛マップづくりをとおり、災害時の避難において支援を必要とする者に対する支援体制の仕組みづくりなどの取り組みを支援することにより、地域での支え愛活動の充実を図ります。

部落自治振興事業一覧

※ 支え愛マップとは

災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的として、独居や高齢者世帯などの支援を必要とする者、その支援者の情報、避難所等を盛り込んだ地図です。

3. 内容、要件等

1 わが町支え愛活動支援事業

(1) 事業内容

- ・支え愛マップの作成（必須）
- ・支援を必要とする者の特性に応じた避難訓練の実施
- ・支援を必要とする者への平常時における見守り体制の構築
- ・避難支援に係る研修会・講習会の実施

(2) 対象経費

事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助限度額

5万円

2 わが町支え愛活動ステップアップ事業

(1) 事業内容

- ・支え愛マップづくりから明らかになった災害時の避難支援に係る課題について、解決に向けた取り組みを企画していくため、住民が主体となって開催する会議の設置及び運営（必須）
- ・災害時の避難支援に係る課題解決に向けた取り組み

(2) 対象経費

事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助限度額

10万円

7. 個別避難計画作成事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】52-2111

2. 目的

避難行動において支援を必要とする方（避難行動要支援者）ごとに、避難場所や避難方法、避難支援者などを定めた個別避難計画を作成することで、避難支援の仕組みづくりやその対応を円滑に進めるための体制整備を図るとともに、地域での支え愛活動の充実を図ります。

3. 内容、要件等

(1) 事業内容

地域、関係機関での話し合いにより、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成します。

(2) 対象経費

計画作成に必要な報償費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（お茶代に限る）、印刷製本費） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料および賃借料、備品購入費

(3) 補助金額

ア 1地区あたり5,000円 + イ 1計画あたり2,000円×計画作成数

※ アは1自治会につき1回限り、イは新規作成の計画のみが対象

8. 資源ごみ回収小屋等設置事業補助金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 SDGs推進室 【電話】 52-1703

2. 目的

琴浦町内の各自治会に対して、資源ごみ等の分別回収推進のため、資源ごみの回収小屋等を設置、改修する際に予算の範囲内で補助金の交付を行います。

3. 内容、要件等

- 町内自治会の資源ごみ等の回収用の小屋や付属設備等（以下「回収小屋等」）の新設、又は設置されている回収小屋等の改修事業を対象とします。購入費用、建設費用のほか、自前で修理した時の材料費も対象とします。ただし、回収小屋等の設置に係る土地の購入、賃借料等は対象外です。
- 町内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する業者（法人及び個人事業主）から購入したり、工事を依頼したりすることが要件です。
- 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1（1,000円未満切り捨て）とし、10万円を限度とします。

9. 資源ごみ回収報奨金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 SDGs推進室 【電話】 52-1703

2. 目的

資源ごみの回収量を増やし、循環型社会形成を推進することを目的とします。

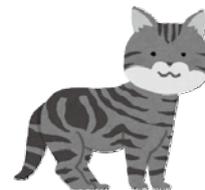
3. 内容、要件等

- 自治会や子ども会などで回収した再生資源ごみに対し、資源ごみ回収報奨金として紙、金属1kgあたり5円、ビン1本あたり5円をお支払いします。
- 資源ごみ報奨金を申請するには、事前に町へ団体登録の申請をしていただく必要があります（初回のみ）。

10. 飼い主のいない猫対策補助金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 SDGs推進室 【電話】52-1703



2. 目的

飼い主のいない猫（以下「野良猫」という。）に不妊・去勢のための手術を受けさせる取組を支援し、野良猫の繁殖を抑え、生活環境の保全と動物愛護意識の高揚を図ります。

3. 内容、要件等

- 町内の野良猫に対し、県内で開業する動物病院で、不妊又は去勢のための手術を受けさせる町内在住者又は自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
- 補助金の額は、野良猫1頭につき上限10,000円です。
- 個人申請 1名につき10頭まで・自治会申請 1自治会につき15頭まで。
- 手術を受けさせた場合は、手術を受けた証拠として猫の耳先のV字カットも受けさせてください。

4. 申請の流れ

- ① 野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を受けさせます。
 - ※ 周辺住民への聞きとり等も行い、確実に飼い主がいないことを確認してください。
 - ※ 耳先のV字カットも忘れずに行ってください。
- ② 補助金を申請します。
- ③ 町が申請書の審査を行い、問題なければ交付決定書と請求書を送付しますので、後日請求書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

11. 海岸漂着物処理業務委託事業

1. 担当、問合せ先

町民生活課 SDGs推進室 【電話】52-1703

2. 目的

海岸漂着物の撤去、海岸美化の取組を支援し、沿岸環境・景観の保全などを図ります。



3. 内容、要件等

- 年数回の海岸清掃を実施していただける町内の自治会やボランティア団体と委託契約を締結し、実施距離・回収量・回数に応じ、予算の範囲内で委託料をお支払いします。

12. 町営バス及び広域路線バス待合所設置費補助金

1. 担当、問合せ先

企画政策課 企画担当 【電話】52-1708



2. 目的

自治会がバス待合所を新築または既存の待合所を全面改築する際に、補助金を交付することにより、町内の交通環境の充実を図ります。

3. 内容、要件等

- 自治会が町営バス及び広域路線バスの停留所に設置する待合所を新築または既存の待合所を全面改築するための費用で、次に掲げるものを交付対象とします。
 - (1) バス待合所（本体）の購入に係る経費
 - (2) バス待合所の設置工事に係る経費
- 補助金の額は、補助対象経費の全額（60万円を上限）とします。
- バス待合所が設置される土地は、自治会が所有し、又は借り受けるものであって自ら管理できる場所であることが要件です。
- 設置したバス待合所については、その周辺を清潔に保つなど自治会で管理をおこなってください。

13. 土木施設愛護ボランティア制度

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

土木施設の愛護団体に対し、支援を行うことにより、持続的な土木施設の愛護活動を促進し、施設の維持保全を図ります。

3. 内容、要件等

- 町が管理する道路・公園・河川（以下「土木施設」といいます。）において、地域の皆様が自主的に土木施設愛護ボランティア団体（以下「愛護団体」といいます。）を結成し、清掃・除草・植栽管理などの愛護活動を実施される場合に、交付金を交付し支援する制度です。
- 制度の対象となる愛護団体の活動内容は次のとおりです。
 - (1) 町道およびその道路側溝の清掃、除草等。ただし、集落内のものは除く。
 - (2) 町が管理する公園、その他施設の整地、清掃、除草等。
 - (3) その他土木施設愛護の思想普及のために必要な活動。
- 交付金の額は以下のとおりです。
 - (1) 150円／人・時間
 - (2) 草刈機を使用の場合は150円／台・時間
 - (3) 1団体あたり5万円を交付の上限とします。



14. 街路灯新設事業補助金

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

自治会が街路灯を新設する場合に補助金を交付し、地域の交通安全と防犯対策の推進を図ります。

3. 内容、要件等

- 集落内の町道等に、自治会で街路灯を新設する場合に補助を行います。ただし、灯具の修繕や移設については対象外です。また、自治公民館等、自治会が管理する施設のための外灯も対象外です。
- 交付額は1基あたり設置事業費（消費税込み）の1/3の額とします。ただし、補助金の1基あたりの上限は1万円です。
設置後の維持管理（電気代除く）は申請者負担とします。

15. 町道支障木伐採支援事業補助金

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

山林等から町道にせり出し、通行に支障となる樹木〔支障木〕を伐採することで、強風や積雪による倒木を未然に防ぎ、安全な道路環境の保全を図ります。

3. 内容、要件等

- 山林等から町道にせり出す支障木を、自治会及び個人が業者委託により伐採する場合に補助金を交付します。
 - ※ 農地からせり出すサング樹等の枝打ちも申請の対象にできます。
- 集落付近の町道の支障木を伐採したい場合、自治会で申請していただくことで補助金額も多くなり、より長い延長の支障木を伐採できます。
 - ※ 土地所有者への伐採の了解は、自治会で取っていただきますようお願いいたします。
- 補助の対象となる費用
 - ・業者に伐採や枝打ちを依頼した場合の委託料
 - ※ チェーンソー等で自力で伐採された場合は、燃料費等を原材料等支給制度で助成できます。
- 補助金の額は以下のとおりです。
 - ・自治会：補助率2/3 補助金の上限20万円
 - ・個人：補助率1/2 補助金の上限5万円

16. 原材料等支給制度

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

里道や生活排水路（赤線・青線）の維持管理について、その原材料等を支給することで持続的な維持管理を支援し、住環境の整備を推進します。

3. 内容、要件等

- 町道、認定外道路及び生活排水施設等を自治会等の労務負担により施行する場合、工事に使用する原材料・機械借上料を助成します。
- 原材料等の支給限度額は以下のとおりです。
 - ・原材料 : 1箇所あたり年間20万円
 - ・機械借上料: 1箇所あたり年間10万円
- 主な支給原材料や支給率は、下表のとおりです。

1 支給対象施設	2 支給原材料等	3 支給率
・町道 ・認定外道路 ・生活排水路 ・町道側溝	(1) 生コンクリート、アスファルト (2) 碎石（運搬を含む。） (3) 水路用二次製品 (4) 水路用二次製品布設に伴う付属品 (ヒューム管・柵・蓋などの二次製品) (5) 除草剤 (6) 作業に必要な機械の借上料 (7) その他町長が必要と認めるもの	支給原材料費等の 100/100
【備考】 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の作業に係る労務費は、支給の対象に含みません。 ・業者へ委託を行うオペレーターなどの特殊な作業員賃金については、借上料に含めることができます。 ・業者へ委託を行う際の、諸経費及び関係者で対応できる内容の作業に必要な人件費は含みません。 		

17. 竹粉碎機無料レンタル制度

1. 担当、問合せ先

農林水産課 農林水産振興係 【電話】 55-7802

2. 内容等

北栄町と共同利用する竹粉碎機を自治会に無償で貸し出します。

貸し出しは無料ですが、機械の運搬、燃料費、傷害保険等の費用は使用者負担です。

機械について



◀機械の動作の様子
(北栄町公式 YouTube)



竹粉碎機：GS122GB
 最大処理径：12.5cm
 機械サイズ：1,620mm×730mm×1,270mm
 重量：345kg (軽トラックに積載可能)

3. 申請の流れ



資料編

	ページ
Q1 2023年度（令和5年度）の町の予算はどうなっていますか？	102
Q2 2023年度（令和5年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？	102
Q3 町の収入の36.0%を占める「地方交付税」って？	104
Q4 町の借金はどのくらいありますか？	104
Q5 教育にはどのくらいのお金がかかっていますか？	105
Q6 町の貯金（基金）と借金（町債）の推移は？	106
Q7 町民一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べると？	106
Q8 町の財政は健全ですか？	107
Q9 町の人口はこれからどうなりますか？	108
Q10 今後の財政収支の見込みはどうなりますか？	109

Q1 2023年度（令和5年度）の町の予算はどうなっていますか？

■全会計予算額 188億7,657万円

〔前年度に比べて17億9,190万円（10.5%）の増額〕

町の予算には、「一般会計」、「特別会計」、「公営企業会計」があります。サービスや事業の内容に応じて、収入と支出を区分して管理しています。

- 一般会計とは…
町民のための教育や福祉、道路などの基本的な住民サービスを行う会計です。
- 特別会計とは…
特定の収入で特定のサービスや事業を行うための会計で、一般会計とは、別に収入と支出を管理しています。
- 公営企業会計とは…
法律（公営企業法）に基づく事業について、民間企業と同様の会計で住民サービスを行う会計です。

会計名	令和5年度予算額	前年度との比較増減	増減率
一般会計	121億5,031万円	+16億2,031万円	+15.4%
特別会計			
介護保険	22億1,350万円	+727万円	+0.3%
国民健康保険	20億1,449万円	+1,374万円	+0.7%
後期高齢者医療	2億5,723万円	+631万円	+2.5%
船上山発電所管理事業	2,696万円	△513万円	△16.0%
住宅新築資金等貸付	846万円	+3万円	+0.3%
公営企業会計			
水道事業	5億9,686万円	+3,752万円	+6.7%
下水道事業	16億876万円	+1億1,185万円	+7.5%

※1万円未満で四捨五入による端数処理をしている関係で、増減率が一致しないものがあります。

Q2 2023年度（令和5年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？

一般会計予算 121億5,031万円〔前年度に比べて16億2,031万円（15.4%）の増額〕

一般会計の歳出（支出）

民生費が最も多く、総務費、公債費（借金の返済）、農林水産業費と続きます。

民生費…障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護などの事業に要する費用です。国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の会計への支出も含まれます。

総務費…人事、企画、財政、財産管理、戸籍、統計、交通安全、新型コロナウイルス感染症対策などの事業に要する費用です。

公債費…昨年度までに借入を行った借金の返済に要する費用です。

農林水産業費…農業・林業・水産業の振興に要する費用です。

土木費…道路、河川、住宅、公園などの整備や管理に要する経費です。下水道事業への支出も含まれます。

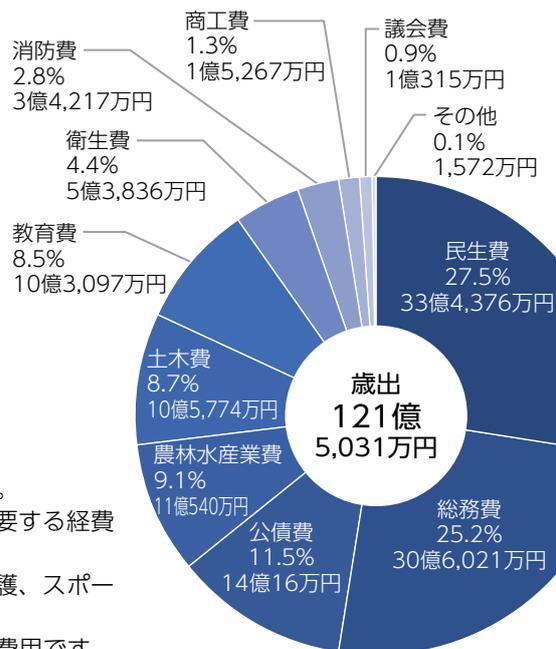
教育費…学校教育、生涯学習、図書館運営、文化財保護、スポーツ振興などの事業に要する費用です。

衛生費…母子保健、ごみ処理、公害対策などに要する費用です。

消防費…広域で運営する消防署や町の防災に要する費用です。

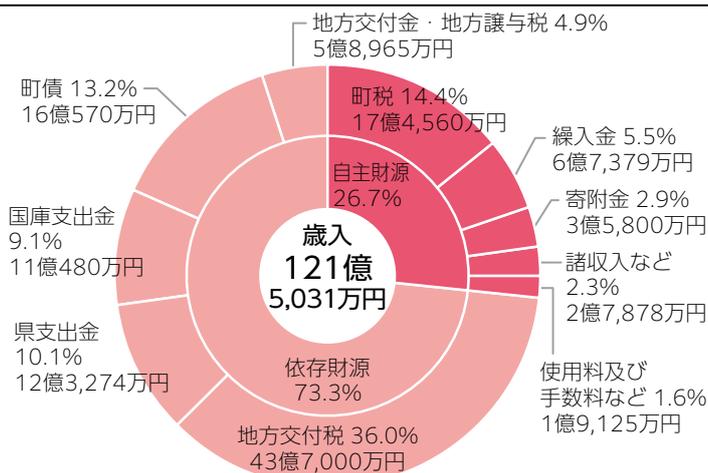
商工費…商工業振興、観光振興などに要する費用です。

議会費…議会の運営にかかる費用です。



一般会計の歳入（収入）

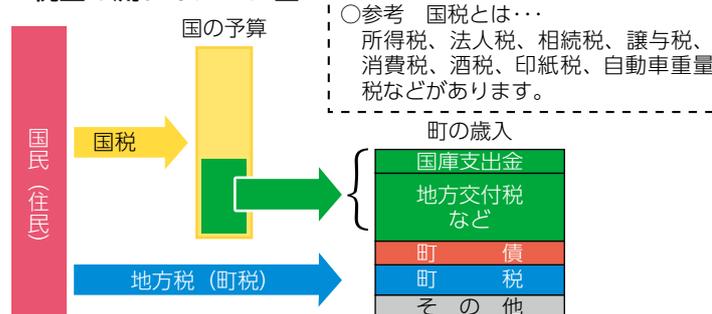
収入の内、町税は、全体の14.4%を占めますが、住民サービスを行うためには、収入が不足します。国は、国民がどこに住んでいても一定のサービスが受けられるよう、その財源が不足する自治体に地方交付税を交付しています。琴浦町では、36.0%を占める重要な収入となっています。



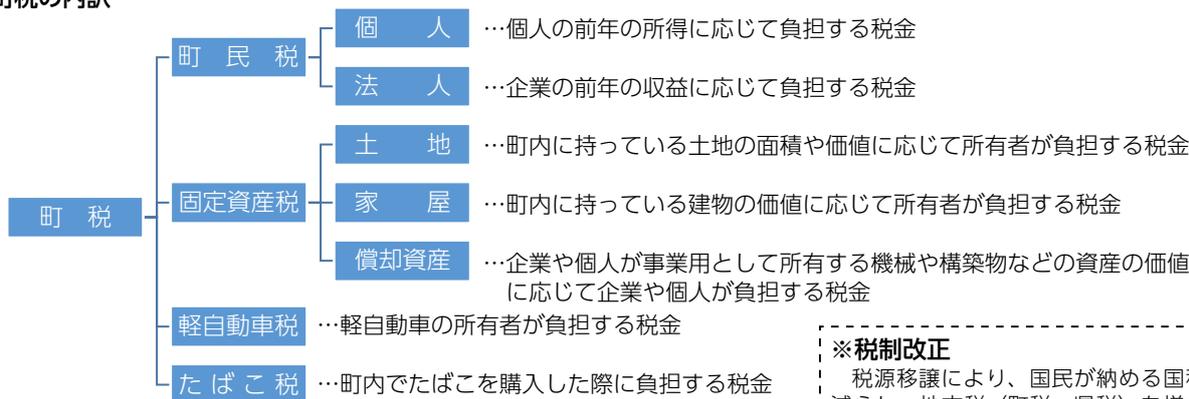
税金の流れ

国民は、住んでいる町に直接支払う税金（町税）のほか、国に対しても所得税や消費税などの税金（国税）を負担しています。国税は、年金や医療など国民の社会保障などの費用に使用されるほか、自治体（町）に対して、住民サービスなどを行うための費用を補助金（支出金）や地方交付税などとして町に交付します。

<税金の流れイメージ図>



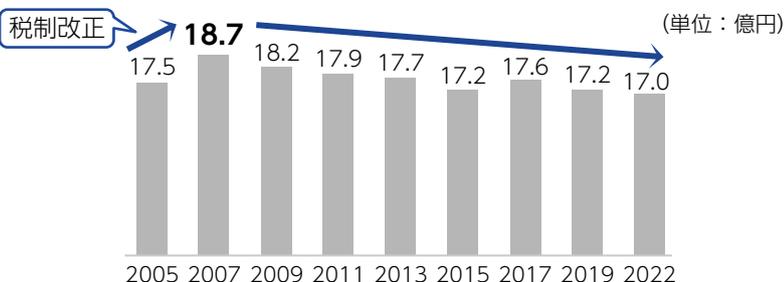
町税の内訳



町税の推移

町税は減少傾向です

・働き世代人口の減少（納税者の減）・地価の下落（固定資産税の減）



Q.町の収入は減っていただけですか？

人口減少に伴い、町税は減少傾向にありますが、2008年以降「ふるさと納税」という制度ができました。これにより、町外にお住まいの方でも、生まれた故郷や応援したい町に納税(寄附)することができるようになりました。琴浦町でも制度を活用して、収入の確保に取り組んでいます。(2022年度のふるさと納税による寄附額は、約3.6億円でした。)

※税制改正

税源移譲により、国民が納める国税を減らし、地方税（町税・県税）を増やすことで、国から地方へ税源が移る。

町はなぜ借金をするの？

建物を建てたり、道路や建物を作る際には国の補助金などを活用しますが、補助は半分程度なので、残りは町が負担しなくてはなりません。

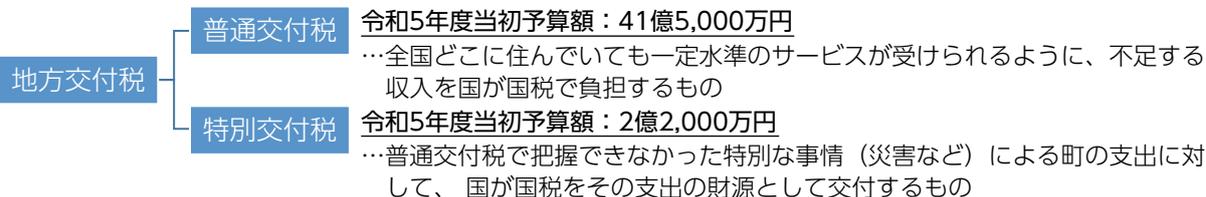
その年の税金を建設費に使ってしまうと、ほかの住民サービスのためのお金がたりなくなるため、借金をしてその建設費の支払いに使います。

建物や道路は、建設後、数十年先の住民も利用することから、建設する年の住民だけでなく、将来の住民に借金の返済という形で負担していただくことで、世代間の負担の公平性を保つ意味でも必要しくみです。

借金（町債）の目的によっては、毎年度、その返済費用の一部を国が地方交付税により負担するものもあります。

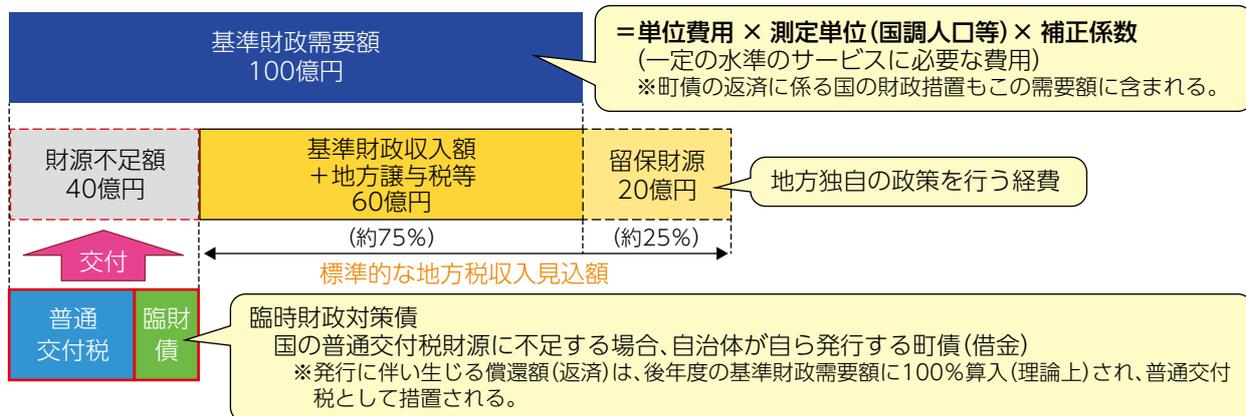
Q3 町の収入の36.0%を占める「地方交付税」って？

- 地方交付税は、2023年度（令和5年度）の歳入として43.7億円を見込み、町の歳入の36.0%を占める重要なものとなっています。
- 地方交付税は、全国どこに住んでいても一定水準のサービスが受けられるように、国税として国が代わって徴収し、人口など一定の合理的な基準により、国が「地方交付税」として再配分するものです。



※地方交付税は、国税の所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額が財源となっています。

●普通交付税の配分方法（イメージ図） ※一定水準のサービスに100億円必要な町の例



●普通交付税（臨時財政対策債を含む）の推移 (単位：億円)



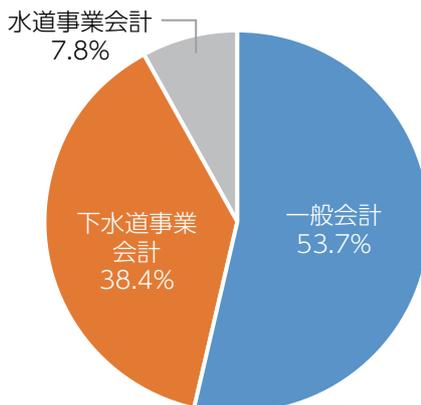
普通交付税（臨時財政対策債を含む）は、2021年（令和3年度）に1年限り、国の施策に伴い増える地方負担に対する措置として「臨時経済対策費」と、2021年度分の臨時財政対策債の後年度の返済の財源として「臨時財政対策債償還基金費」が追加されたことにより45.5億円となりました。

Q4 町の借金はどのくらいありますか？

2023年度末（令和5年度末）の借金（町債）残高は、全会計で192億8,138万円となる見込です。

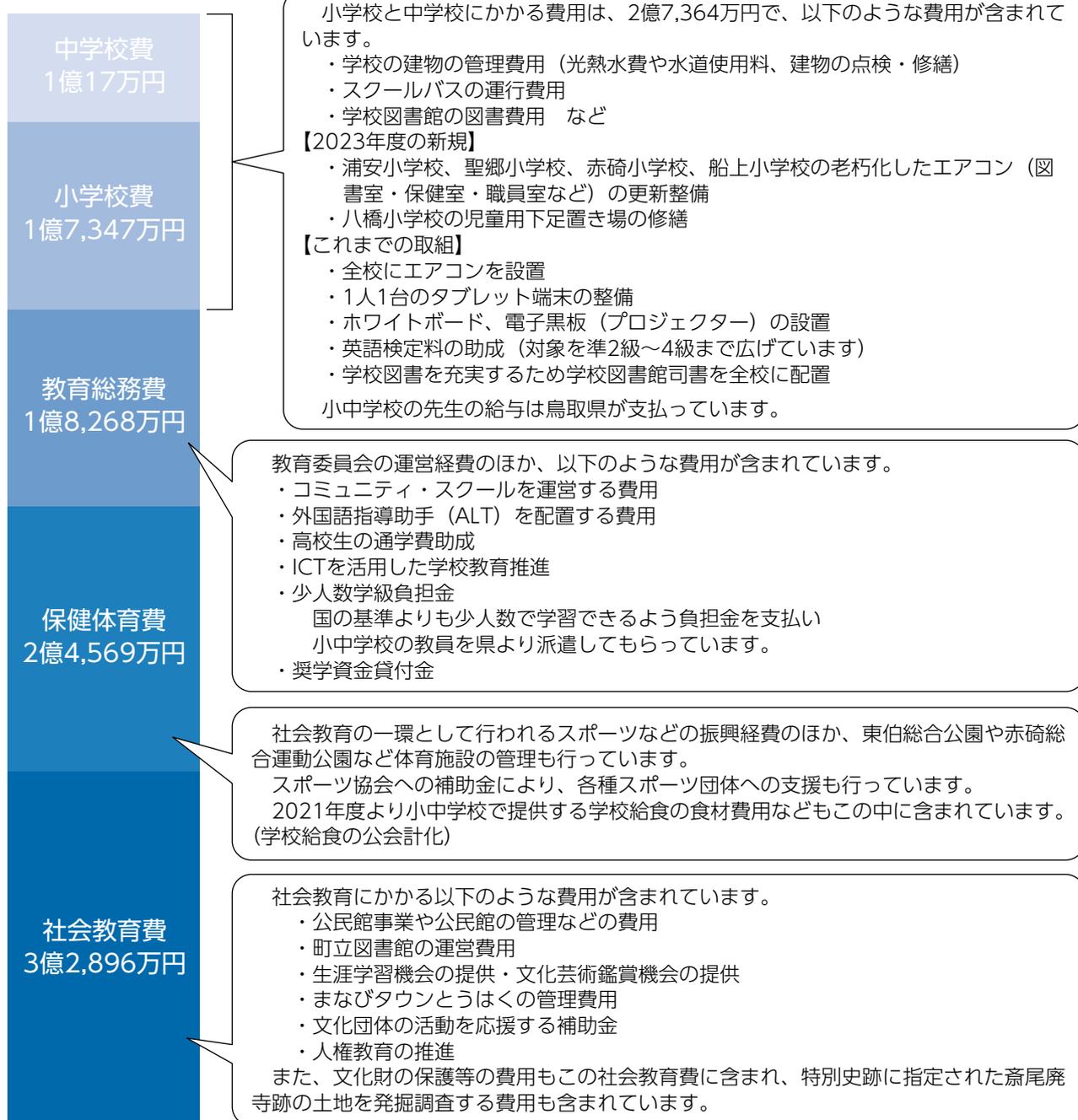
町民1人あたりにすると、119万円/人になる見込みです。
(令和5年4月1日現在人口：16,263人)

会計	借金残高
一般会計	103億6,061万円
下水道事業会計	74億767万円
水道事業会計	15億1,310万円
合計	192億8,138万円



Q5 教育にはどのくらいのお金がかかっていますか？

2023年度（令和5年度）の教育費 10億3,097万円（一般会計予算の8.5%）



○ことしの児童生徒数は

2023年（令和5年）4月現在の各学校の児童生徒数は、次のとおりです。

(単位：人)

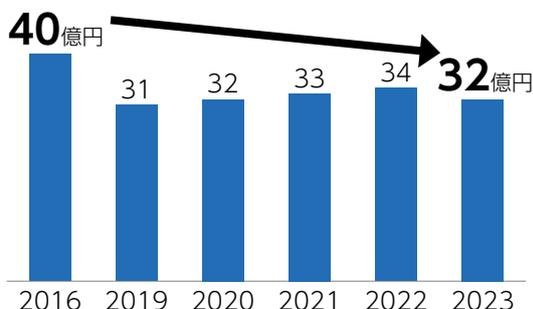
	八橋小学校	浦安小学校	聖郷小学校	赤碕小学校	船上小学校	東伯中学校	赤碕中学校	計
2023年度 (令和5年度)	164	216	111	183	118	248	186	1,226
2022年度 (令和4年度)	163	207	117	204	126	270	171	1,258
増減	1	9	△6	△21	△8	△22	△15	△32

Q6 町の貯金（基金）と借金（町債）の推移は？

- 近年の大規模な災害に対応するため貯金を取り崩しましたが、繰越金などの積立てにより近年横ばいとなっています。
- 道路などを建設した借金の返還が終了し、借金の残高は減少してきています。

貯金残高の推移

貯金残高は、近年横ばいです。

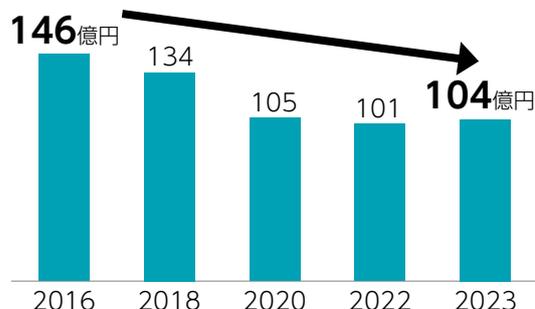


Q.貯金はどこに預けているの？

貯金の多くは、必要なときに使えるように主に銀行に預けています。しかし、銀行の利率も低い状況が続いているため、貯金の一部を安全な国債（国の借金）などの形で保管することで銀行に預けるよりも多く利息を受け取る取組みも行っています。

借金残高の推移

借金残高は、減少してきました。



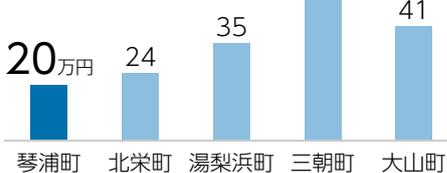
Q.借金を減らす方法は？

これまでに毎年いくつもの借金を行ってきました。当然、借金は毎年少しずつ返済しなくてははいけません。借金を減らすためには、繰上げて返済することで、借金残高は減少します。町では、これまでも2018年度と2020年度にまとめて返済する取組みも行ってきました。

Q7 町民一人あたりの「貯金」と「借金」のほかの町と比べると？

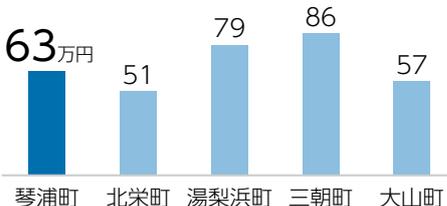
- 近隣の町村の1人当たりの「貯金」と「借金」を比較すると
 - ・「貯金」は、他の町に比べて少ない状況です。
 - ・「借金」は、北栄町と大山町より高い残高です。
- 今後は、貯金をためつつ、借金を前倒して返済し、将来の世代の負担を軽減する取組が必要です。

町民一人あたりの「貯金」



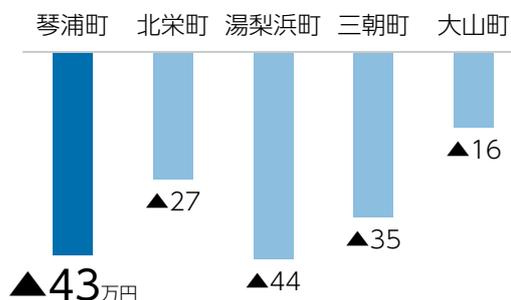
町民一人あたりの「借金」

※他町との比較のため、一般会計の借金で比較しています。



貯金と借金を合算すると...

町民一人あたりの「貯金」-「借金」



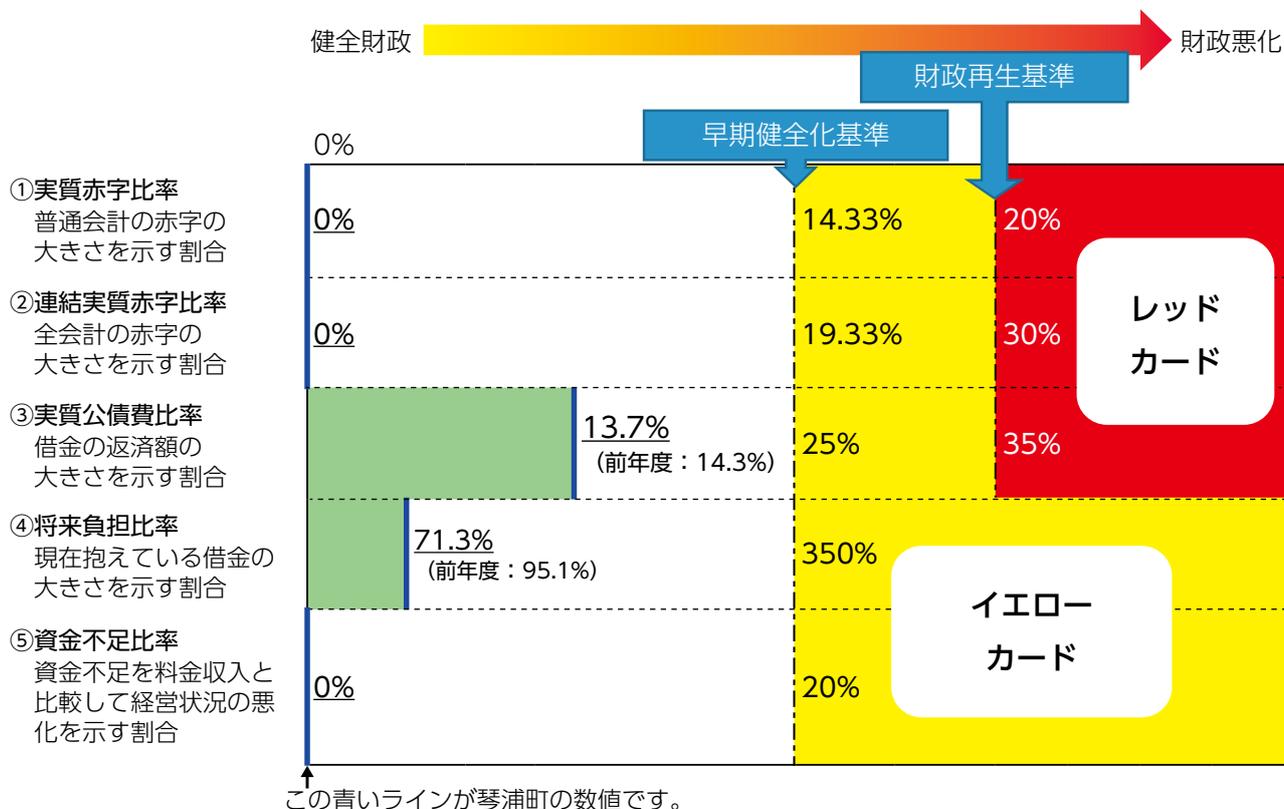
町民1人あたりの「貯金」から「借金」を引くと琴浦町が一番マイナスが大きく、負債が多いことが分かります。

改善には、貯金を蓄え、借金を減らす取組が必要です。

※2021年度（令和3年度）の決算より

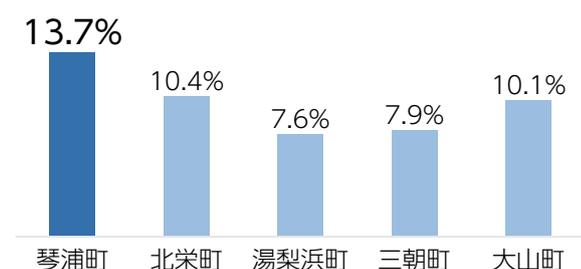
Q8 町の財政は健全ですか？

自治体の財政破綻を未然に防ぐために、国では、平成19年に地方公共団体財政健全化法を定めました。この法律では、自治体の財政の状況が健全かどうかを判断するために、全国で統一した指標が決められています。この財政指標では、「早期健全化基準（イエローカード）」と「財政再生基準（レッドカード）」が定められています。



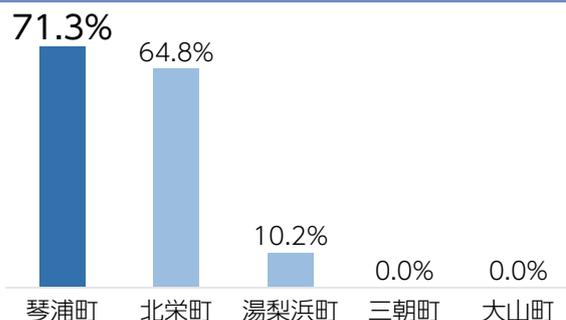
○近隣の町との比較

実質公債費比率



実質公債費比率は、他町よりも高いことから、毎年の借金返済額が町の収入に対して高いことが分かります。実質公債費比率が低いほど、収入に対する返済額が小さくなるため、きめ細かなサービスの展開が可能となります。

将来負担比率



将来負担比率は、他町よりも高いことから、将来、負担なくはない借金などが多いことが分かります。湯梨浜、三朝、大山の将来負担比率が低い理由は、貯金が多いことと、「過疎対策事業債」という借金を返済をする際に国が70%負担する有利な地方債を活用してきたためと推測されます。琴浦町も、2021年度（令和3年度）より赤碓地域で、2022年度（令和4年度）より東伯地域を含めた町内全域でこの過疎対策事業債を活用できるようになりました。

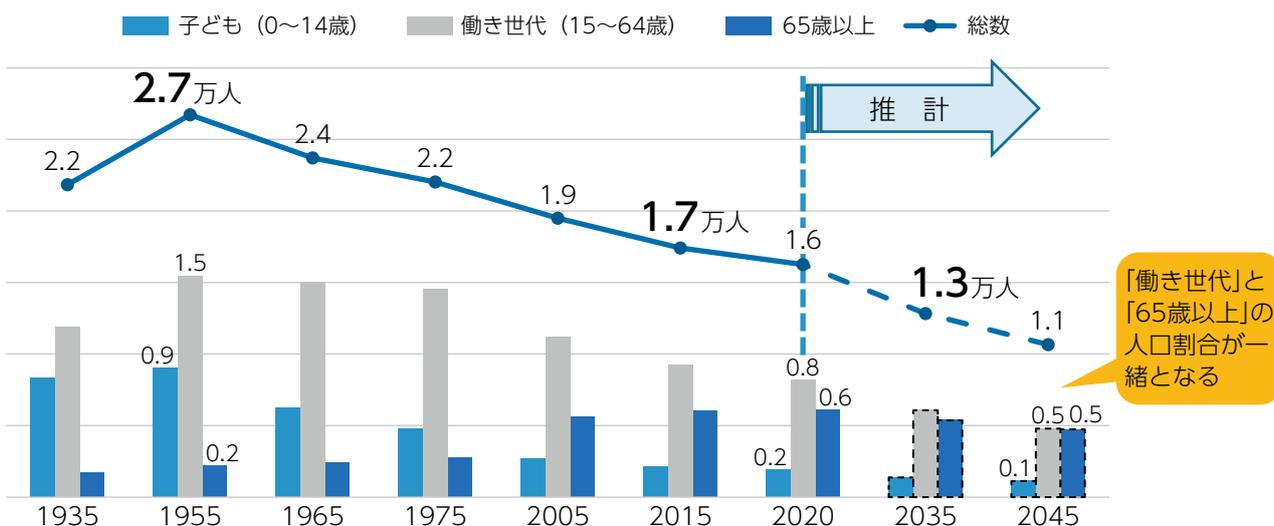
この2つの指標は、新しい借金をできるだけしないで、借りている借金を繰上げて返済するとともに、収入を確保し貯金することで、改善されます。財政運営は、貯金と返済のバランスを取りながら、必要な事業をしっかりと行う必要があります。

Q9 町の人口はこれからどうなりますか？

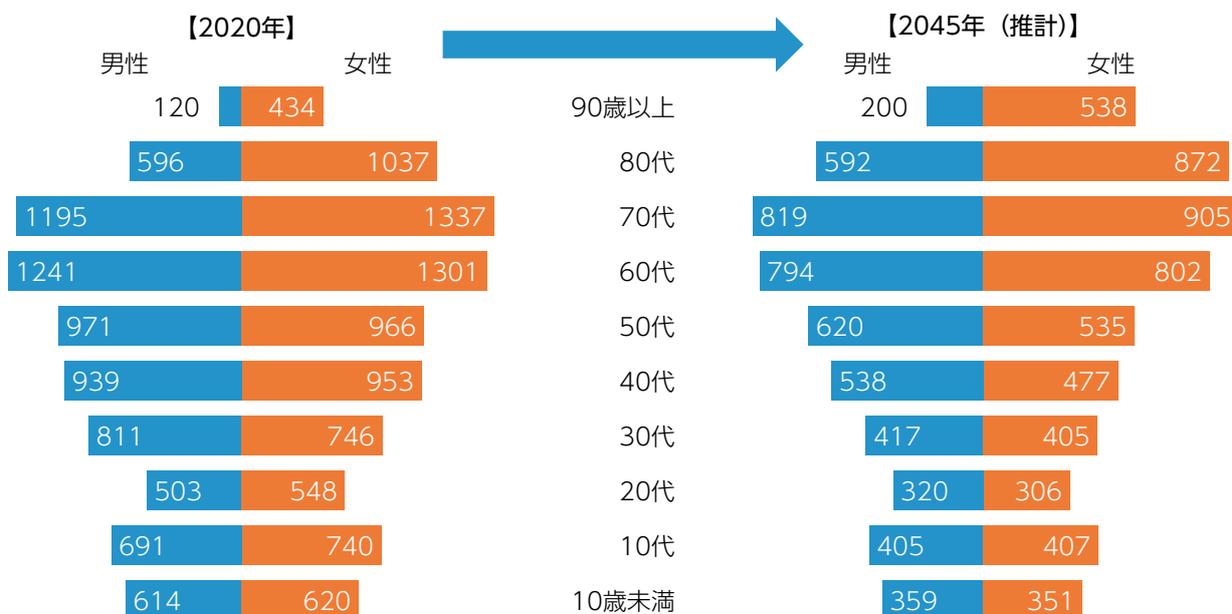
- 人口の「総数」は減少してきており、今後も減少する見込みです。
- 特に「子ども」、「働き世代」の人口は減少し、今後も減少する見込みです。
- 2045年には「働き世代」と「65歳以上」の人口はほぼ同数になります（高齢者割合が増えます）。

人口が減少し、高齢化が進むと…

- 民間企業・病院・介護施設・役場などの働き手が不足し、地域のリーダー、担い手も不足します。
- 人口、働き世代の人口に比例して、住民サービスを行うために必要な税金・地方交付税が減少します。
- 65歳以上の人口の割合の増加に伴い、歳出全体に占める医療・介護などの割合は増えます。



琴浦町人口ピラミッド



人口ピラミッドからも高齢化が進み若年層（グラフの下側）の人口が少なくなることが分かります。

※全国の自治体の人口推計を行う国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用しています。

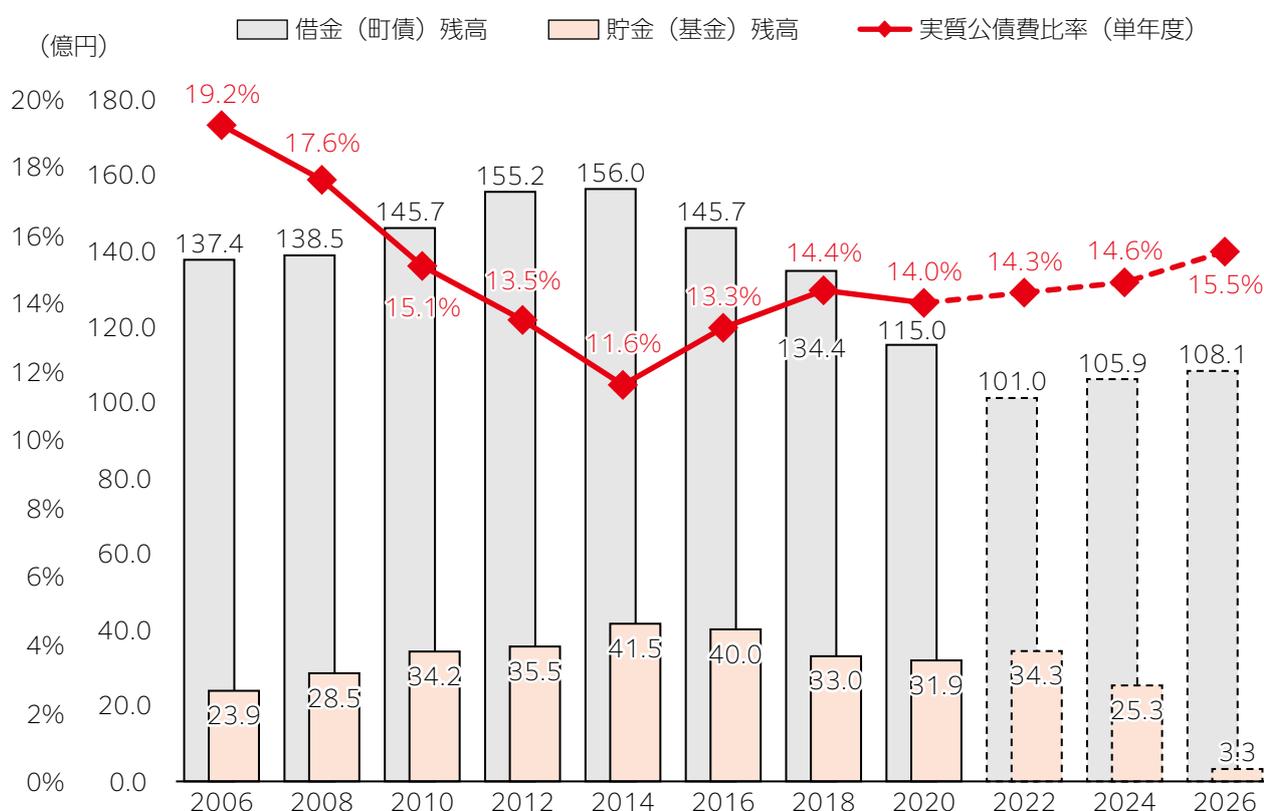
Q10 今後の財政収支の見込みはどうなりますか？

2023年度（令和5年度）の当初予算及び今後見込まれる事業などのほか、後年度の収入と支出の見込により試算した結果、借金、貯金、実質公債費比率（単年度）は、下記のグラフのとおりとなりました。

【試算のポイント】

- 収入として、町税や地方交付税は、人口の減少や地価の下落により減少すると厳しく見込んでいます。
- 支出として、教育や産業、公共事業（道路等）などは、これまでと同じ事業費を見込むほか、福祉と職員人件費は1%程度の増加を見込んでいます。
- 老朽化した公共施設（地区公民館など）の更新や必要な事業のため新たな借金（町債）の発行を見込んでいます。

貯金（基金）残高は減少傾向にあります。いつ起きるか分からない災害に備えて貯金（基金）を積み立てることが必要です。より一層の収入の確保と各種事業の効果検証による事業の見直しや事業の効率化を図ります。



○借金残高（町債残高）

新たな借金（町債）発行を元金の返済額未満としてきたことに加え、2018年度から2022年度の間に7.2億円を繰り上げて返済したことから、借金残高（町債残高）は減少してきました。2023年度以降、老朽化した公共施設の更新のため、新たな借金（町債）の発行が、各年度の元金の返済額を上回るため、借金（町債）増加する見込みです。

○貯金残高（基金残高）

支出に対して同じ年の収入が不足することにより、貯金（基金）が減少します。2024年度以降も2023年度当初予算と同様の収入・支出による予算編成を続ければ、2027年度には貯金（基金）が底つき、以降の予算を編成することが難しくなります。

今後は、これまで以上に「アレもコレも」から、「アレかコレか」という「選択と集中」を行い、さらに成果や効果を高める取り組みを進める必要があります。

○実質公債費比率 ※詳しくは107ページをご覧ください

健全化判断比率のうち最も留意すべき指標である実質公債費比率（単年度）は、2026年度に15.5%となりピークを迎える見込みです。今後の借金（町債）の発行にあっては、引き続き、後年度の返済が実質公債費比率に及ぼす影響を考慮した借り入れを行うことが重要です。

※実質公債費比率（3カ年平均）が18.0%を超えると、借金（町債）を発行する際に県の許可が必要となります。

役場への問合せ先一覧表

役場の組織

本庁舎 代表（電話：52-2111 FAX：49-0000）

	課名	電話	FAX	係	業務
1階	総務課	52-2111	49-0000	行政総務室 施設管理室 財務監理室 DX推進室 防災危機管理室	職員人事・給与・福利厚生、例規、文書管理、選挙、財政、財産区、自治会、地縁団体、入札、DX推進、公共施設総合管理、危機管理、消防・防災、交通安全
	町民生活課	52-1704 52-1703	49-0000	総合窓口係 SDGs推進室	戸籍、住民基本台帳、年金、SDGs推進、環境対策、斎場管理
	企画政策課	52-1708	49-0000	企画担当 人口対策担当	総合計画、過疎計画、地方創生、地域交通、人口減対策、まちづくり、広報・公聴、CATV、男女共同参画、国際交流、移住定住
	税務課	52-1702 52-1712 52-1701	49-0000	評価係 課税係 徴収係 地籍調査係	固定資産税、町県民税、軽自動車税、固定資産評価、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、地籍調査
	福祉あんしん課	52-1706 52-1715	52-1524	障がい福祉係 生活支援係	生活保護、ひとり親自立支援、民生児童委員、障がい者相談支援、児童扶養手当
	すこやか健康課	52-1705 52-1707 52-1525 52-1716	52-1524	健康推進係 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 保険係 地域包括支援センター 高齢福祉係	健康推進、保健指導、各種検診、予防接種（成人）、新型コロナウイルスワクチン接種、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護予防支援、高齢者福祉、介護保険
	出納室	52-1711	49-0000	出納係	現金出納、物品出納
2階	議会事務局	52-1710	52-1718	庶務・議事係	議事、議会庶務
保健センター	子育て応援課	52-1709 27-1333	49-0000	こども未来係 子育て世代包括支援センター	母子保健、こども園・保育園、児童福祉、放課後児童クラブ、児童手当、児童虐待・DV防止、予防接種（子ども）、ファミリーサポートセンター
厚生棟	商工観光課	52-1713	52-1714	商工担当 観光担当	商工業振興、企業誘致、観光振興、道の駅、雇用対策、統計

分庁舎 代表（電話：55-0111 FAX：55-7558）

	課名	電話	FAX	係	業務
1階	図書館赤碓分館	55-7547	55-7534		図書等資料の貸出、閲覧
	建設住宅課	55-7804 55-7805	55-7558	地域整備室 住宅係	土木一般、道路・河川の整備・維持管理、都市計画、公営住宅、空き家対策
	上下水道課	55-0111 55-7806 55-7807	55-7558	分庁総合窓口係 上水道係 下水道係	上下水道管理、総合窓口業務、分庁舎管理
2階	農林水産課	55-7802 55-7803	55-7558	農林水産振興係 農村整備係	農業・林業・水産業・畜産業の振興、担い手育成、土地改良
	農業委員会事務局	55-7809	55-7558	農政係 農地係	農地の売買・貸借・転用、農家台帳、農業者年金

役場の組織

生涯学習センター 代表（電話：52-1111 FAX：52-1122）

課名		電話	FAX	係	業務
2階	図書館	52-1115	52-1155		図書等資料の貸出、閲覧
3階	教育総務課	52-1160	52-1122	総務係 指導係	教育行政企画、教育委員会、就学援助、 学校施設管理、教科指導、進学奨励金
	社会教育課	52-1161	52-1122	生涯学習センター管理室 生涯学習係 学芸文化係 社会体育係	生涯学習、公民館、社会教育施設、 青少年健全育成、文化財、芸術文化、 体育振興
	人権・同和教育課	52-1162	52-1122	人権教育推進係	人権教育・啓発、人権相談、人権対策、 文化センター管理

その他の施設

施設名	電話	FAX	施設名	電話	FAX
琴浦学校給食センター	52-2729	53-1712	一向平管理棟	57-2100	—
八橋地区公民館	52-2564	52-2564	琴浦斎場	58-2566	58-2566
浦安地区公民館	52-2796	52-2796	東伯総合公園	52-2047	52-2037
下郷地区公民館	53-1886	53-1886	赤碕総合運動公園	55-7570	55-7570
上郷地区公民館	52-3066	52-3066	八橋小学校	52-2950	53-2657
古布庄地区公民館	57-2004	57-2004	浦安小学校	52-2404	53-2261
赤碕地区公民館	55-2149	55-2149	聖郷小学校	52-3016	49-5020
成美地区公民館	55-2316	55-2316	赤碕小学校	55-0506	55-0508
安田地区公民館	55-1848	55-1848	船上小学校	55-0601	55-0799
以西地区公民館	55-7550	55-7550	東伯中学校	52-2326	52-2999
やばせこども園	53-0909	53-0909	赤碕中学校	55-0002	55-2202
しらとりこども園	52-6066	52-6066	東伯文化センター	52-2773	52-2773
こがねこども園	52-3715	52-3715	赤碕文化センター	55-0741	55-0741
ことうらこども園	55-0710	55-0710			
ふなのえこども園	55-1972	55-1972			

小さい
くせに
ぜんぶ
ある。



惑星 コトウラ



発行 鳥取県琴浦町

住所 689 - 2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

TEL 0858 - 52 - 2111

FAX 0858 - 49 - 0000

ホームページ <https://www.town.kotoura.tottori.jp/>

編集 琴浦町総務課 財務監理室

